

早稲田大学審査学位論文
博士（人間科学）

洪水常習地域の災害文化と生活環境史
—利根川・荒川水系の地域社会を対象として—

Disaster culture and Environmental history in flood-prone regional societies along
Tone river

2014年1月

早稲田大学大学院 人間科学研究科

金子 祥之

KANEKO, Hiroyuki

研究指導教員： 鳥越 皓之 教授

洪水常習地域の災害文化と生活環境史

—利根川・荒川水系の地域社会を対象として—

Disaster Culture and Environmental History in Flood-prone Regional Societies along Tone River

金子祥之

目次

第一章：災害研究における生活環境史の意義	1
1. 災害研究の課題とは	2
1. 1. 新たな災害認識としての「災害の社会性」	2
1. 2. 「災害の社会性」への2つの視角	3
1. 3. 災害研究・防災政策の課題：防災政策と地域社会	5
2. 生活環境史の方法	7
2. 1. 環境史研究の隆盛のなかで	7
2. 2. 生活環境史の主張点	8
3. 日本民俗学の認識論と生活環境史	10
3. 1. 柳田国男の時間概念から	10
3. 2. 心意論と親々の生活ぶり	12
4. 生活環境史の政策論	14
4. 1. 柳田国男の挫折：恩情主義から生活論へ	14
4. 2. 生活の立場からの政策論	16
5. 本論の構成	18
第二章：大水のなかのマイナー・サブシステム論	22
1. 洪水へのプラス・イメージと治水政策	23
1. 1. 大水と「寄り物」	23
1. 2. マイナー・サブシステムという視角	25
2. 「美しい自然」のなかでの漁撈活動	26
2. 1. 景勝地としての井戸地区	26
2. 2. 荒川での漁撈活動の全体像	28
2. 3. 平時の漁法の特徴	29

3. 大水のなかのマイナー・サブシステム	31
3. 1. 大水に特化した漁法	31
3. 2. 大水に応用した漁法と大水のなかでの漁撈の特徴	34
3. 3. 環境変化と大水のなかでの漁撈技術	35
4. 大水をやり過ごす知恵	37
4. 1. 河川利用の知恵と漁師の矜持	37
4. 2. 洪水に対する棲み分けの技法	40
5. 結論：大水のなかの漁撈が持つ意味	41
第三章：水害を均衡化する仕組みとしての水利慣行	45
1. 災害格差を納得する論理とは	46
1. 1. 防災対策と災害格差	46
1. 2. 水利秩序における「連合と対抗」	47
2. 洪水に対する組織的な排水対応	48
2. 1. 島新田の宿命としての内水被害	49
2. 2. 排水管理組織としての土地改良区	52
3. 錯綜する利害関係と「水害の分配」	55
3. 1. 排水管理組織内での「水害の分配」	55
3. 2. 自然災害と社会的災害の境界	57
3. 3. 地域社会の危機としての昭和 10 年代水害	59
4. 水害の象徴としてのロンショミチ	61
4. 1. 危機の連続：繰り返される争論	61
4. 2. 折り合うための方法の模索	63
4. 3. ロンショミチでの「水害の分配」の意味	64
5. 結論：「水害の分配」を可能にする論理	66
第四章：災害対応としての水神祭祀	70
1. なぜ信仰の力でなければならなかったのか	71
1. 1. 自然災害に対する地域社会の対応	71
1. 2. 生活のなかにある災害と＜工夫＞	72
2. 布鎌地域の歴史的背景と洪水対応	73
2. 1. 布鎌地域の開発史・治水史	73
2. 2. 水害を防ぐ家々の工夫	75
2. 3. 洪水から恩恵を得るための工夫	77

3. 水の神を祀るという工夫.....	79
3. 1. 堤防の守護神としての水の神.....	79
3. 2. 水神祭りの諸相：洪水除けの祈り.....	80
3. 3. 舟型集落：洪水の発生と水神社.....	81
4. 水の神を担ぐという工夫.....	83
4. 1. 洪水のなかでの利害対立.....	84
4. 2. 布鎌地域という枠組みの創出.....	86
5. 結論：水の神でなければならない理由.....	88
第五章：むらの領土保全と災害文化.....	91
1. 無理のない災害対応とは.....	92
1. 1. 防災政策と地域社会.....	92
1. 2. 災害文化を繰り出す仕組みとしての領土保全.....	93
2. 歴史的に行なわれてきた生活実践と「保全的管理」.....	95
2. 1. 福木地区の歴史的・地理的概要.....	95
2. 2. 屋敷地における災害対策と住み慣れた基準.....	96
2. 3. 利根川洪水とむらの空間秩序としての住み着き方.....	97
3. ほ場整備事業にみる洪水との折り合い方.....	99
3. 1. 小貝川洪水の特徴と福木地区.....	99
3. 2. 「投資的管理」としてのほ場整備事業.....	100
3. 3. 小貝川洪水との折り合い方.....	101
4. 終末処理場建設計画と災害文化.....	104
4. 1. 「松林の景」から終末処理場へ.....	104
4. 2. 「なされるがまま」のなかでのむらの対応.....	104
4. 3. 「投資的管理」としての意味付け.....	106
5. 結論：むらの領土保全にみる災害対応とは.....	107
第六章：結語—洪水と向き合った人びとの災害対応.....	110
1. 本論の目的と研究視角.....	111
2. 事例研究から得られた知見の整理.....	111
3. 地域社会の災害対応の論理.....	114

補論：「水害の分配」はいかにして可能になったのか.....	118
1. 災害対応としての「水害の分配」	119
1. 1. 水利慣行を理解する視点.....	119
2. 利根川の島新田としての布鎌地域	120
2. 1. 明治末期の排水慣行の様子から	120
2. 2. 布鎌地域の開発と排水問題の発生.....	122
3. 水論の発生と排水慣行の展開	123
3. 1. 布鎌地域における水論の発生.....	123
3. 2. 度重なる争論と先例の形成：宝暦期の争論	126
4. 災害の再分配と秩序の再構築	129
4. 1. 先例を基軸とした排水慣行の再構築：文化期の争論.....	129
4. 2. 論所道をめぐる排水慣行の到達点.....	131
5. 結論：納得可能な分かち合いの仕組みへ.....	133
引用文献一覧.....	135
初出一覧	142

第一章：災害研究における生活環境史の意義

第一章：災害研究における生活環境史の意義

本論の目的は、災害常習地域のフィールドワークから、災害がくり返し押し寄せる環境条件にもかかわらず、何ゆえに人びとはそこに暮らしつづけることができたのか、その理由を明らかにすることである。

このうち本章では、このような目的を掲げる理由を人文科学の災害研究の現状をふまえながら説明していくとともに、その際の研究視角を示すことを目的としたい。

先取りして答えるならば、現在、防災政策と地域生活との間に大きな隔たりがあることが課題となっている。本論ではこのような課題に対して、防災の理念を普及させていくのではなく、地域生活の実情をふまえた災害対応のありかたを模索していくことが大切であるという立場をとる。そのため地域社会がこれまでどのように災害対応を行ってきたのか、地域社会の災害対応を検討していくことが本論の主題となる。ゆえに、人びとの生活の立場から環境利用を分析する視角である生活環境史の方法を用いて、地域社会の災害対応（＝災害文化）を分析していくこととする。

1. 災害研究の課題とは

これまで我が国において災害研究といえば、自然科学の対象とする領域であるとみなされてきた。そのため長きにわたって、人文科学による災害研究は低調であった。しかし近年では、人文科学からの災害研究が活発に行なわれるようになってきている。

そこで本節では、どのようにして人文科学から災害への接近が見られるようになったのかを検討していき、いま人文科学の災害研究にいかなる課題があるのかを明らかにする。とくに断りなく人文科学という表現を用いたが、以下では筆者の研究領域である社会学、民俗学（文化人類学）の成果を中心にして、補足的に歴史学による成果を参照していく。

1. 1. 新たな災害認識としての「災害の社会性」

人文科学において災害研究は、長くマイナーな存在であった。それは従来の災害認識が、つぎのような3つの特徴を持つものであったからだと考えられる¹。まず①災害とはすなわち自然災害であり、たとえば地震や台風などのように、人為的な要素が薄い自然現象とみなされてきた。つぎに②災害は、突発的・偶発的な性格が強く、あくまで一時的な・異常時の出来事とみなされてきた。例外的な現象であるため、それぞれの学問領域の主題とはなりえなかった。したがって③災害研究というと異常な自然現象をいかに制御がするかが主要な課題となり、工学的・技術的なアプローチが重視されてきたといえる。

災害が人文科学の対象となった転換点は、災害が自然による破壊ではなく、すぐれて社会的現象であることが明らかになったことであった。アメリカにおいて災害人類学という

領域を開拓したオリヴァー＝スミスは、災害を「多次元性」とその「相互性」から理解する必要があると指摘する。「災害は、展開していく中で、自然の力ないしは素因、勢力構造や社会の仕組み、そして文化的価値や信念体系、これらのものが結びついておりまた交錯しているということを明るみに出す」（オリヴァー＝スミス 2006:32）からである。災害はその契機こそ自然によるものであるが、さまざまな人為的・社会的な要素が絡み合いながら発現するものなのである²。

日本における災害の社会学的研究は、1980年ころから本格的に行なわれるようになるが、それはこうした災害の人為的・社会的な要素に注目するアメリカの災害社会学・災害人類学の成果を取り入れながら進められた³。

加えて日本社会は、1990年以降度重なる災害の被害を受けることとなり、災害認識が改められ、かつ深められていった。1991年の雲仙普賢岳噴火災害、1995年の阪神・淡路大震災、2000年の三宅島噴火災害、2011年には東日本大震災など、大規模災害が頻発している状況にある。大規模災害の頻発は、「長い間大災害を体験せずに高度経済成長を実現した」日本社会において、「科学技術と緊急時の社会制御を通じて（引用者注：災害による被災を）かなりの程度コントロール可能であるという意識」（浦野正樹 2010b:6）を根底から覆してしまった。災害を技術的に制御しようと楽観的にみることはできなくなっている。

上記の大規模災害はまた、長期的災害であるという特徴をもっており、これらを経験することによって、災害への社会的なアプローチの必要性が痛感されることとなる。長期的な災害では、技術的アプローチではほとんど視野に入ることのなかった、長期間にわたる被災問題・生活再建問題・災害ボランティア問題などの社会的な問題が噴出することになったからである。

このうち2011年3月11日の東日本大震災は、「思想のあり方も、これまでとは決定的に違うものへと変わらざるをえない」（篠原雅武 2011:164）災害であった。災害の被害の深刻さもさることながら、この災害が「人間の生活世界が自然とのかかわりのなかにあること」（篠原雅武 2011:164）を改めて突き付けるものであったからだとして篠原雅武はいう。災害は決して例外的な事象ではないことが認識されるようになった。

こうして近年の災害研究では、先に述べた従来の災害認識と対比させれば、つぎのような新たな災害認識に到達することとなった。すなわち、災害は①社会的性格を強く持つものであり、②人が生活していくためには必ず対処を迫られるという意味で、決して例外的なことがらではなく、③工学的・技術的なアプローチだけでは災害に十全に対応できない存在である、というものである。

新たな災害認識は、一言で表現すれば、「災害の社会性」への注目であるといえよう。

1. 2. 「災害の社会性」への2つの視角

災害社会学・災害人類学では、この「災害の社会性」に焦点をあてた2つの視角が形成

されつつある。

ひとつは、災害が人為的要因によって発現・強化されることを指摘する“社会的脆弱性論”である（たとえば、秋元律郎 1988；高坂健次・石田淳 2005；野田隆 1997；室井研二 2006；2007 など）。社会的脆弱性論は、「自然現象は災害の引き金に過ぎず、そのインパクトを被る社会システムの脆弱性こそが、災害の性格を規定するという考え方」（野田隆 1997:66）である。災害において見落とされがちな、平時の社会に内在していた人為的・社会的災害要因を脆弱性という用語で説明している。つまり社会的脆弱性論は、「災害過程の分析を通して平時の社会システムが内包している矛盾や問題点を析出することに主眼を置」（室井研二 2007:15）く視角である。

日本において社会的脆弱性論は、都市社会学・都市研究とともに進展してきた⁴。というのも社会的脆弱性論は、都市固有の災害特質を示すのに有効であるからである。秋元律郎（1988）によると、都市は自然との共存関係を断ち切り、自然災害を克服しながら形成されてきたという。しかし、そのことにより都市は、「人間自身の作りだした仕組みや機構のうちにあらたな災害の要因をたくわえ、これを媒介することによって災害を多様化し、複合的なものにしていった」（秋元律郎 1988:264）歴史的背景をもっている。つまり都市では、都市の構造的特質と結びついた災害が出現するのであり、それはまさに社会的脆弱性により引き起こされるものであった。

もうひとつは、人為的・社会的要因によって災害被害を緩和しうることに注目した視角で、これを“社会的緩衝論”と名付けておきたい。社会的緩衝論は、災害文化論（たとえば、林春男・田中重好 1989）や、レジリエンス（復元＝回復力）論（たとえば、浦野正樹 2010b；香坂玲 2012；原口弥生 2010）に代表される。社会的脆弱性論とはまったく反対の側面に焦点をあてて立論した視角である。

このうち災害文化論は、「災害常襲地のコミュニティに見出される文化的な防衛策」であり、災害に対するコミュニティの「生活の知恵」（林春男・田中重好 1989:147）を包括的に示す概念である。とくに発災期のコミュニティの災害対応を分析するなか事例の蓄積がなされてきた。一方でレジリエンス論は、復興期を対象としながら事例の蓄積がなされてきた。レジリエンスは、「地域や集団の内部に蓄積された結束力やコミュニケーション能力、問題解決能力などに目を向けていくための概念装置」（浦野正樹 2010b:13）である⁵。

災害文化論・レジリエンス論ともに、被災することとなった地域社会を対象とする視角である点で共通している。すなわち、社会的緩衝論は、社会的脆弱性論が構造的な視点で分析を行なっていくのに対して、地域社会に視点を置いている特徴がある⁶。

このように「災害の社会性」を発見した現在の災害研究の到達点は、構造的な視点から人為的・社会的要因によって災害が強化され複合的に発現することを分析する視角（＝社会的脆弱性論）と、地域社会に焦点をあて人為的・社会的要因によって災害が弱められることを分析する視角（＝社会的緩衝論）が作りあげられてきたことである。こうして人文科学の災害研究は、災害研究に独自の研究領域を構築している。

これらの研究蓄積に本論を位置づけると、地域社会の災害対応の知恵である災害文化に注目するため、大きくは社会的緩衝論にあたる。けれどもここで災害文化を採用したのは、たんに災害の緩和方法を明らかにしようとするからではなく、むしろ災害研究・防災政策が抱える今日的課題に取り組むためには、災害文化という概念でなければならないと判断したからである。

では災害研究・防災政策が抱える課題とはどのようなものかを、つぎに示していこう。まずは災害研究の課題からみていき、つぎにそれと政策的課題との関連を検討する。

1. 3. 災害研究・防災政策の課題：防災政策と地域社会

こんにち災害研究には、災害研究であるがゆえに抱えている研究上の課題がある。それは狭い意味での防災実践の研究に陥りがちであることである。たとえば都市社会学から災害社会学へ接近した室井研二（2011）は、災害社会学の分析が「対策論的分析」に陥りがちであることを指摘し、つぎのように述べている。たしかに災害を扱うからには、即効性をもった「対策論的分析」が必要とされる十分な理由がある。ところがその結果、たとえば地域社会それ自体の分析のような直接的に防災対策に結びつかない分析は、災害社会学では深められてこなかった。そのため、しばしば防災とともに語られる、『日常』や『社会』とはどのようなものなのか（室井研二 2011:2）についても十分に検討されてこなかったと、室井はいう。

このような災害研究の動向は、災害人類学者の清水展も指摘している。いわく、誰しもが『防災・減災・復興のためには、当該地域の住民自身の積極的な関与、すなわちコミュニティの役割が重要である』との認識を共有している。しかし最も重要な『地域』あるいは『コミュニティ』の内実は、ともすればブラック・ボックスのまま放置されている」（清水展 2009:2）。

なるほど両者の指摘からは、災害研究が形成してきた社会的脆弱性論も社会的緩衝論も、どちらも災害被害を念頭に置きながら、それをいかに軽減しうるかという「対策論的分析」の視角であることがわかる。そのため分析の関心が、災害被害の減少に焦点化される傾向がある。けれども災害研究である以上、何らかの意味で災害被害の減少を目指すのは当然とも思える。ではなぜ「対策論的分析」をとることが研究上の課題となるのだろうか。じつは、その背後には防災政策の課題がある。

いま防災政策は、地域社会からの反発という課題に直面している。『防災のためのまちづくり』が大切であることを否定する人はいない一方で、実際には多くの地域、自治体でそれ実現することの難しさに手を焼いている現状がある」（室井研二 2011:2）。大規模災害が起きるなか防災の理念について多くの人が理解を示しながらも、実際にそれを行なうことに対して、地域社会は積極的ではなく、さらにはまた反発に出会うことも少なくない状況にある。防災政策は災害を低減してほしいという地域社会の要望を汲みとりながら展開

してきた 7)にもかかわらず、なぜいま地域社会の反発や戸惑いが生じるようになっているのだろうか。

この点について、集落をあげて防潮堤建設を拒否した津波被災者の論理を分析した植田今日子 (2012) は、「災害パターナリズム」という興味深い指摘をしている。「大きな災害が起こると、直近の被害がもたらしたリスクは特化して強調され、このリスクを回避するための政策は絶大な説得力をもつことになる。・・・それはたとえば生命や財産を守るために、津波の浸水域や波高を基準に 2 度と人が住めない土地にしてしまう“災害危険区域”指定・・・などに顕著である。「このような直近の災害の被害の大小を基準に『危ないからもうそこには住んではいけない』あるいは『帰ってはいけない』という“善行的要素 (beneficence)”にもとづく大小の政策に備わる干渉行為を災害パターナリズム」(植田今日子 2012:77) と植田は呼んでいる。

ここで植田がパターナリズムという批判的な表現をとったのは、防災政策が客観的な「被害の大小」に焦点化されるあまり、地域社会の論理を蔑ろにしてしまうことを指摘するためである。大規模防潮堤の建設が災害リスクを低減させることができても、漁民としての生活を破壊してしまうものであることを指摘している。皮肉にも防災政策が、地域社会の人びとにとって、さらなる“災害”として機能してしまうことを批判しているのである。

このように防災や復興といった理念は、「錦の御旗」(岩崎信彦 2002:546) として機能するがために、容易にパターナリズムに転化してしまう。すなわち防災政策は、地域社会の安全性を確保する狙いをもつから、客観的な被害の最小化こそが地域社会にとってもっとも望ましい選択肢であると判断され、かえって地域社会の論理は蔑ろにされてしまう傾向があるといえる。

しかしながら十全な災害対策となるためには、客観的な被害の大小だけでなく、誰にとってのいかなる被害(問題)であり、かつ誰にとっての対策(解決策)なのかということが問われなければならない。発災過程における「災害の社会性」に注目が集まっていたが、防災対策もまた技術的対策だけでなく、地域社会も含めた社会的な対策が必要なのではないだろうか。さきに引用した文章のなかで、「地域」「社会」「コミュニティ」といった類似の用語が出てきたのは、決して偶然ではない。災害パターナリズムに与するのではなく、地域社会の実情に沿った災害との付き合い方を模索するために、被災地域に焦点を当てた分析を主張していたのである。

つまり防災政策の課題とは何よりも防災政策と地域生活とに大きな隔たりがあることであり、そして災害研究では、政策上の課題と対応するかのように、地域社会を根幹に据えた分析視角の欠如が課題となっている。

こうした課題をふまえて本論では、既存の災害研究のうちから災害文化という概念に注目する。災害文化は、地域社会の災害対応をすくい上げようとした概念であるからだ⁸。とはいえ、災害文化論もまた「対策論的分析」に陥りがちである欠点を抱えていた。それは災害文化論が住民の視点の大切さの指摘にとどまっており、立場が明瞭でないことにある

と考えられる。災害文化に注目しながらも、より立場を明確にした分析方法が必要となってくる。このとき注目されるのは環境社会学の研究蓄積である。

2. 生活環境史の方法

環境問題についてのさまざまな蓄積を残してきた環境社会学では、立場にかかわる議論が盛んになされてきた。その理由は環境社会学者たちが実際に環境問題のなかに身をおくことで、そこで「問題」と「解決策」がどの立場をとるかによって、大きく異なってくることに気づいたからである。

それゆえに環境社会学の蓄積のなかには、“居住者の生活の立場”という立場を明確にした分析方法が存在している。それが生活環境主義にもとづく、環境史分析である。

そこで本節では、この環境史分析が、前節でみてきたような災害研究・防災政策の課題に応えうるものなのか、その有効性を吟味していきたい。

ところで、こんにち環境史研究は環境社会学だけでなく、広い領域で行なわれており、さまざまな意味を込めて用いられている現状がある。そのため、たいへん大づかみにはあるが、まず環境史研究全体の動向をおさえておかねばならない。そのなかで環境社会学が独自に形成してきた環境史分析を“生活環境史”と位置づけようと考えている。“居住者の生活の立場”からの環境史であるからである。

2. 1. 環境史研究の隆盛のなかで

ひとくちに環境史といっても多様な研究が生み出されている現状にあるが、環境史を名乗る研究には、いくつかの共通点を見出すことができる。まず対象の共通性がある。環境史研究は、「人間と自然との関係史」(佐野静代 2008:1)を扱う。すぐ後にまとめていくように、どのような視点で「人間と自然との関係史」を扱うかには、大変大きな立場の違いがある。けれども、総体として「人間と自然との関係史」を対象としていることに共通性がある。

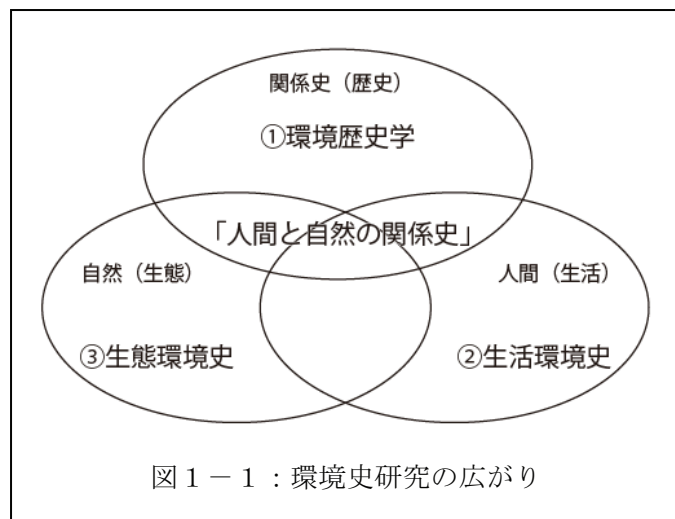
それに加えて、環境史研究は、古代史の領域でさえも環境問題への対処という実践性をともなっている。これもまたそれぞれの領域ごとに、どのような意味での対処と実践を考えるのかという相違が存在するが、環境問題を意識した環境史研究が行なわれている。より踏み込んだ言い方をすれば、たんに「人間と自然との関係史」を明らかにするだけでなく、環境史研究は近代化論へのアンチテーゼを提起している。環境問題は近代化が生みだした負の側面であり、それへの対処をはかろうとするからである(たとえば平川南 2012)。

さまざまな領域で行なわれている環境史研究を整理し、3つの環境史にまとめたのは篠原徹(2004)である。環境史研究全体を理解するうえで有益な整理であるので、詳しく検討してみたい。その3つとは、それぞれ①歴史学、②民俗学・社会学、③生態学を念頭にお

いた分類であると考えられる。すなわち、①人が人を支配することの延長上にある、資源としての自然をめぐる環境史、②人が生活をするうえで自然と対峙して食料を得る、人と自然の直接的な関係をめぐる環境史③人間によるインパクトを含めて自然（環境）それ自身の構成要素間のある関係をめぐらる環境史である（篠原徹 2004a:60）。

もう少し説明を加えたい。まず①と②の分類軸を確認しよう。民俗学・社会学の環境史は、人びとの生活と自然との具体的・地域的なかかわりを追究してきたのに対し、歴史学の環境史の場合は「より巨視的、あるいは抽象的な自然との関係性に関心が置かれており、それは主に災害史研究と開発史研究という形をとって、『環境史』という言葉が意識される以前から行われてきた」（佐野静代 2008:18）という。これが両者を分ける論点になっている。そして③は、もともと生態史といわれる領域である。篠原はつぎのような説明をしている。大型霊長類と熱帯雨林の種子分布には共進化の関係がある。そのため人間による大型霊長類の減少は、森の樹種構成に大きな影響を与える。このようなかたちで、生態史に人間が加わって描かれるようになり、環境史へと展開していった（篠原徹 2004a:60）。

これらの指摘をふまえて環境史を整理すると、つぎのようになろう。環境史は環境問題への対処を契機として、「人間と自然との関係史」を分析する領域として立ち上がってきた。そして環境史は、①「関係史（歴史）」に力点をおく歴史学の環境史、②「人間（生活）」に力点をおく民俗学・社会学の環境史、③「自然」に力点をおく生態学の環境史の3つのもので内包しているといえる。ここではそれぞれ①環境歴史学、②生活環境史、③生態環境史と呼んでおくことにしたい（図1-1）。



このように環境史を整理してくると、本論で検討していくべきは、「人間（生活）」に力点をおく生活環境史であることがわかる。ではこの生活環境史は、いったいどのような論理構成をとっているのかを、つぎに検討していこう。

2. 2. 生活環境史の主張点

日本における環境史の先鞭をつけたのは環境歴史学であったが、環境史研究を展開し、発展させていったのは生活環境史に位置づけられる研究グループである。社会学・民俗学を中心としたこの研究グループは、自らの環境史（生活環境史）を、環境歴史学への批判的検討を通じて、つぎのように位置づけている。

環境史は環境問題という実践的な課題への対処を意図するが、「環境史の視点が総合的か

つ実践的であろうとする限り、住民生活の現場の問題を抜きには議論が進まないはず」であるといい、環境歴史学には「生活者の視点」（嘉田由紀子 1986:371）が欠如しているという。なぜ彼らは、「生活者の視点」を重視したのだろうか。

それは生活者独自の論理を、「政策担当者や科学者は不当に低く評価しているという批判を私たちはもっている」（鳥越皓之 1984:328）からであった。さらには、そうした不当な評価の結果、環境政策において、技術的な「手当」だけが行なわれるばかりとなっている。生活者・居住者を含めない政策論では、根本的な「解決」（鳥越皓之 1984:iii）に至らないのではないかと、という批判をもっていたからである⁹。

このような政策状況をふまえて立論されたのが、“居住者の生活の立場”を打ち出した生活環境主義である。環境政策にあつて、大きく3つの考え方がある。「ひとつは『自然環境主義』で、ふたつめは『近代技術主義』で、三つめが私たちのいう『生活環境主義』である。それぞれの主義は、<人の手の加わらない自然>、<近代技術>、<人びとの生活>、にポイントをおき、そこから政策論を立てている」（鳥越皓之 1989:5）。生活環境主義をこのように位置づけたのは、先に見た不当な評価があつたことに加え、環境問題にかかわる研究者は事実に対する“評価”を求められるため、「環境問題には純粋に第三者の立場などあり得ないと考えているから」（鳥越皓之 1984:325）でもあつた。

環境史（生活環境史）は、この生活環境主義の分析方法として提唱され、つぎのような特徴をもつものであるとされている。まず生活環境主義という立場の表明がなされる。すなわち、「当該社会に実際に生活する居住者の立場」（鳥越皓之 1984:325）である。生活者の視点が大切であるという主張にとどまらず、居住者の生活の立場に立つことを明示したことが重要である。

そして環境史（生活環境史）は、人びとがもつ「日常的な知」（鳥越皓之 1984:327）を対象とする。「日常的な知」は「科学的な知に対置される関係」（鳥越皓之 1984:327）にあり、科学的な知をハードと呼べば、ソフトな知というものである。日常的な知を分析対象としたのは、人が住む環境を考えるためには、ハードだけでは不十分で、「日常的な知」のもつ独自の論理を知る必要があるからである。

では生活環境史は、「日常的な知」を、どのように分析しようとしてきたのだろうか。生活環境史の特徴を明確に示しているのは、経験論である。鳥越皓之は、「生活環境主義のばあい、ポイントは『生活』にある。すなわち生活をどのようにとらえるかというところにある」といい、経験論が「方法論的な基本になる」（鳥越皓之 1989:20）と指摘している。

さらにまた環境史（生活環境史）という名づけをしたのは、「経験を分析の基礎単位におくことによって、時間がかかなり重要な要素として入ってくる」（鳥越皓之 1989:24）からであると述べている。ここでいう経験とは、「ある人やときには制度体の、過去の記憶されている時間の蓄積のことである」（鳥越皓之 1989:24）。

経験論をもっとも高く評価しているのは、古川彰である。「近代知のブレークスルーとしての、生活環境主義的思想の核心を表明しているのが経験論である」（古川彰 2004:35）と

指摘している。“核心”とさえいわれる経験論とはどのようなものなのであろうか。

いわく「生活環境主義の経験論のポイントは、人間の行動の結果や将来の行動の可能性については、その根源にある経験にまで降りたって、そこを拠点として分析しなければならないという姿勢にある。つまり人がある言動をし振舞いをしたとしても、それをそのままナイーブに受け入れるのではなく、その根源にある経験的世界にまで降りていって考察をしようという立場なのである」（古川彰 2004:35-6）。このように行動や行為で分析するのではなく、ある人がなぜそう行為するのか、行動や行為の根源にある経験を見ようとするのが経験論の主張なのであった¹⁰。

見てきたように、生活環境史が“居住者の生活の立場”から、「人間と自然との関係史」を扱ってきたことがわかった。そしてそれは、人びとの生活（と自然とのかかわり）を行為論ではなく経験論で分析し、「日常的な知」を把握するという時間的な深度をもった方法なのである。

ここで気づくのは、災害文化論もまた災害に対するコミュニティの「生活の知恵」（林春男・田中重好 1989:147）を対象とすることを宣言していたことである。すなわち、災害文化論も、生活環境史も“人びとの知恵”を対象としようとしたという意味で、その狙いは共通しているということができる。にもかかわらず、災害文化論は、「何でもあり」の非常に曖昧な概念となっており、『災害文化』への期待に反し、理論化の動きはまだまだ十分と言えない」（木村周平 2005:405）と批判を受けている状況にある。

そこでつぎに、生活環境史分析がどのように「日常的な知」をとらえ概念化しているのかを把握していきたい。災害文化を生活環境史によって分析していくことでどういった有効性があるのかを確認していくためである。これまで生活環境史における「日常的な知」は、「生活知」として、「科学知」あるいは「近代知」との対比によって説明されてきた（たとえば古川彰 1986；松田素二 1989 など）。本論では、「日常的な知」を、当初「常民的な知」と日本民俗学の蓄積のうえで説明しようとしていた（鳥越皓之 1984:341）ことに注目し、民俗学の体系に位置づけて理解していくことを目指そうと思う¹¹。

3. 日本民俗学の認識論と生活環境史

生活環境史を提唱したグループに属する研究者たちは、自分たちの方法論の背後に日本民俗学の蓄積、とりわけ柳田国男の方法論があることをくり返し指摘している（たとえば、鳥越皓之 1984；嘉田由紀子 1986；古川彰 2004 など）。そこで生活環境史を採用する論者にあって、それを認識論まで深めている鳥越皓之の柳田国男理解を追っていくことにしよう。ここではとくに、彼らのいう「日常的な知」とは、どのようなものであるかを検討していきたい。

3. 1. 柳田国男の時間概念から

いま生活環境史においては、「日常的な知」を経験論で分析していくことにふれた。この経験論とはいったいどのような性格のものなのだろうか。行為（共時的に）でなく経験（通時的に）で分析することから「時間がかかなり重要な要素として入ってくる」（鳥越皓之 1989:24）と指摘されているが、それはどうも“歴史的な分析が重要である”という通俗的な理解とは、かなり異なったニュアンスをもっているようである。

では経験論の主張をどのように理解したらよいただろうか。もし仮に経験論の本質が時間軸を入れた分析にあるとするなら、環境歴史学の環境史研究と、何ら変わりのないものになってしまうはずである。ところが、環境歴史学の論者からは、生活環境史はむしろ時間軸の扱いが弱い共時的分析手法であるとみられているようである¹²。

ここで参照したいのは、民俗学の時間への理解である。宮田登は「民間伝承を対象とする民俗学にとって、歴史学が確定している時代区分は、はなはだ厄介な存在である」（宮田登 1993:2）と言い切っているからである。しかもまた「日常の生活文化は、ひとつの生活環境のまとまりをつくっており、それらは独自の時間軸」（宮田登 1993:2）をもつという。民俗学が対象とする固有の時間軸の存在を指摘していることがわかる。すると鳥越皓之のつぎのような指摘に行きつく。

鳥越皓之によると、柳田国男は自らの学問的実践を、人びとの身近な疑問に答えるものと規定したことによって、「固有の時間概念」（鳥越皓之 2002:209）を導入することになったという。それは「以前はどうであったか」という問いに始まるものである。このような問いを立てるからには、当然、柳田の時間概念には「より古いもの」への関心が含まれる。しかしながら、柳田には、人びとの疑問に答える必要があったため、時間的深度をより深めていけばよいという理解には立たなかった。

そのため、柳田にとっての「固有の時間概念」とは、つぎのようなものになる。「自分たちに身近な、そして差し迫った疑問を解くために過去（歴史）が必要なのであった。つまり、ある事象が、なぜ今日このようになったのか、を知ればよいのである。それは具体的には『ほんの百年か二百年前の親々の生活ぶり』でよかったのである」（鳥越皓之 2002:213）。

ここで鳥越が見出した、柳田の「固有の時間概念」は、たいへん特徴的な時間概念であるといえる。私たちは通常、客観的な時間概念を利用する。それは歴史研究でも同様で、中世・近世といった時間区分もそうである。ところが、この柳田の時間概念のポイントは「親々の生活ぶり」にあって、客観的な時間は“従”の位置しか与えられていない。その結果、100年もの時間幅がある伸縮自在な概念規定がなされていることがわかる。生活環境史において、「歴史」という客観的な時間に対しての関心が薄く、「経験」といつているのも、この辺りにヒントがありそうである。事実、柳田は「前代の経験」という言い方もしている。

柳田においては、「親々の生活ぶり」を知るために過去（歴史）の分析に入っている。そしてそれと対応するように、生活環境史においては、「日常的な知」をとらえるために、経

験の分析へと進んでいくのである。とするならば、「親々の生活ぶり」とは、柳田国男の民俗学であって、どのような位置づけを与えられたものなのであろうか。それを知るためには、より体系的に柳田民俗学をとらえる必要があり、彼の認識論の“核心”といえる心意論に踏み込まなくてはならない。

3. 2. 心意論と親々の生活ぶり

周知のように柳田民俗学の目標は、「心意」の把握におかれてきた。そして柳田民俗学では、この「心意（心）」を「心」で理解しようとしている。きわめて危うげな方法にみえるが、この点をもっとも明瞭に示しているのは、千葉徳爾である。彼はそれを「同情」の論理と呼び、柳田国男の方法論として整理している。

千葉は、まず「同情」という柳田国男独自の用語を解説する。「＜同情＞と柳田が書くのは、文字通り相手・・・の立場になって、その感情を自らに移し、心を同じくして考え、味わい、理解することで、柳田がこの文字を使用する場合は常にこの意味である。決して一般的なく気の毒な＜哀れむべき＞という意味ではない」（千葉徳爾 1991:23）。柳田にとって同情とは、“情を同じくすること”を指していた。

そして柳田は弟子たちに、「同情をもって観察する」ことの重要性を説いていた（千葉徳爾 1978:146）。こうした事実をふまえて千葉は、「調査される人びとの信仰や感覚に、調査する自己のそれを同調させて共感する」（千葉徳爾 1978:146）ことが、民俗学の基本的態度であると指摘する。

つまり「同情」の論理とは、「人びとの心持ちと同じ考えに立って、研究者は考察理解すべきものとする方法論」（千葉徳爾 1978:35）なのだと、千葉はいうのである。しかしながら、千葉が提示した「同情」の論理とは、はたして方法論と呼びうるものなのだろうか。

鳥越皓之は、この「心」を「心」で理解する立場の認識論的な系譜を確認し、科学論に位置づけることで、方法論として提示している。鳥越はこの「心」論の生成の原基を中世歌論に求める。そして歌論における「心」論は、「心を通した場合、知と感は領域を同じくする」（鳥越皓之 2002:170）ことを基礎とする。

中世歌論の「心」論の大転換となったのは、本居宣長の近世歌論・国学である。中世歌論における「仏教的・道徳的解釈からの離脱」（鳥越皓之 2002:174）をはかっているからである。すなわち、宣長は「仏教の教えや道徳をさらりと捨てて、気持ちのまま、つまり心の真実を、そしてそれのみを評価し」（鳥越皓之 2002:176）ているのである。心のままに対象をみるといっても、それには認識主体の「心の機軸」（鳥越皓之 2002:179）が必要となる。この機軸に宣長は、“基本的な人間経験（基本的経験）”をおいていた。

ここでいう“基本的な人間経験”とは、小林秀雄のつぎの指摘に倣ったものである。「よろづの事にふれて、おのずから心が感くという、習い覚えた知識や分別には歯が立たぬ、基本的な人間経験があるという事が、先ず宣長には固く信じられている」（小林秀雄

表 1 - 1 : 本居宣長・柳田国男の心意論の特徴

	研究対象	基本的経験	感知しようとしたもの	何と格闘したのか
本居宣長	古典 ＜徹底的な文献主義＞	もののあはれ 心に深く感じること	自然のなかに生きる 人間のみずみずしさ	合理主義
柳田国男	人びと(常民)の生活 ＜徹底的な事実主義＞	親親の生活ぶり 前代の経験	親親の生活ぶりに内在する 知恵や歴史的個性	近代化

鳥越皓之(2002)をもとに作成

2004(1977):152)。この“基本的経験”は、宣長にあっては「もののあはれ」という「心に深く感じること」（鳥越皓之 2002:177）であった。

「もののあはれ」を通じて、宣長は古典を読み込み、「古代の人間の自然のなかに生きるみずみずしさ」（鳥越皓之 2002:218）をとらえようとしてきたのである。なぜなら国学は、近世社会をおおった「煩瑣な倫理主義の窮屈に閉じ込められた情を、自然の野に解放せんとする努力」（伊東多三郎 1942:183）としてあったからである。

柳田にあっては、“基本的経験”として「親親の生活ぶり」（鳥越皓之 2002:181）がおかれていたと鳥越はいう。なぜ柳田は「心」を通じた方法をとったのだろうか。宣長が対象とした古典・文献と違い、実態をとまなう人びとの生活は、「知」によって分析・解釈できるように思われるかもしれない。けれども、つぎのようなありふれた生活のなかでの事実は、どれほど「知」をもって解釈できるだろうか。「死んだ御先祖が、盆に帰ってくることは事実なのである。こどもが困ったときに死んだ母親に話しかければ、その母親が相談にのってくれるほどに魂は身近なところに住んでいるのは事実なのである」（鳥越皓之 2002:182）。柳田が対象としようとした、生活とはこのような性格の存在である。

したがって、生活という「対象そのものが知と感性を分離することを嫌っている存在と認識した」（鳥越皓之 2002:181）ために、柳田は「心」を通じて対象をみる方法を選択していたのである。“基本的経験”としての「親親の生活ぶり」を通じて、生活ぶりに内在する知恵や歴史的個性を見出そうとしてきたのである。そこで見出された知恵や歴史的個性を用いて、柳田は近代化に対峙していた。

鹿野政直によれば、柳田の学問には、近代化が「人びとの暮らしに不快感を蓄積しつつある」（鹿野政直 1999:194）ことが根底に流れていたという。日本近代化のなかにあって多くの学問が、「国家主導のもと欧米の制度と技術の移入を担うべく・・・必然的に欧米の学問をモデルとするとともに、民俗的なものを後進性のあらわれとみなし、その一掃をめざした」（鹿野政直 1999:202）。それに対して、柳田は「親親の生活ぶり」に内在する知恵や歴史的個性をふまえた、もうひとつの近代化を展望していたということができよう（表 1 - 1）。

生活環境史分析が意図する「日常的な知」とは、鳥越の柳田理解を経由することで、柳田のいう“「親親の生活ぶり」に内在する知恵や歴史的個性”にあたることがわかった。そしてそれは、「高齢者やその近い先祖の生活ぶりを、認識主体がその状況に成りきって、自分の心を通じて、感知できた解釈の体系」（鳥越皓之 2002:54-55）のことである。つまり

「日常的な知」とは、たんに生活者の知識を意味するのではなく、生活を把握するための認識論を背後にもった概念なのである。それゆえに、生活環境史を用いて災害文化を分析していけば、第三者視点の「対策論的分析」に陥ることや、そしてまた「曖昧な概念」になることをさけ、「生活の知恵」の把握ができることが理解されよう。すなわち研究手法としての有効性を確認することができた。つづいて政策論水準での有効性を確認したい。

というのも、こんにち政策の現場において生活者を視野に入れた政策論はきわめてありふれた主張のように思われる。先にみた災害パターンリズムと批判されている立場でさえ、“生活者（被災者）のためを思って”政策論を打ち出しているといえるからである。では、日本民俗学や、そしてその方法論を受け継いだ生活環境主義においては、なぜ生活の立場からの分析を主張する必要があるのだろうか。

このことを確認するために、柳田国男はなぜ民俗学者となったのか、この点を確認していきたい¹³。生活の立場分析が今なお政策論の有効性を持っていることが確認されよう。

4. 生活環境史の政策論

柳田国男が民俗学へ入っていくことになったもっとも直接的な原因は、農政学者からの転身であった。民俗学への転身について、既存の研究史をふまえ、かつ大方の支持を得ると考えられる福田アジオの见解を、まず示しておこう。いわく、「柳田国男が農政官僚として勤務したのはわずかに一年半ほどであったが、その後も農政学者として各地で講演し、雑誌に文章を発表し、また各種の組織に参加し、彼の考える農業のあり方と農民の問題について主張した。しかし、『時代ト農政』をまとめることで、一〇年の間主張を展開してきた農政学に別れを告げるにいたったのである。あきらかに柳田国男の農政学は挫折したのである。そのことが民俗学への道を用意した」（福田アジオ 2007:23）。

挫折経験が、柳田国男を民俗学者へと転身させる直接の要因になったと指摘している。では、ここでの挫折とは柳田国男にとって、いかなるものであったのだろうか。このように問うとき、既存研究はさまざまな答えを用意している。これらを検討しながら、なぜ柳田はまだ姿かたちもない民俗学という領域へと分け入ったのかを明らかにしよう。

4. 1. 柳田国男の挫折：恩情主義から生活論へ

柳田にとっての挫折の意味を、農政学者としての挫折としてとらえているのは、千葉徳爾である。「農商務省の官吏として地方住民の生活の実態を見分し、それが当時の中央集権的な政府の政策の無視するところになっていたことに不満」を抱き、「官を辞し、・・・その挫折感のはげけ口としての民俗学研究を、何とか世間のためになるものとして発展させたという意欲に満ちていた」（千葉徳爾 1978:31）と指摘する。

この時期の農政学者としての柳田国男の位置を「孤独なる荒野の叫び」（東畑精一

1961:44) と表現したのは、東畑精一であった。柳田は「当時の農政界だとか農業経済学者のサークルで、いわば『孤児』」(東畑精一 1961:44) とならざるをえなかった。なぜなら、彼の農政理論は、「あまりに時代に先んじてかえって反響が少なかった。これを理解しうる時代となった時には、すでに古典となって直接に時代を導きえなかった」(東畑精一 1961:44) ものであったためである。そのため農政学で培ったリアリズムの態度を、発展させるかたちで民俗学へと転身したのだという(東畑精一 1961:45)。

このように千葉も東畑も農政学者としての挫折をとらえているが、農政学と民俗学との関係は両者では異なっていることがわかる。千葉の場合は、不連続性を強調する行論になっているのに対して、東畑の場合は、連続性・発展性を強調する議論となっている。そのことを受けて、研究史でも農政学と民俗学の連続性・不連続性が議論されている。もっとも極端な2つの主張をみてみよう。

連続性を強調するのは、東畑の見解を受けた藤井隆至(1995)である。藤井は柳田の農政学を社会政策学派のものであることを指摘し、そのうえで、民俗学もまた社会政策学としての連続性をもつと指摘している。民俗学において、政策の前提となる農村生活へ注目したことは、農政学からの深化であると評価する。

他方、不連続性を強調するのは、柳田の労働論・生業論を整理した菅豊の指摘である。「農政学と方法的な異質性を追求するあまりに、対象とする領域の面でも農政学の手及びやすい領域は、『異見を闘わす』場としてできる限り避け、それからほとんど侵犯を受けないであろう領域、たとえば信仰などの心意的世界に立て籠もった」(菅豊 2001:58) と指摘する。このように、農政学と民俗学はまったく異なった実践であるとされ、しかも農政学者として持っていた「関心の実践性、現実性」(菅豊 2001:59) は、大きく後退したものと評価されている。

しかしながら、連続性を強調しすぎてしまうと、そもそもなぜ民俗学に向かわねばならなかったかを十分に説明できなくなってしまふ。また不連続性を強調しすぎれば、じつは地下水脈のようにながれるテーマの連続性(松崎憲三 2012:94-5)を見落としてしまうことになる。

ここで注目されるのは、柳田の挫折を全く異なった水準でとらえている岩本由輝の見解である。いわく「挫折は柳田がみずからの主張に時期尚早を感じたことによるのであるが、それは決して『どうも柳田の説は変だと駒場の専門家がいつ』たとか、『又某県の良二千石もあの男の言ふことは分らぬと断定せられた』というようなかたちでの学界・官界からの批判によって、柳田がみずから主張の時期尚早をさとしたからではなく、むしろ農政上の対象となる農民や農村の実態を見るとき、自らの主張の甘さを感じたからなのである」(岩本由輝 1985:30)。

つまり柳田が挫折したというとき、それはたんに農政学サークルで自らの論が受け入れられなかったことをさすのではなく、自らの論が当の農民たちに受け入れられなかったことを指していると、岩本は指摘している。「柳田にとって衝撃的だったのは、柳田が農民の

ためをおもって提示した中農育成策などの農政理論が肝心の農民たちから全く理解を得られなかった」(岩本由輝 1989:84) ことなのである。

ではこの挫折に対して、柳田はどのような対応を見せたのだろうか。岩本は言う。「みずからの農政理論を、肝心の農民から理解されなかったことに衝撃をうけ、挫折感を味わった柳田であるが、そのとき農民を愚昧なもの決めつけることはせず、自分が農民のものの見方や考え方につうじていないにもかかわらず、一方的な善意のみで提言をくりかえしてきたことを自省する」(岩本由輝 1989:86) という対応をとった¹⁴。

つまりここで言う挫折とは、農民のためをおもって立案した政策論が全く受け入れられなかったことにあり、そうであるがゆえに、農民の生活そのもの理解する必要性を感じたということになる。理論がいかに先進的であろうと、人びとの生活から乖離しては、受け入れられないことを悟ったために、彼は農民生活を対象とする民俗学へと進んでいったことがわかる。農政学者としての「少しばかりの新知識を鼻に掛けた、方々たる一才子にしか過ぎなかった」(柳田国男 1970(1941):387) という反省が、農村生活の記述へと柳田を導いていくことになったのである。

したがって、民俗学への転身は、自らの挫折体験に裏打ちされた恩情主義的政策観との決別によってなされている。すなわち、“生活者のためを思って政策論を打ち出すこと”と、“生活者の生活の立場をふまえて政策論を打ち出すこと”の間に決定的な立場の違いがあることを、柳田は見出したのである。その結果、現場で通用する政策論を志向し、「知られた親親の生活ぶり」の追究へと向かうことになる。

第1節で検討したように、災害政策は、災害パターンリズムといわれるほど、“生活者のためを思って政策論を打ち出す”立場に終始している。このことが、災害政策への無関心・反対につながっていた。とするならば、“生活者の生活の立場をふまえて政策論を打ち出す”必要があるのではなからうか。

では最後に「親親の生活ぶり」に内在する知恵や歴史的個性がどのように政策論へと結実していくのかを確認しておこう。

4. 2. 生活の立場からの政策論

柳田の政策観がよく表れているものに、川島武宜との対談がある。新民法制定のあとになされた対談で、家族や家をめぐる対話がなされている。まず両者は、旧民法が武士階級の儒教道徳を基礎としているがために、「平民側の慣習」が無視されてきたものであるという点で一致している(北條浩 2008:394)。ゆえに「平民側の慣習」を重視したアプローチの必要性をといっている。

ところが、新民法に対する両者の見解は大きく異なってくる。柳田は川島からすると「家督制度維持論」(北條浩 2008:406)と言える主張を展開する。柳田は言う。「今度の民法改正にしても、婚姻制度について私は非難しておりますけど、婚姻制度ばかりでなく家族制

度でもああ単純にぶち切ってしまうと、・・・一括的に旧式なものだとし排斥してしまうことができるのか」(北條浩 2008)と川島の携わった新民法に疑義を呈している。

北條浩は、ここに柳田の論理矛盾を見ている。その指摘の要点をまとめよう。柳田は、旧民法の家族制度が、武士階級の儒教道徳を基礎としているため、人びとの生活からかい離していると指摘した。したがって、明治政府によって作られた家族制度批判の立場に立つはずである。ところが新民法制定にあつて、柳田は武士階級の儒教道徳的発想の見られる「婚姻制度・家族制度・家督制度」など、川島から見れば「近代的な法体系のもとでは認めるべきものではない原則の上に立っている」(北條浩 2008:411)のであつた。明治政府による家族制度を肯定・擁護する立場へとすりかわつてしまつていてと批判している。

しかしながら、柳田の政策観をみてきた私たちにとって、ここでの指摘が決して論理矛盾ではないことがわかる。柳田が「生活の立場」分析から論を立てていることを念頭に置けば、当然の指摘であるといえる。明治民法がそうであつたように、近代的(欧米の)家族をモデルとする新民法もまた、「平民の慣習」とは異なつたものであるから公然と批判を加えているのである。だから柳田にとっては、人びとが新民法の下では、家族が解体してしまうと不安視するような内容であることが問題なのであつた。このように「知られた親親の生活ぶり」を根本において政策提言を行なつていくことがわかる。

また『先祖の話』には、つぎのような指摘がある。「民族の年久しい慣習を無視したのでは、よかれ悪しかれ多数の同胞を、安んじて追隨せしめることができない。家はどうか、またどうなつて行くべきであるか。もしくは現在において、どうなるのがこの人たちの願ひであるか」(柳田国男 1969(1946):3)と。柳田は、敗戦を契機として、神社制度が大きく変革をせざるを得ない局面において、「どうなるのがこの人たちの願ひであるのか」をふまえた政策論を展望しているのである。それは、「年久しい慣習」を無視したところでは成り立つはずのないものである。柳田のことばでいえば、「民族の自然と最もよく調和した」(柳田国男 1969(1946):4)政策論を志向しているのである。

このような政策観は、本論で扱つていく河川災害を見る目にも共通している。度重なる河川災害に苦勞してきた日本社会で、治水政策は100年以上の長い蓄積を持っている。柳田はこの治水政策が、地域生活と相容れない性格のものになつてしまつていくことにいち早く気づき批判を加えている。

明治末期に導入された近代治水技術が、急激に普及していく時代を生きた柳田は、「川の風景が零落」(柳田国男、1968(1941):399)していると批判する。彼は零落という民俗学らしい用語を使つて、河川景観が失われていることを指摘している¹⁵。利根川下流で青年期を過ごした柳田は、明治29年(1896)の大水害の被害と被災者を目の当たりにしており¹⁶、治水政策の必要性を十分に理解していたはずである。にもかかわらず、なぜ安全よりも考慮される必要のないように思われる“風景”という視点で治水政策を批判したのだろうか。

ここで柳田は、第三者の視点からの風景ではなく、そこに生活する居住者からの眺望に視点を据えて、河川政策のあり方を批判していることに注意したい。居住者の眺望を生活

景観と呼んでおくと、河川政策が生活景観を成長させる方向ではなく、零落させる方向へと向かっていると彼は判断している。すなわち柳田は、治水という目的を達成するためであれば、生活景観の破壊など“とるに足らないもの”と考えてしまう思考方法を批判しているのである。治水政策がリスクへの対処ばかりを考え、人びとの生活に無理を強いることを見抜いていたのであった¹⁷。

たしかにこんにち政策の現場において、生活者を視野に入れた政策論はごくありふれたものになってきている。しかしながら、生活者を考慮することと生活の立場に立つことは大きく異なっていることがわかる。そして災害政策の現場でも、そのような立場からの検討が必要であるといえる。

第1節において、災害政策・災害研究の課題をつぎのように整理した。すなわち、防災政策の課題とは何よりも防災政策と地域生活とに大きな隔たりがあることであり、そして災害研究では、政策上の課題と対応するかのよう、地域社会を根幹に据えた分析視角の欠如が課題となっている、と。

このような課題に対応するためには、“生活者の生活の立場をふまえて政策論を打ち出す”生活環境史の方法がいままさに必要であるといえよう。したがって、本論では、地域社会の災害対応の知恵を対象とする災害文化を、生活環境史的分析によって明らかにしていくことにする。

5. 本論の構成

以下、本論の構成はつぎのようになっている。ここまで述べてきたな関心にもとづき、つづく二章から五章にわたって事例研究を行なう。その概要についてまとめておきたい。

第二章では、地域社会にとっての洪水とはどのようなものかを考えていくために、あえて極端な事例を選択した。一般的に言って、洪水とはすなわち水の災いであって、害悪であると考えられている。けれども洪水も自然現象のひとつであるからには、災いの側面だけでなく、恵みの側面をもってきたと考えられる。本章では、洪水のもつ地域社会にとっての恵みの側面に焦点をあてる。それによって、従来の洪水認識ではもれ落ちてしまっている洪水とのかかわり方を考察できると考えたからである。

第三章・第四章では、利根川下流域のいわゆる「輪中地帯」の人びとの災害対応をとりあげる。第二章でみた洪水とのかかわり方から、より具体的な災害対応のあり方へと考察をすすめる。

まず第三章では、災害への組織的対応に注目する。災害には、個人の力では太刀打ちできないため、組織的な共同が必要となってくるからである。しかしながら、災害へ組織的に対応しようとする、組織内における利害関係の衝突が起きてしまう。災害下であるからこそ、自己の主張をそう簡単には譲ることができなくなってしまうためである。そこで本章では、災害への組織的対応を行なうにあたって、地域社会相互の利害対立をどのよう

に調整してきたのかを検討する。近年、災害下でのコミュニティの役割に期待が込められるようになってきている。コミュニティに期待するからには、コミュニティが抱えざるをえない利害関係をもふくめて、考察しておく必要があると判断するからである。なお補論は、本章で十分に言及できなかった水利慣行の歴史的な蓄積についての史料分析をこことみたものである。

つづく第四章では、水神祭祀をとりあげる。この地域は二重氏子となっており、各村落の鎮守社に加えて、地域社会全体の惣鎮守社として水神が祀られている。地域社会全体が関与する惣鎮守社の水神祭祀は、水の神に洪水除けを祈念するという意味で、組織的な災害対応のひとつである。ところで災害への技術論的なアプローチをとる場合、水神祭祀は現実的な意味の極めて薄い存在であるといえる。水神を祭祀しようがしまいが、水害の有無とは何ら関係がないからである。しかしながら地域社会の人びとにとって、水の神は、技術的対応が進んだからといって、そう簡単に捨て去ってしまえない存在である。言い換えれば、地域社会の災害対応において、水神祭祀は今なお重要な存在でありつづけている。そこでこの章では、人びとの災害対応をみていくなかで、水神祭祀がどのような役割を担ってきたのかを明らかにしたい。

第三章・第四章が複数の村落社会間の関係に注目していたのに対し、第五章ではひとつのむら（村落社会）を対象として、その災害対応のありかたを検討した。またここでは、これまでみてきた発災期の対応のあり方ではなく、予防期の災害対応を中心的に検討している。行政主導の河川改修がつぎつぎと行なわれていくなかで、地域社会としてどのような判断や決定をくだしながら、地域社会独自の災害対応をすすめているのかに注目し分析をすすめる。むら主導の災害対応の論理や、そこでの課題を把握していこうと考えている。

これらの事例研究を通じて得られた知見と、それらをふまえた考察を、第六章でまとめしていくことにする。

注

1 災害が主題となりえなかった理由は、室井研二（室井研二 2006:7）の指摘を参考にして
いる。

2 またオリヴァー＝スミスによると、災害の社会的側面の重要性を提起していたのは、とり
わけ第三世界出身あるいは第三世界で研究をしてきた研究者であったという。彼らは、「災
害の多発性と、慢性栄養不良と、低収入と、飢餓発生の可能性との間に強い相関があるこ
とに基づき、災害の根本原因は自然よりも社会にあると結論し、政治経済的
(political-economic) パースペクティブから災害を考えるように求めていた」（オリヴァー
＝スミス 2006:33）。飢餓や貧困問題に日常的に苦しむ地域では、災害の社会的性格がより
一層鮮明にあらわれていたのであった。

3 この時期の動向を示すものとして、池田謙一・宮田加久子(1982)、秋元律郎ほか編(1982)
がある。

4 日本においては、島原普賢岳噴火災害や阪神大震災、アメリカにおいてはハリケーン・カト

リーナの発災が、都市災害における脆弱性が注目を集める転機となっている。阪神大震災は「社会システムのなかの生活者が災害に対してどれほど脆弱であるかをまざまざと見せつけた」（高坂健次・石田淳 2005:174）。また2005年のハリケーン・カトリーナは「経済格差や人種間格差を浮き彫りにし、アメリカ社会の脆弱性や社会的亀裂が引き続き重要な課題でありつづける事実をあらためて見せつけた」（浦野正樹 2010a:157）と指摘されている通りである。

5 レジリエンスの概念はもともと生態学が出自である。生態系を静態的なシステムとして見るのではなく、不確実性を含めて動的に生態系をとらえようとした概念である。こうして誕生したレジリエンスが、はじめに社会システムに適応されたのは、資源管理についてであった。すなわち、「科学の予想予測技術に限界があることを前提として資源管理の在り方を議論するようになったことと並行する形で、レジリアンスという概念が登場してきている」（香坂玲 2012:26）。不確実性に対する社会システムの「変動や変化に耐える力」（香坂玲 2012:17）を、レジリエンスと呼んだのである。ここから災害への地域社会の対応能力を指して、レジリエンスが用いられるようになっていく。

6 なお社会的脆弱性論と社会的緩衝論については、表裏一体性を強調する論者（たとえば浦野正樹 2010b）もいれば、反対にそれぞれ別のアプローチであることを強調する論者（たとえば原口弥生 2010）もいて様々な解釈がある。筆者は後者の立場をとる。というのも、ここで指摘したように2つの視角には視点の相違があると考えているからである。社会的脆弱性論は、しばしば構造論的な視点が強調される視角である。そのため都市論や都市社会学で取り入れられてきた。それに対して、社会的緩衝論は、地域社会やコミュニティという用語で表現される被災地域に視点をおいた視角である。そのため文化人類学や地域社会学、あるいは被害者の視点を重視する環境社会学で用いられてきた傾向が見出せる。

7 当然のことながら防災政策は、国力の安定を背景にしながらも、地域社会を救うために行なわれてきたものである。本論でみていく治水政策との関連でいえば、被災地域住民の積極的な政治への関与が、防災政策を進展させてきたことがわかる（山崎有恒 1995）。すなわち防災政策は、地域社会の要求を汲みとりながら展開してきた歴史をもっている。

8 本論において災害文化論とともに社会的緩衝論としてまとめたレジリエンス論も、類似の関心をもっている。そのためなぜレジリエンス論ではなく、災害文化論であるのかを簡単に述べておく必要があるだろう。レジリエンス論の関心は、不確実性に対して社会システムがいかに対応するかということにあった。たしかに、このような関心も災害への対処を考えるうえで重要である。しかしながら、大きく2つの問題があると筆者は考えている。1点目は、議論が復興過程（回復期）に絞られてしまうこと。そうであるために2点目は、いまあらためて問われているのが災害という自然環境のマイナスの側面といかに関わり合っていくかという社会思想を含めたものであるからには、ひろく災害への付き合い方を問う射程をもつ災害文化論が有効であると考えている。

9 もっとも、生活者の論理をすくいあげようとするということに対して、いくつもの批判があった。その最大の批判は、いつも住民が合理的な選択をするとはかぎらないというものであった。それに対しては、「ではだれがどのようにして固有の地域にとって責任ある判断ができるのか」（嘉田由紀子 1986:373）と指摘し、当該地域社会にもっとも強い責任をもつ、生活者・居住者の論理に焦点を当てることを主張したのである。

10 ここでの指摘のように、これまで経験論は行為との対比から個人レベルで説明されてきた。けれども、実際の分析はあきらかに集団（とくに地域社会）の経験を見ている。このことを念頭に生活環境主義の経験論を深めている議論に山室敦嗣（2012）がある。

11 このように問うのはまたつぎのような必要性を感じるからである。こんにちさまざまな環境史が生み出されてくるなかで、もういちど生活環境史の独自性を確認する必要があるだろう。そのためには、生活環境史を支えている認識論のレベルでの分析が必要であると考えている。

12 佐野静代 (2008) を参照のこと。

13 ここでの問いかけは「社会学の社会学」の方法に学んだ。ある学問が“通常科学化”していくなかで、その学問が本来もっていた存在理由を確認するためには、「人はいかにしてどのような社会学者になるか」(田原音和 1983:301)という問いに答えることが有効であると田原音和は述べている。なぜならこの問いは、「人はなぜ社会学という学問の形で社会理論を構築しなければならなかったのか、なぜ既成の学問分野からみずからを独立せなければならなかったのか、どのような認識論的な理由から既成の学問のもつ障害を克服しなければならなかったのか」(田原音和 1983:302)という、「認識論的な吟味」(田原音和 1983:302)を含む問いであるからである。そこでこの1点に絞って検討を進めていく。

14 この点を岩本は高く評価している。「そうしたことを自省して、最高学府で学ぶことのできなかつた農民の思想、あるいは日本人の思想の原型を求めようと行動しはじめたところに、柳田の並の官僚とは異なる資質を見出すことができる」(岩本由輝 1982:173)。

15 具体的には、①新しい技術では画一的な事業が行なわれ、川の個性が喪失している。その結果、「春さきに岸に沿うて無心に歩いている楽しさ」(柳田国男、1968(1941):399)をもつような河川ではなくなったこと。そして②交通の変化と、高い堤防の構築により、舟の景色と川の眺望が失われたこと。③さらに川辺での生活が失われて、河川があたかも山のような寂しい空間となっていたことを、柳田は指摘している。

16 柳田は、利根川下流の大規模水害である明治 29 年水害を、布川の地で目の当たりにしている。田山花袋にあてた書簡のなかで次のように記している。「我地(引用者注:布川のこと。布川は台地に位置している)のみ僥倖にも助かれたりども対岸の地も四方も何れも水なり」(館林市 1991:58)というような状況で、眠れぬ夜を過ごしたという。

17 柳田の指摘から約半世紀が過ぎたころ、千葉徳爾は、治水政策の抱える課題を住民の視点の欠如であると指摘している。「これまでの日本の土木技術が、もっぱら狭い工作物のみを対象として、その背景にある自然の景観や住民の意識との調和に無関心であったことが、今日の公害もしくは環境破壊といわれるアンバランスを生みだした」といい、この「地域住民全体の不満が、土木技術にたずさわる方々の反省をうながし、この問題の解決に向かわせる事態に立ち至っ」(千葉徳爾 1988(1980):44-5)ているという。住民の視点の不在という問題は、現在の治水政策においても解決されているとは言い難い。

第二章：大水のなかのマイナー・サブシステム論
—「寄り物」にみる洪水のプラス・イメージの検討—

第二章：大水のなかのマイナー・サブシステム論

—「寄り物」にみる洪水のプラス・イメージの検討—

1. 洪水へのプラス・イメージと治水政策

本章の目的は、大水が一般的には不利益をもたらす自然の極端な変化であるにもかかわらず、何故に人びとはむしろ利益を享受することができたのかを明らかにすることである。

治水政策において、地元住民のもつ洪水へのプラス・イメージを検討する必要はなかった。このように表現しても過言ではないだろう。なぜなら治水政策を考えるにあたって、洪水は取り除かれるべき「害」であり、そうであるからこそ、治水政策は「害」への対処だけを考えればよいからである。

本論では、治水政策が前提とするこの常識を疑うことから始めたい。というのも河川流域に住む人びとの生活を記録した民俗誌をひも解くと、すぐあとに検討するように、意外なほど大水へのプラス・イメージが書き記されているからである。もちろんそこには「害」としての洪水の姿も書き込まれているが、それに引けをとらないほど、洪水にプラスの価値を見出す人びとの姿も描かれているのである。

ところで現在、河川政策に対してしばしば指摘されている課題として、政策と地元住民との距離の問題がある（たとえば嘉田由紀子 2001；蔵治光一郎 2010 など）。河川政策により水資源の確保や治水対策が進んだものの、人びとにとって水界は「近い水」から「遠い水」への変化をしていった。水界に著しい環境問題が発生する背景には、「遠い水」となったことにより、地元住民の関心が低下せざるを得なかったことがあった。すなわち河川政策は治水や利水を優先するあまり、地域社会のニーズを十分に反映したものとはいえないのが現状である。

とするならば、ここで扱う洪水のもつプラス・イメージを探ることも重要な意味をもつだろう。なぜなら洪水がもつプラスの側面を「とるに足らないもの」と先験的に判断してしまうのではなく、生活者にとってプラスの側面があるのだとすれば、なぜ被害を受けることになりうる人びとの間にプラスの側面があるのかを問い直す必要があるからである。

大水にはどのような利益がありえたのだろうか。まずはこのことから考えてみよう。

1. 1. 大水と「寄り物」

大水から人びとが得る利益を、民俗学では、「寄り物」という用語で説明している。「寄り物」は漂着したモノを意味し、民俗学が分厚い研究蓄積をしてきた¹。「寄り物」研究を参照するにあたって、ここで「寄り物」について、2つの限定をしておきたい。第一に、先行研究では「海の寄り物」を中心にしていたが、洪水に注目する本論では「河川の寄り物」を中心とする。ただし理論的な検討においては、「海の寄り物」も含めて考えることにした

い。どちらも共通の発想がみられるからである。第二に、「寄り物」を広く漂着物一般をさすのではなく、悪天候という極端な自然の変化の下での「寄り物」に限定する。具体的には海では大時化による「寄り物」になり、河川では大水による「寄り物」である。

そのうえで民俗学が蓄積してきた「寄り物」を整理すると、大きく 3 つに分類することができる。

ひとつは信仰の問題であり、神が漂着する事例である（たとえば、小倉学 1979；桜田勝徳 1970；田野登 2007；松田佳代 2003 など）。これは「寄り神」、「漂着神」と呼ばれている²。川辺に暮らす人びとにとって、洪水は神仏が流れ寄る機会でもあったわけである³。桜田勝徳は人びとが漂着神を大切に祀ってきた理由を、荒天のもたらす利益から説明する。桜田は「生活をうるおす物資を海汀に流れよるものから得、またそれに大きな期待をかける生活が海辺にあった」（桜田勝徳 1970:166）ことを重視している。つまり、ふつうは悪化ととらえられる自然の極端な変化が大きな利益をもたらし、人びともそれに期待しながら暮らしてきたことが信仰の根底にあったことを指摘するのである⁴。流れよるものをもたらす大きな利益とは、どのようなものであったのだろうか。信仰以外の「寄り物」についてみていこう。

2 つ目は、物が漂着するものであり、とりわけ盛んに集められたのは流木である（たとえば石野春夫 1976；坂本育男 2013；出口晶子 1994 など）。石野春夫（1976）は石川県の手取川流域で、洪水に乗って流れる流木を拾うカワギという慣行があったことを指摘している。燃料として薪を使っていた当時、1 年分の薪を集めることは、相当の重労働であった。それがカワギでは「運がよければ1日か2日で1年分位の薪の山が確保」（石野春夫 1976:8）できた。また坂本育男は、九頭竜川流域の流木拾いについて報告している。ヤマの少ない下流域の人びとにとってはとくに重要な機会であったという（坂本育男 2013:28）⁵。流木拾いはエネルギー利用の進歩によって行なわれなくなっていたが、つぎにあげる魚類の獲得はいまなお根強く行なわれている。

3 つ目は生物が漂うものであり、魚類の獲得があった（たとえば印南敏秀 2002；川島秀一 2003；篠原徹 1990；永澤正好 2006；安室知 2005 など）。魚の獲得は流木拾い以上に大きな利益をもたらしていた。荒天下の漁撈への期待がいかに大きなものであったかを示す事例として、川島秀一は正月の挨拶をあげている（川島秀一 2003:2）⁶。海辺の漁師たちは海が大荒れになることへの期待を、年頭の挨拶にまで込めていたのである。

河川の漁撈でも大水は大きな意味をもった。永澤正好（2006）によると、四万十川では大水のアユ漁をニゴリグミ（濁り汲み）と呼んでいる。タモでアユをすくいとる漁法である。アユが群れて集まるので、網があがらないほどとれたという（永澤正好 2006:97）。また篠原徹（1990）は岡山県の旭川流域で、川の異常出水のときに行なわれる漁法としてニゴリスクイを報告している。やはりタモでヒラメ、ウナギ、シラハエなどをとった（篠原徹 1990:124）。より発達した網漁として山陰・江川流域のホウリュウがある。増水時・増水後に船をだして、網でアユをすくう漁法である。操船技術が難しいため、複数人で行な

っていた。大水の気配があると、仕事を中断してハウリュウをしに帰るほど面白い漁法であった（印南敏秀 2002:134-140）。

1. 2. マイナー・サブシステムという視角

このように「寄り物」研究をみてくると、通常は忌避される自然の極端な変化が、利益となりうるということがわかる。とくに人びとが期待していた利益が、異常出水時の漁撈活動であった。そこで本章では、大水によるさまざまな「寄り物」のなかから、漁撈活動を対象を絞り込んでいきたい。その理由は、漁撈活動がもっとも大きな利益であったことに加えて、河川政策を考える際に重要な論点を含んでいるからである。

それは災害対策の発想である。私たちは“洪水に対処する”といった場合、「害への対処」という狭い範囲で考えがちである。しかしながら地元の人びとにとって“大水に対処する”といった場合には、「害への対処」だけではなく、「利益を引き出す対処」も含まれているのである。そしてこの「利益を引き出す対処」も含まれていることが、プラス・イメージを支えているといえよう。

それゆえに本章では、「利益を引き出す対処」の典型である漁撈活動を中心に据えていく。では、「利益を引き出す対処」をどのようにとらえたらよいのだろうか。洪水から利益を引き出すためには、それを資源化する知恵が必要となる⁷。その知恵を分析する視点を、提出しているのがマイナー・サブシステム論である。マイナー・サブシステムとは、松井健（1998）によれば、メジャー・サブシステムに対比される生業活動のことで、経済的に換算すると目立たない活動であるものの、人びとの生活にとって大きな意味を持つ副次的な生業活動のことである（松井健 1998:140-7）。

マイナー・サブシステム論が有効であるのは「自然との密接なかかわり」（松井健 1998:144）を要求する活動であることを指摘しているからである。松井は、「自然との密接なかかわり」を分析するために、技術と技法という用語を用いている。「マイナー・サブシステムは、比較的単純な技術水準にあつて、それゆえに、高度な技法が要求される」（松井健 1998:144）という。すなわちマイナー・サブシステムは、漁具などの技術が比較的単純である一方で、行為者の自然への深い知識（＝技法）が要求される活動なのである。もとより技術と技法は厳密に区分できるわけではない。しかしながら、技法という視角で、人びとの自然認識を分析し、それによって「自然との密接なかかわり」を描いていることは、「利益を引き出す対処」を分析しようとする本論にとって有効である⁸。

したがって本章では、大水が一般的には好まれない自然の極端な変化であるにもかかわらず、何故に人びとは利益を享受することができたのかを、マイナー・サブシステムの視点から分析することで明らかにしていく。とりわけマイナー・サブシステムの技法を、本章の前段（2節、3節）では漁撈技術を通じて、後段（4節）では空間認識を通じて分析する。

2. 「美しい自然」のなかでの漁撈活動

2. 1. 景勝地としての井戸地区

本論でとりあげるのは、荒川に隣接する埼玉県秩父郡長瀬町井戸地区（図2-1）である。井戸地区の名称は、中郷区にある梅ヶ井（梅ヶ枝の井戸）に由来する。この井戸には、井戸神として「梅若の君」の名をもつ女神が祀られている。「梅ヶ枝の 井を汲むからは 此里に 女神 あさゆふ 立ち香らん」という古歌が残されており、近隣では知られた井戸であったようである。この井戸はどんな日照りでも枯れたことはないといわれ、この井戸の水を汲むと降雨が得られるので雨乞いに用いられてきた。また妊婦の乳の出が良くなるとも伝えられており、産後に水を汲んだ女性もあった。

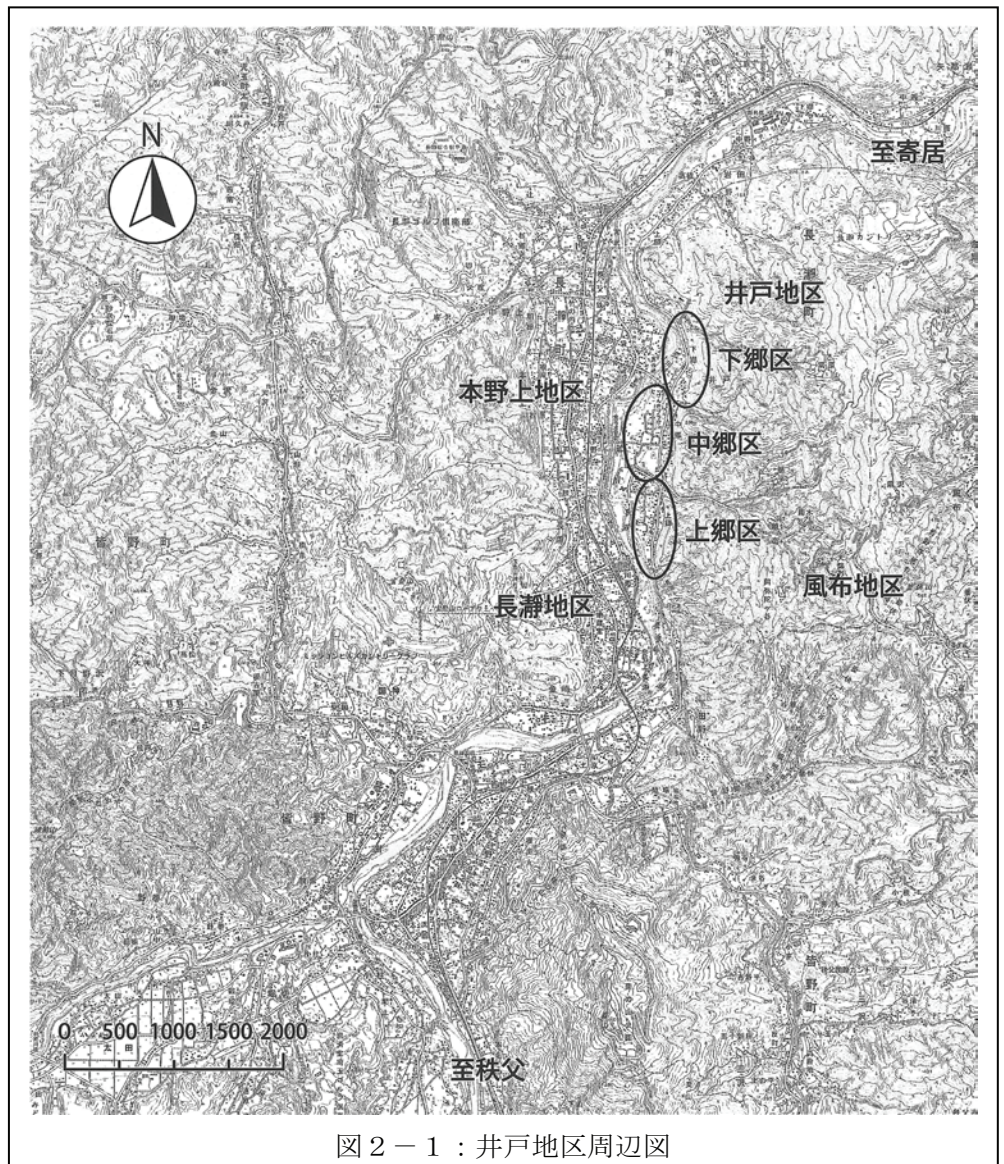


図2-1：井戸地区周辺図

井戸地区は三つのむらから成立している。上郷、中郷、下郷がそれであり、現在はそれぞれ区をつけて上郷区、中郷区、下郷区と呼ばれ、独自の自治会を形成している。江戸期には井戸村であり、寛永年間以降、忍藩領に属していた。近世史料を欠いているために、この時期の村落自治の様子は明確ではない。ただわずかに残された史料には年番名主の表現がみえ、上郷・中郷・下郷の各区の名主が交代で年番名主となり、井戸村の自治を行な

ってきたと考えられる。すなわち井戸村という近世村の下位の単位として、各区が自治を行っていたものと推測される⁹。

各区がむらとして自治組織となってきた一方、井戸地区としてのまとまりも保持している。その典型が神社祭祀である。各区にはそれぞれの鎮守社がおかれている。各区の鎮守社はすべて春日神社で、下郷区の春日社が本社となっている。下郷区が本社であるのは、下郷区から入っていった山の山頂付近に、奥の宮が鎮座しているからである。春日本社の氏子組織は、各区から選出された氏子惣代により運営されている。つまり各区での鎮守社祭祀のほかに、井戸地区としての神社運営が行なわれてきたのである¹⁰。

このように井戸地区では、上郷・中郷・下郷・三つのむらが自治的単位としてあるほか、地区全体での自治も行なわれてきた。本論では河川空間を扱っていくため、井戸地区全域を対象としながら論じていくことにしたい。河川空間という曖昧な空間を利用するためには、むらを超えた井戸地区レベルでのまとまりも大きな意味をもったからである。

また井戸地区を語るうえで欠かすことができないのが、観光である。井戸地区は“長瀨対岸”として知られている。大正13年(1924)に、長瀨溪谷が国の名勝・天然記念物に指定されると、観光名所として発展していく。長瀨観光の中心地は長瀨地区であるが、井戸地区内にも中郷区にキャンプ場があり、観光とかかわる仕事についている人も存在する。

長瀨は河川景観を中心とした観光地であり、とりわけ観光客をひきつけてやまないのは、岩畳や秩父赤壁などの岩石が露出した河川景観である。岩畳・赤壁の景観をライン下りで楽しむのが、この土地の観光の定番となっている。赤壁はイドハグレ(井戸破崩)と呼ばれる井戸地区と下田野地区との間にある崖地であり、長く交通の難所であった場所であった。つまり井戸地区に隣接する居住できない空間が、観光名所となっているのである。

岩石が露出する長瀨の自然環境は景勝地としての魅力をもっているが、そこに暮らしを営む人びとにとって必ずしも恵まれた土地を意味していなかった。まず水の問題があった。川と地区の間は、岩盤の崖で遮られているため、河川から引水することができなかった。河川のそば暮らしながら、日照りによる「早損の患」(蘆田伊人 1996:124)があったわけである。さきあげた梅ヶ井の伝承は、このような環境条件を念頭におくといかに切実なものであったかがわかる。つづいて土質の問題があった。井戸地区は畑作中心の土地である。けれども土の下には、地元ではナメと呼んでいる岩盤がすぐつづいている。畑の土は浅く、根菜類などはうまく育たないという。天保郷帳では、井戸地区全体で217石余りであり、畑地の生産性が必ずしも高くなかったことがわかる。

つまり人びとは、暮らしを営むために畑作だけに頼ることはできず、山と川との恵みを巧みに利用して生活を成り立たせてきたのである。本論の関心は河川にあるため、以下では、河川での漁撈活動に焦点をあてていくことにしよう。

川での漁撈活動のうち、本論ではとりわけ異常出水時の漁撈活動に焦点をあてていくが、それを理解するためには平時の漁撈活動を検討する必要がある。なぜなら異常出水時の漁撈には、平時の漁撈技術の応用といえるものが少なからずあるからである。また平時の漁

撈活動と対比させることで、大水のなかの漁撈の特徴をより良く把握できると考えられる。そこでつぎに、平時の漁撈活動について述べていこう。

2. 2. 荒川での漁撈活動の全体像

荒川は人びとにとって豊穡をもたらす存在であった。それが典型的にあらわれているのが漁撈活動である。井戸地区内には、聞き取りでわかる範囲内では、専門の漁師は存在しなかった。漁撈はマイナー・サブシステムとして行なわれてきたのである。

こうして行なわれてきた漁撈活動は、日々の食卓を豊かにするだけでなく、ハレの膳に彩りをそえるためにも必要なものであった。腕の良い漁の名人のもとには、冠婚葬祭があると、魚をとってほしいという依頼が来たものであるという。井戸地区の人びとはどのような漁撈活動を行なってきたのであろうか。

人びとが川でとった魚は、大きく分けると三つに分類できる（表2-1）。①の類型にあたる魚種は中心的な魚種であり、この魚種をとるための専用漁法が存在する。つまり狙いとする魚種が①の類型である。

このなかでも、とくに井戸地区の人びとをひきつけたのはアユであった。つづく②の類型は、①を主たる魚種とする

表2-1：対象となる魚種

分類	対象魚種
①	アユ・カジカ・ウグイ・ウナギ・ヤマメ
②	ギギ(ギギウ・ギンギ)・オイカワ(ニガツパヤ)・ハヤ・ナマズ
③	ニゴイ(セイタンボ)・ソウゲン

と、従たる魚種にあたるものである。ここに含まれている魚は、ザッコといわれるのが普通で、子どもたちの行なう漁法を除いてはわざわざ狙ってとる存在ではない。だからといって意味が薄いというわけではなく、日常的な食卓にはこれらの魚種も多くのぼっていた。③の魚種は、多くの人には好まれなかった存在である。網にかかっても捨ててしまうこともあったという。セイタンボを例にとると、食味がやや落ちることもあったが、骨がやたらと多いため調理に手間がかかることが好まれなかった原因になっていた。漁がうまい人は料理法も心得ていたので、捨ててしまうようなことはなかったそうである。これらの魚を人びとはどのように獲ったのだろうか。つぎに

表2-2：井戸地区での漁法一覧

漁法種別	対象魚種	
網漁	投網	アユ・ハヤ・ウグイ・オイカワ
	スクイアミ	アユ・ウグイ・オイカワ
	カジカフミ	カジカ
	ガラビキ	アユ
	セバリ	アユ
	ハネオイマヤ	ウグイ ウグイ
釣漁	オキパリ	ウナギ・ギギウ
	アンマヅリ	ハヤ
	ツリ	ザッコ
	トモヅリ	アユ
雑漁法	ヤナ	カジカ
	カジカウケ	カジカ
	ニギリ	カジカ
	ハチブセ	ウナギ
	ヒブリ	ウナギ
	ヤスヅキ	ウグイ
	ヒッカケ	アユ
	カゴ	ザッコ
イシブチ	ザッコ	

漁法に目を移そう。

表2-2は、井戸地区で行なわれてきた漁法を一覧にしたものである。魚種でも確認したように、アユを中心にしてカジカ・ウナギ・ウグイを狙う漁法が発達していることが確認できる。アユはおもに「上るもの」をとるトモヅリやヒッカケに対して、「下るもの」をとるセバリ・スクイアミなどに分けることができる。オキバリ・ツリ・カゴ・イシブチなどは子どもの遊びとして行なわれていた。

すべての漁法について述べていくことはできないので、セバリ、ガラビキ、マヤについてみておきたい。これらは秩父地方特有の注目される漁法であると同時に、平時の漁法の特徴がよく出ているからである。

2. 3. 平時の漁法の特徴

セバリは秋口の漁で、卵を孕んだ体の大きなアユが集団で川を下ってくる場所をとる手間のかかる漁である。仕掛けは大掛かりなもので、山から杭にする木を切ってきて、川幅一面に杭を打ち込んでいく。高さ1m50cmほどにそろえた杭を1m50cmほどの間隔で、一度斜めに打ち込んでから起こすようにして垂直に並べていく。この杭には藁縄を15cmくらいの広さにして巻き付けていく。これが取網部分であり、魚を誘導する仕掛けとなる。

このようにセバリでは、魚が川を中心から川岸に向かっていくための、川を仕切る仕掛けを作って漁をする。そして川岸の岩の上で、アユが寄ってくるのを待ち受けて網を打った。岩から川面までは7~8mもある。ジャガイモを丸湯でしたコジュウハンを食べながらのんびりとした漁であった。岸の方に寄ってこない魚も逃さないように、仕切りと仕切りの間に魚が入り込む部分を作って置く。部屋網と言われる部分で、ここには釜を伏せておきアユを逃がさないようにしていた。この漁法は昭和30~40年代を境にして、行なわれなくなっていく。

ガラビキは夏から秋にかけてのアユを主とした、人手のいる漁である。川の兩岸から網を曳いて魚を追いこんでいき、一カ所に集めたところで投網を打ち、魚を一網打尽にする。兩岸から曳いていくのはただの網ではない。網にはガライタといわれる鋤のような形をした60cmほどの板を、30cm間隔にいくつも結びつけてある。これを曳いていくから、大きな音と形で魚が驚いて逃げていく。これを川下から川上に向かって引いていき、網を打つ人が用意している場所まで魚を追い込み、投網打って

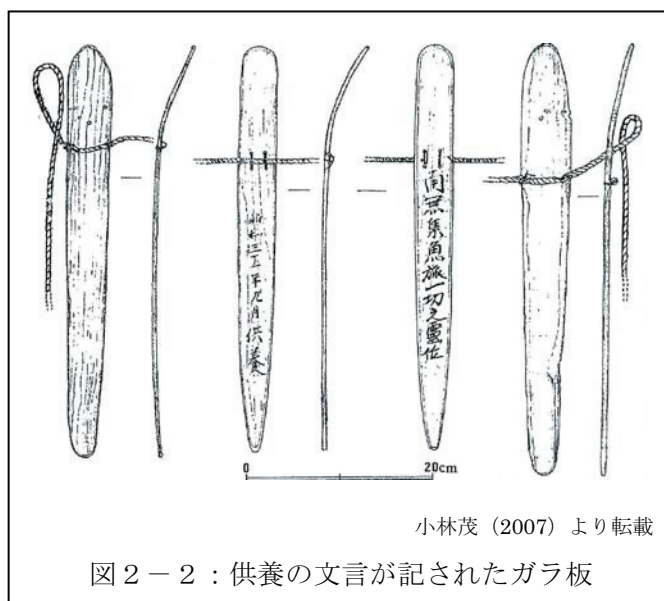


図2-2：供養の文言が記されたガラ板

アユをとるのである。

ガラビキの特徴は、何といっても魚を一網打尽にできることにある。「鵜飼の鵜の代わりを、人間がガラを使ってするようなもの」で、追い込んだところに投網を打ったからである。実際に小林茂は、ガラ板に「南無集魚族一切之霊位」と記されたものを見出している(図2-2)。これはガラビキでは大量の漁獲があったため、漁撈をやめた旧蔵者がガラ板を卒塔婆に見立て魚の供養をしたものだと指摘している(小林茂 2007:153-4)。もともと、ガラ引く人が上手でないと魚が逃げてしまって漁にならなかった。夏の水のある時期であるため、簡単に曳くことはできない。多くは若者がガラを曳いたが、怒られ怒られやっていたそうである。井戸地区の場合、ガラビキは比較的早くに姿を消したようで、昭和30年までには行なわれなくなっていた。

マヤは、3月末から5月にかけて行なわれるウグイの産卵場所をつくってとる漁法である。そのためマヤ漁は、川の勾配を活かしてマヤという産卵場所を作ることに始まる。マヤは川の真ん中ではなく、なるだけ端の方につくる。川砂が流れていかない方が良いからである。川底を2尺(60cm)ほど掘り、掘った部分には川原で拾っておいた砂利石を2種類に分けて敷き詰めていく。底に大き目な石を敷いて、上に行くほどだんだんと小さくなるように石を敷き詰める。マヤはショウギ(秩父方言で竹製の箕のこと)のような形に、末がやや広がるように作るのが良い。

設えたマヤにウグイが卵を産みにくるので、そこに投網を打ってとる。ウグイが多く寄るときには、マヤが真っ黒くなっているのが魚がいるのがわかる。ウグイは、マヤの上部にできる渦巻に誘われて産卵をする。けれども投網を入れる際には、この渦が邪魔になる。網を打っても、網がうまく沈まず魚が下から抜けてしまうからである。そのため網を打つまえに、マヤから2尺(60cm)くらいのところに、杭を幅が6尺(1.8m)ほどになるように5~6本打ち込む。杭を打ち込んでも産卵をしているウグイは、マヤから離れることはない。杭の根元には、粗朶や竹などを丸めて放り投げておく。そうすることで渦を巻いていた川水が動かなくなるのである。網は杭のすぐ下に投げ入れる。作業はすべて一人で行なうため、とても忙しい漁法である。多いときには、4貫目(15kg)とれたこともあったそうである。マヤ漁は、平成に入るころまで行なわれていた。

代表的な漁法であるガラビキ、セバリ、マヤについて記述してきたところで、平時の漁法の特徴をまとめておきたい。ここにあげた3種の漁法は、いずれも人間が川に構築物を作っていることに特徴がある。ガラビキ、セバリの場合は、いずれもアユを集める仕掛けを利用している。ガラビキとセバリの違いはこうである。ガラビキは一時的な構築物で直接的な追い込みをしているのに対し、セバリは常設的な構築物で、魚の習性に任せて寄せるといふ相違がある。またマヤの場合は、ウグイの習性を利用して、産卵場所を人間が確保していることに特徴がある。

つまりいずれも人間が働きかけてとる漁法であることがわかる。そこで平時の漁法を「働きかけの漁法」と呼んでおきたい。これら「働きかけの漁法」は、魚の習性や、魚のライ

表 2 - 3 : 井戸地区での漁業暦

漁法\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
網漁	投網											
	スクイアミ											
	カジカフミ											
	ガラビキ											
	セバリ											
釣漁	ハネオイ											
	マヤ											
	オキバリ											
雑漁法	アンマヅリ											
	ツリ											
	トモヅリ											
	ヤナ											
	カジカウケ											
	ハチブセ											
カゴ												
ヒブリ												
ヤスヅキ												

フサイクルをよく観察したうえでなされていることが理解されよう。魚の習性に合わせて仕掛けが作られているからである。

このように平時の漁法の特徴を把握したうえで、井戸地区の各漁法がどの時期に行なわれていたのかを漁業暦によって確認しておきたい。漁業暦を示したのが表 2 - 3 であり、これは平時の漁法と大水の漁法、両方を含めて作成している。ここから興味深い事実が浮き彫りになる。それは井戸地区の漁撈のピークが 9 月から 10 月の出水期にあることである。スクイアミやカジカフミといった出水の際だけに行なわれる漁法の発達だけでなく、投網やヤナといったいつでも行なうことができる漁法も出水期に行なってきたことが理解されよう。すなわちこの地区では、臨時の漁法が発達しているのである。

ではつぎに本論の主題である大水とかかわってくるこの臨時の漁法の中身について、節を改めてみていくことにしよう。

3. 大水のなかのマイナー・サブシステム

本節では大水のなかでの漁撈の特徴を、平時の漁法の特徴と対比させながら把握していきたい。すなわち大水のなかでの漁撈活動を、漁業技術に注目しながら記述していくことになる。大水で行なわれる漁法にはスクイアミやカジカフミのように“大水に特化した漁法”と、投網やヤナなどのように日常的に行なわれる漁法を“大水に応用した漁法”の 2 通りに分けることができる。まずは、大水に特化して行なわれてきたスクイアミとカジカフミについてみていくことにしたい。

3. 1. 大水に特化した漁法

スクイアミは増水時に岩陰に寄りつく魚をねらう。魚がとれるほどの大水になるには、かなりの増水が必要になる。積算で 400~500 ミリ降れば、荒川も水がいっぱいになり漁が

できるそうである。増水したときに魚の寄りつく場所は大体決まっていた。そのようなスクイアミに適した「良い場所」はいくつかあったが、だれもが自由に利用できるわけではなかった。おおよそ誰の漁場であるか決まっていたからである。どういう理由で場所が決まっていたのだろうか。漁の名人と言われた人物の語りに注目したい。

スクイアミ時分になると、台風がくるってときは、めぐり（周囲）に木だの篠があるからさ、半日くらいかけて掃除しておくん。網が引っ掛からないように。魚が入らないうちに網を切っちゃうんじゃ、うまくないから。

ここにあらわれているように、増水すればすぐに漁ができるわけではなく、「良い場所」前もって念入りに準備をしておく必要があった。漁の適期が限られているスクイアミでは、万が一網が破れてしまうと漁にならなくなってしまう。漁をする前提として、本降りになるまえに念入りに掃除し、足場を確保しつつ漁場として使えるようにしておく必要があった。このような事前の働きかけがあったため、後からきた人はその漁場を遠慮しなかった。

この漁で肝心なのは漁具（スクイアミ）であった（写真2-1）。写真のスクイアミは大型の漁具に見えるが、この大きさでもスクイアミのなかでは小型のものである。このアミは使わなくなった投網を適当な大きさに切り、竹の間にそれを結わえて制作したそうである。スクイアミの大きさは人によって異なるが、おおむね長さ 4m~5m ほど、横幅 50~70cm ほどの大きさである。大きくすれば魚をとる効率が上がるが、作業の効率は悪くなるという。「あんまりでっけんじゃ腕がつか



写真2-1：小型のスクイアミ

れてしまうだね。始終アユが入ればいいんだけど、入いんねえから。そうするとほら、余分に（体力を使って、空の網を）掬わなくっちゃだから」。

スクイアミを拵えるときに、大きさ以上に気をつかうのは網目の大きさであった。対象とする魚によって目の粗さを変える。ウグイやオイカワをとるときにはやや目を細かくし、落ちアユを狙うときには目を粗くして漁をする。網目の大きさに神経質になったのは、自分自身を守るためでもあった。「危ないと感じたときに、網を捨てて手を放せばいいように感じるだろうけど、ぐっと引っ張られると手が離せない」そうである。そのため、あまり

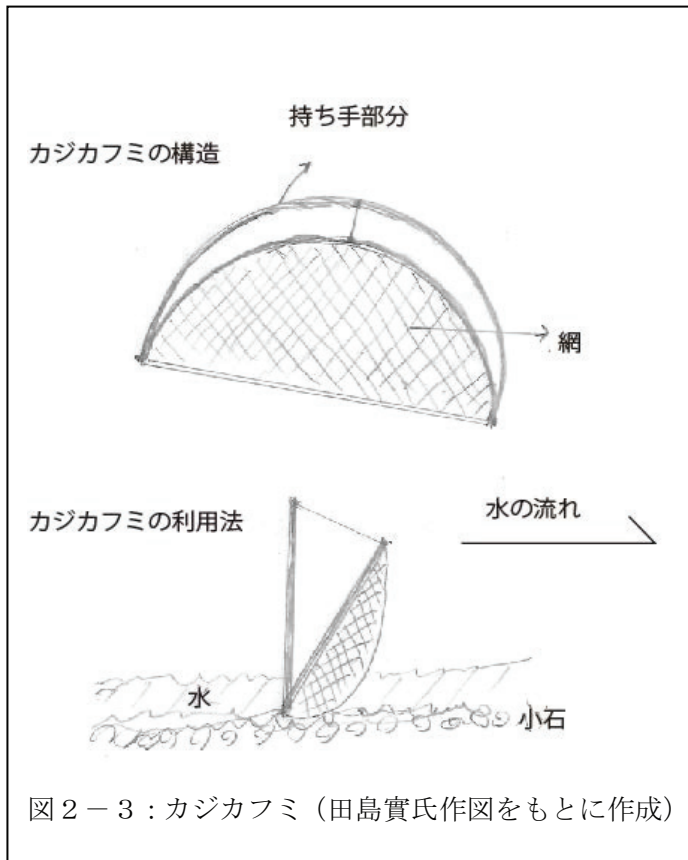
目を細かくしすぎないように注意をしていた。全長が 5m ある網を水につけると相当な重量になる。この網に体を持っていかれないように、欲張って細かい魚まで獲ろうとしないことが重要であった。

漁場の掃除や網へのこだわりからみてとれるように、スクイアミは増水期に行なわれる漁のなかでも、もっとも危険なものであった。事故で亡くなった人もあったという。だから家を出る際に、家で待つ女性は「川行つてのたれ落ちるなよ」と発破をかけ、「そんなに“のたのた”しちゃあいないよ」と答えて漁に向かった。こうした危険性にもかかわらず、大雨が降るとやりたくなる漁であったという。アユの方から寄ってくるため、10尾程度であればすぐにとれたからである。アユが旨い時期であったこともこの漁に人びとが夢中になった理由である。台風が来始める 8 月末頃は、ちょうどアユも腹が大きくなっている。大水の機会にこのお腹の大きなアユを掬い取るのがこの漁法であった。

増水した川で避難してくるのはアユだけではなかった。カジカもそうした魚のひとつであり、増水すると何とか流されまいと石をのむ習性があるという。石をのんで少しでも体を重くして流されないようにしていた。こうした集まってくるカジカをとる漁がカジカフミである。

カジカは砂地の岸边に逃げてくるため、カジカフミは増水時に浅瀬になる場所で行なった。水が増えている最中だけカジカは浅瀬によってくる。引き水になると姿をけしてしまう。日中や夜間など時間帯は関係なく、増水しているということが漁の条件となる。すぐあとに述べる漁法をみればわかるように、水が澄んでしまうと漁にならないので、増水時の濁った川でしかできない漁法であった。

漁の方法はたいへん素朴なものである。エゴノキを利用して作った枠に網を張って、かまぼこ型の網をつくる。この網も漁法同様にカジカフミと呼んでいる。これを持って浅瀬に入り、流れに対して背を向けて立つ。カジカフミを水中で構えて、足元に集まってくるカジカを小石を踏んで脅す。すると魚が驚いてされて網にかかるというものである（図 2-3）。増水時の魚は水の濁りが強く目がきいていないため、このような素朴な方法で魚をとることができた。やはり増水の危険があるときに瀬に入るので、若い人が中心に行なった漁法である。面白いようにカジカが入り、コシ



ゴ（腰籠）に一杯はすぐにとれたそうである。

これら 2 つが増水時に特化して発達してきた漁法である。これに対して、平時の漁法の応用として行なわれたのが投網とヤナであった。

3. 2. 大水に応用した漁法と大水のなかでの漁撈の特徴

投網はさまざまな漁法で使われていたが、増水時に行なう投網はニゴリブチと呼んでいた。増水して水の濁った川に網を入れるからである。漁の狙いはスクイアミやカジカフミと同じように増水した川から避難する魚をとることである。アユが漁の中心であった。増水して急流となった川で、網を打てる場所は限られている。岸に近いアゼッコで底が砂質の、なだらかなところに網を打ったものだった。

これらの 3 つの漁法が、増水の最中に行なうものであったのに対し、ヤナは減水してきたところで行なう台風上がりの漁であった。水量が増えると、普段は全く水の流れていない岩場も川の流れのなかに位置する。ヤナはこういった岩場に設置する。

ヤナと言っても、ここでのヤナはいわゆるヤナとはずいぶん違ったものである。対比するために、現在は行なわれていないが、平時のヤナについて簡単に触れておく。井戸地区でもかつては私たちの知るような大掛かりなヤナがかけられていた。明治 16 年（1883）の「漁業稼方二付テノ三ヶ村議定」¹¹によると、井戸村と対岸の本野上村、藤谷淵村（現在の長瀬地区）の 3 カ村の間で、ヤナ漁をめぐって取り決めがなされている。3 カ村の「漁稼人一同」が相談のうえでなければ、ヤナをかけてはならないことを定めている。ヤナの設置は、他村の漁獲に大きな影響を与えるからである。

大水の際に行なわれる“応用した漁法”としてのヤナは、大型のものではない。竹を平べったくまとめて、間を 2cm 程あけすき間を作り、それをシュロ縄で編みこんでおく。これを川の端から端にかけるのではなく、岩と岩の間にかける。このような小規模のヤナであり、ひとりで行なうことのできるものであった。カジカが数多くとれたそうである。普段は河川でない空間に取り残されそうになった魚を狙う漁法であった。

ここまでの“大水に特化した漁法”と、“大水に応用した漁法”の記述を通して、大水の漁法の特徴をまとめておきたい。ここまでみてきた 4 つの漁法に共通するのは、寄りついた魚をとるという態度である。すなわち平時のように魚を追い込んだり、あるいは、魚の生態・習性に適した空間を人工的に作ったりするのではなく、寄ってきたものをいただくというのが基本的な姿勢になっている。

寄りついた魚をいただくことが漁の目的であるから、漁具や漁法は簡単かつ、簡素であるといえる。とりわけ“大水に特化した漁法”は、よりその傾向がみられ、掬いとったり、足で脅したりするような極めて素朴な漁法である。一見例外のようにみえるのはヤナであるが、これも平時の漁法としてのヤナとは規模も漁の目的も大きく異なっている。平時のヤナが他村の漁獲に影響を与えるような大型のものであったのに対し、大水のなかで行な

われたヤナは、岩場と岩場の間に仕掛けることから明らかなように残った魚を拾うことにあった。その意味で他の 3 つの漁法同様に、やはり寄りついたものをとることが基本となっているのである。

つまり増水時の漁撈活動は、平時の積極型の「働きかけの漁法」に対して、受動型の「受けとる漁法」であるということができる。増水時の短期間ではあれ、大量の魚が寄ってくるのを「受けとる漁法」によってとらえてきたのである。漁村の場合、荒天の際の魚の漂着を「寄り魚」（桜田勝徳 1970:100）と呼んでいた。漁村でも、ここでみてきた「受けとる漁法」と同様の発想がうかがえ興味深い。ただし海辺の「寄り魚」と大きく異なるのは、魚が海辺に打ち上げられるのではなく、増水の危険のなかで受けとらなければならないということである。「受けとる漁法」では、危険をうまく避けることができれば、魚の方が寄りつくわけであるから面白いようにとることができる漁撈活動であったのである。まさにこの点に大水の漁法の楽しみがあった。

以上の記述から、人びとが大水を狙った漁法を発達させてきたことが確認できる。しかしながら漁法が発達してきた理由は、それがたんに大水が良い漁期になるというだけではなさそうである。そのほかの時期にも漁期はあるわけであるから、あえて危険を伴う漁法だけを発達させる必要はないからである。

なぜ人びとは、あえて大水のなかの漁法を発達させてきたのだろうか。それはじつはこの地域が歩んできた開発史にかかわっている。

3. 3. 環境変化と大水のなかでの漁撈技術

荒川の河川環境は昭和 30 年代前後を境として、劇的に変化している。その変化は具体的ななかたちでは、川砂利がなくなったこととして受け止められている。実例をあげよう。井戸地区では対岸への移動のため、地区をあげて交通路を確保してきた。冬から春には仮橋を架け、夏から秋にかけては渡船を用意していた。ところが、その慣行は昭和 56 年に終わりを迎えた。そのころには川底に砂がなくなっていたという。仮橋を渡す際には川底に杭を打ち込んで固定するが、川砂がないため橋の上に砂袋を重ねて橋をおさえておくような流失しかねない状態になっていた。仮橋を架けることはできなくなり、常設橋にかわっていった¹²。

このような劇的な環境変化はダム開発によってもたらされ、川漁にも大きな変化を与えていた。昭和 30 年代以前の荒川と、現状とを比較して、いまの荒川で漁をすることを「風呂桶に糸を垂らしているようなもの」と表現した人がいた。それほどに魚は姿を消してしまった。かつて高浜虚子は長瀬に逗留し、「これよりは 尚奥秩父 鮎の川」と詠んだ。しかしながら荒川は、川砂がなくなってしまうことによって劇的に変貌する。「鮎の川」は姿を消し、漁撈をする値打ちのない空間へとなってしまった。私たちが景勝地として眺めている荒川は、このような激変を経たものなのである。

この変化は井戸地区に限らず秩父地方一般の傾向であるといえる。荒川水系の漁撈研究の第一人者である小林茂は「荒川とその流域の内水面を漁場としてきた漁民と、そこに古くから繰り返し伝承されてきた文化は、消滅の一途をたどっている」（小林茂 2007:30）といい、その理由をつぎのように指摘している。「荒川は昭和 33 年（1958）に着工し、36 年に完成した二瀬ダムの建設を契機として、急変したように思われる」（小林茂 2007:29）。「首都圏を貫流する荒川は、開発と汚染の二重苦にゆがめ続けられてきた」結果、「死の川」（小林茂 2007:105）となってしまったというのである。秩父谷の漁師たちは根こそぎ廃業に追い込まれてしまっているのが現状である。

こうした認識は漁師や地元の人びとだけではなく、地質研究の専門家の間でも共有されている。「ダム建設（引用者注：二瀬ダム・玉淀ダム）の影響と思われるが、上流からの砂利供給が少なくなり、下流地域の多くの場所で河床が下がるとともに、岩盤の露出が目立ってきた」と指摘し、更なるダム計画（浦山ダム・滝沢ダム・合角ダム）の進捗により、「荒川における人為的な影響による河況の変化は、今後さらに加速されることが予想される」（長瀨町教育委員会編 1997:13）とまとめている通りである。

実際、平時の漁法で紹介した漁法の多くが昭和 30 年代を境に行なわれなくなったのは、河川の変化の影響である。ガラビキはやや専門的な色彩の強い漁法だったので、魚類の減少ともなって兼業に近いかたちで漁業を行なっている人びとが、漁をやめるようになると行なわれることがなくなった。またセバリは、杭を川に打ち込むことができなくなり、ちようど橋が常設橋にかわる時期にできなくなっている。

さらにいえば、観光開発も漁撈活動にはマイナスに作用している。夏休みになると、川がにぎやかになる。観光客がとんでまわり、夜には花火あげる。こうなると魚が逃げてしまっただけで漁にならない。新しいタイプの観光の出現もある。ライン下りの船頭たちは地元の勝手を知っていて、お互いに迷惑をかけないように観光と漁撈とを両立可能なかたちで川を利用してきた。それに対して近年のラフティングをはじめとする新しい形の観光は、地元の勝手を知らずに好き勝手な利用がみられるという。

このような河川環境の劇的な変化を視野に入れると、なぜ人びとが大水のなかでの漁撈活動にこだわったのかがみえてくる。治水による環境変化や観光による負の影響があるからこそ、大水が良いのである。「風呂桶」にたとえられるほど、魚のいなくなってしまった川に、大水のときだけは魚があがってくる。また「台風上がりに投網をぶつと、危ないからって、お客も来ねえ」というように、観光の川となった荒川が日常の姿を取り戻すわけである。このように大水のときの方が、むしろ環境が整うことになった。

井戸地区では、大水を巧みに利用した漁業が発達してきた。これには 2 つの理由があった。ひとつは文字通り大水が漁期としてふさわしいものであったことであり、もうひとつは、ダム開発・観光開発による河川環境の変化で漁場として価値を失ってしまった荒川が、かつてのような姿をとりもどす数少ない機会であったからである。言い換えれば、これまで人びとが身につけてきた漁法が使い物にならなくなってしまいうなかで、唯一大水のなか

の漁法だけは、劇的な環境変化のなかでも活用できる漁法であったのである。

4. 大水をやり過ごす知恵

ここまで漁撈活動をマイナー・サブシステムの技術に注目して記述してきた。本節ではマイナー・サブシステムの空間に注目して論述をすすめる。漁撈の成否に加えて、大水という危険に対処するためにも、漁撈を行なう空間への深い認識が必要だからである。したがって、大水への対処の知恵をマイナー・サブシステムの空間への意味づけから明らかにしていく。

4. 1. 河川利用の知恵と漁師の矜持

漁撈を営む人びとは河川地形に、川の状態・性質によって名前をつけている。それは大きく、セ（瀬）・トロ（瀨）・フチ（淵）に分かれる。セは流れが急で、石がごつごつしているような空間を指している。流れが急になることを「セが強くなる」と表現する。トロはセと対比的に用いられる言葉で、流れが穏やかな場所に対して用いられる。フチは岩場に囲まれて水が淀むところである。前二者に対して狭い空間に指す言葉である。

それらの河川地名を図示すると、図2-4のようになる。全体的な傾向として、この地が長瀨ということからわかるように、井戸地区に隣接する区間の荒川は長いトロがつづいている。川下りが楽しめるような穏やかな流れである。そのためだろうか、わざわざトロと名づけて呼んでいる場所はみられなかった。トロと対照的な河川地形の流れの速い岩場であるセは、上流側に2カ所ある。オーガイセ（大河原瀬）と、コタキノセ（小滝の瀬）である。とくにオーガイセは、大規模なセである。

そしてフチは、上流側からセイゴブチ、シミズブチ（清水淵）、マガリブチ（曲淵）、トチブチ（栃淵）の4カ所がある。マガリブチは図2-4で利用した航空写真からも屈曲したフチとなっていることがみてとれる。

大水のなかの漁撈について人びとが語るとき、必ず言及するのは、川の流れの変化である。たとえばヤナ漁は、極端な河川の変化に対応しながら行なわれていることがよくわかる。「台風になると水が増えるん。白鳥島が本流になって結構流れるんだいね。水がうんとある時期にはできないけれど、いづらか引いてくるとヤナかけるん」。この語りに出てくる白鳥島、それに蓬莱島は、ふだんは井戸地区から歩いて向かうことのできる大きな岩場である。ところが増水すると、それぞれ文字通り「島」となる。ふだん水の流れていない島と井戸地区のあいだの方が、むしろ本流のような強い流れになるのである。前掲図の中央にクルマタツポという場所がある。タツポとは急流を意味する秩父方言であるが、ここには平時には水は流れていない。タツポになるのは増水したときなのである。

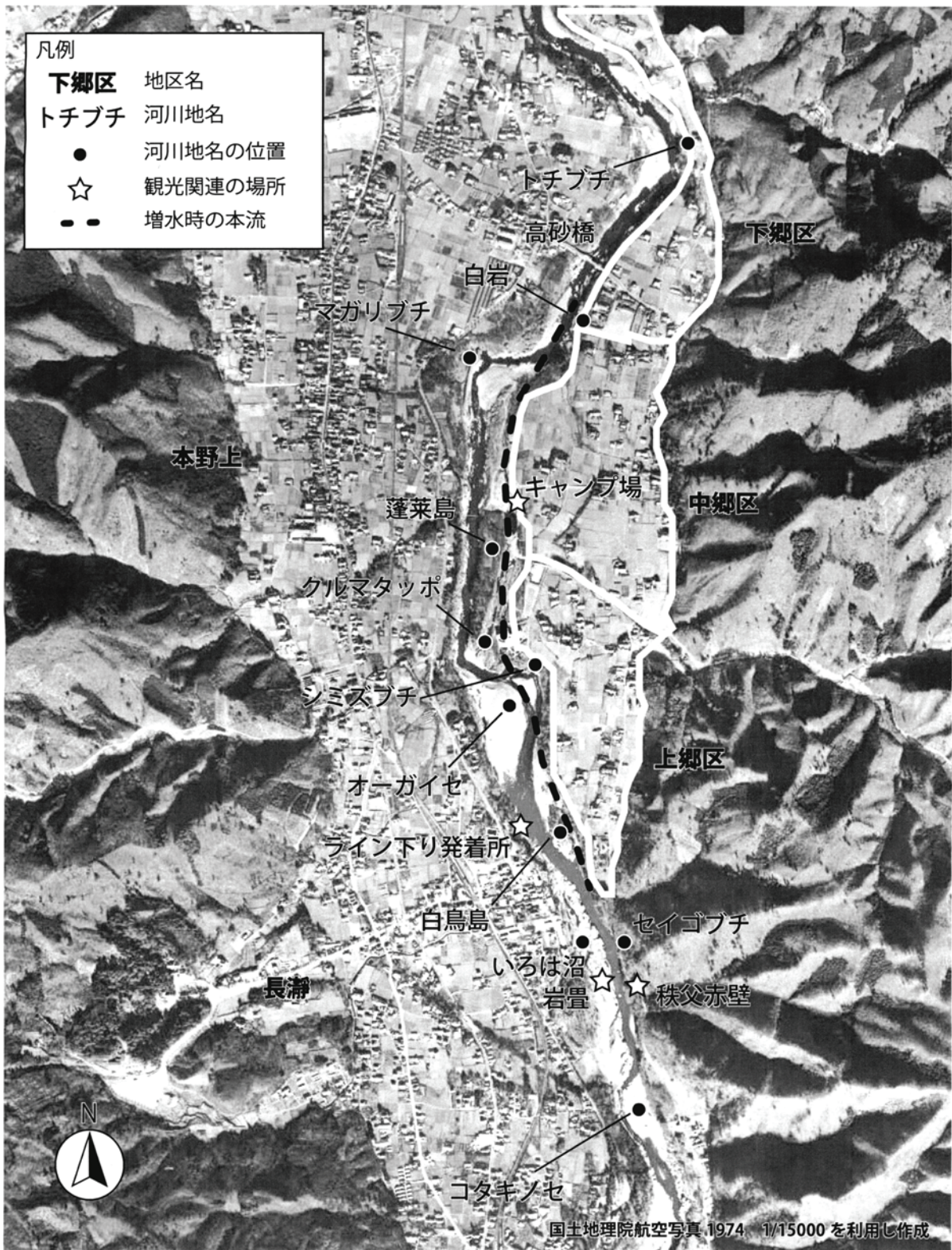


図2-4：河川地名と漁撈の空間

大水での川の流れは、平時の屈曲した流れとは違って、川ができるだけ素直に流れようとするものと認識されている。そのため増水し、川が直線的に流れたときには集落に近い側が本流となり、白鳥島や蓬萊島が島になる。漁師たちが増水すると本流になるという場

所を、図中では点線で示している。これらはふだん水の流れのない場所であるにもかかわらず、増水すると途端に危険な場所となるのである。そしてこの本流からやや離れている場所に、フチが位置していることがわかる。

スクイアミを行なうことができるのは、こうしたフチであった。増水時に魚が寄ってくるのは、岩陰となっているフチであった。「水が回るところ」ところが、よい漁場であったという。「水が回る」とは増水で急流となっても、渦を巻いて下流に水が押し出されないことを指している。さらに水深が深いとなお良かった。そういったフチに魚は避難してくるからである。さきあげた4つのフチがそのような特徴のあるフチであったそうである。

カジカフミやニゴリブチを行なうのは、増水時にも入ることのできる浅瀬である。これは平時のセとは場所が異なっている。平時のセよりも集落に近い側で漁を行っていた。増水の程度にもよるが、たとえば近年では、キャンプ場の脇でニゴリブチをした。興味深いのは、観光客の存在をうまく利用して漁を行っていたことである。近年は、地区の人びとが日常的に川のアゼッコに近づくことがなくなったので、どこもかしこも草ばかりになってしまっている。ニゴリブチは草があると漁にならない。網をぶつても草の下から逃げていってしまい、網のふくろに入らないからである。それに対して観光向けの川遊びができる空間は、川原で遊べるようにつねに手入れがしてあって草が生えていない。そこへ行って網を打つのである。

大水のなかでの漁撈にとって必要な知識とは、魚の習性以上に、このように流れを読む力なのである。どこが本流になり、反対にどこが魚の避難場所となるのか、このような知識が自分自身の身を守るためにも、漁のうまくこなすためにも重要であった。深く切れ込んだ溪谷に位置する井戸地区の場合は、増水時と平時では7~8mも水位が変化し、景色は一変する。そのため普段とは異なった増水していく河川環境に対する深い知識、川を読む力がなくてはならなかった。

自然に対する知識は、漁をしてきた人びとの矜持となっている。現在、荒川での漁を語ることのできる人びとは、劇的な環境変化によって「川での漁ができなくなった」世代である。彼らの親のたちは、「家業・生業としても川漁師が成り立った」世代なのである。そうであるため、多くの方は、親の世代とは違い“趣味”や“遊び”で魚とりをしているだけだと述べる。真面目に漁をすることはできないからである。しかしながら、放流した魚を釣りにくる人びとの“趣味”の釣りや、長瀬に訪れる観光客やアウトドアを楽しむ人びとの川での“遊び”と、自分自身の行為には一線を引いている。それを支えているのが自然への深い知識である。

いくら川が魚をとる値打ちのない空間になってしまっても、自分たちは川をくだけ、魚をとるだけの存在ではなく、魚を通して川を知ろうとしているのだという。イワナやアユがどんなクセを持っていて川にどんなクセがあるのか。漁獲高の大小よりも、このようなクセを知ることが、川漁の面白さであるという。川に漁をしてかかわる人びとの自然を媒介にして自然を知る態度が、その他のかかわり方とは異なる深いかかわりになっている。

とくに大水のなかでの漁撈の場合には、川を読む力が重要なのであった。

さてここまでマイナー・サブシステムの技術、空間認識を通じて、「大水から利益を引き出す対処」について検討してきた。最後に「大水から利益を引き出す対処」が、「大水による水害への対処」とどのような関係にあるのかを検討しておきたい。地元の人びとにとって、これら 2 つの対処を合わせて“大水に対処する”ことだとすれば、それぞれがどのような関係にあるのかを検討しておく必要があるからである。

4. 2. 洪水に対する棲み分けの技法

井戸地区は地理的にみると荒川の上流部であり、また堤防のない無堤地区であるから河川災害は少なかったように思われるかもしれない。しかしながら水害になることも少なくなかった。

井戸地区で洪水によって大きな被害が出たものとして、昭和 13 年 (1938) 水害と、昭和 22 年 (1947) 水害がある。昭和 49 年 (1974) にも後述のように避難騒ぎが起きている。また実際の経験したものではないが、この地方で最大規模の被害を出したとされる寛保 2 年 (1742) 水害は、野上下郷区にその時の水位が岩に刻み付けられた寛保洪水位磨崖標が残されている。このように、しばしば水害の危険があり、二瀬ダムができる以前 (昭和 36 年 (1961) まで) は、「10 年おきに大きい水がくる」ものと思っていたそうである。

こうしてしばしば危険な目にあっているにもかかわらず、人びとは洪水をそれほど深刻な問題とはとらえてこなかったようである。「昭和 50 年頃に一度白鳥荘の宿泊客を避難させるような増水があった」。あるいは、「荒川沿いのテニスコートまで水が来て、当時あった白鳥荘が水の中に建っているように見えた」。「ごーごーとすごい音がして、キャンプ場が冠水した」。これらは冠水した空間への人びとの語りを列挙してみたものであるが、一見してわかるように、それらはすべて観光の空間である。これは決して偶然ではない。

井戸地区の人びとは洪水にかかわって土地利用秩序をもっているからである。中郷区が典型であるが、ここではウエンダイとシタンダイという土地への名づけがなされている (図 2-5)。ウエンダイには屋敷地が集中し、反対にシタンダイには、耕地と墓地以外に常設の施設は置かれていなかった。観光施設は長瀬観光の根幹である河川景観に引き寄せられて川へと接近し、シタンダイに立地することになる。この結果、好対照が生まれる。レジャー空間はリスクを抱えた空間であり、それに対して人びとの居住空間は、経験的安全性が確保されている場所なのである。

むしろ人びとが大水で困っていたのは、畑の土を持っていかれることである。大水が来ると、「波をぶちあてて洗っておいて、引きながら土をもっていく」という様子であった。畑の下はナメといわれる岩盤で、土の層が続いているわけではない。そのため、大水がのったあとには、ナメの岩肌が露出する場所がでてくることになった。この事実もやはり、棲み分けがなされていたことを示している。耕地は冠水してしまうリスクを抱えざるを得

ないが、そこに居住空間はないのである。

とはいえ、むらの土地は限られているから、ほかの家と比較して川に接近せざるを得ない場合がある。その場合でも、レジャーの空間のように無防備のまま居住することはなかった。川に面した側に石垣を設けて増水に備えたり、あるいは、竹藪を設けたりして水が直接にあたることのないようにしてきたのであった。つまり川に接近して居住空間を設ける場合でも、少なくとも「川の通り道」は避けてきたのであった。

井戸地区の人びとにとって油断ならないのは、川の本流でない場所

が増水すると本流になることである。このような「川の通り道」を“避けて住む”という経験的な安全策をとっていたわけである。それはごく当たり前の対応のように思われるかもしれないが、長瀬の場合は岩盤の露出する深い渓谷で、しかも川は集落から10m以上低い位置を流れている。深い渓谷を超えて水が入ってくるなど思いもよらないことであり、どのように流れていくのかということは容易には理解できることではない。

こうしてみると、「大水から利益を引き出す対処」と、「大水による水害への対処」どちらも、平時とはまったく異なった様子になる川を読む力が大切な知識であったわけである。もちろん漁そのものが、防災対策であったわけではない。しかしながら、防災対策にとって必要な知恵を、被害を受けることからだけでなく、「大水から利益を引き出す対処」をすることによっても蓄積してきたということができよう。

5. 結論：大水のなかの漁撈が持つ意味



図2-5：洪水と棲み分け

本章では、大水が一般的には好まれない自然の極端な変化であるにもかかわらず、何ゆえに人びとはむしろ利益を享受することができたのか、その理由をマイナー・サブシステム論の視角から明らかにしてきた。

大水が利益となったのは、漁撈活動による恩恵を得ることができたからである。しかも通常の漁では考えられない小さな労力で、大量の魚を得ていた。それについて漁師たちはつぎのような解釈を与えていた。大水という異常な出水状況は、人間だけでなく魚にとっても危険な状況である。魚も増水から避難するのであり、流路をさけ、石をのむなどして、特定の場所に集まって流されないようにする。また増水による濁りは、魚の視界を奪っているため容易に捕獲できるという。すなわち魚の方から寄りついてくるので、きわめて簡単な技術で、大量の漁獲を得ることができたのである。したがって増水時の漁撈技術は、平時の積極型の「働きかけの漁法」に対して、受動型の「受けとる漁法」であったわけである。

このような大量の漁獲が、大水のなかの漁撈活動を待ち遠しいものにさせていた大きな理由となった。通常、「マイナー・サブシステムがあくまでもマイナーである大きな理由は、その対象が大量捕獲採集しえない性質をもっているから」（松井健 1998:146）である。しかしながら大水のなかでの漁撈は、異常出水時という短期間であるとはいえ、大量捕獲を可能にするものであった。しかも井戸地区の場合には、ダム開発や観光開発といった地域開発の影響から、平時の漁撈活動全般が停滞せざるをえなかった。ところが、異常出水時だけは、かつてと同じように漁撈が可能な川へとかえっていたため、根強く続けられてきたのである。

漁撈技術としては極めて素朴な水準であったにもかかわらず、大水のなかの漁撈を誰でも行なえるわけではなかったのは、やはり危険がともなう漁撈であったからである。漁撈を行なった人びとは、魚をとるためにも、また自分の身を守るためにも増水時の川の変化をいかに認知するかが重要であった。このような川を読む力が、「受けとる漁法」には不可欠であった。

それゆえに「大水から利益を引き出す対処」は、「大水による水害への対処」と共通の要素を持っている。それはすなわち、どちらも、平時とはまったく異なった川を読む力が大切な知識であったことである。つまり人びとは災害対応にとって必要な知恵を、被害を受けることからだけでなく、「大水から利益を引き出す対処」をすることによっても蓄積してきたということができよう。

このことは自然とのかかわりを考える際に重要な示唆をあたえてくれる。民俗学や環境社会学の事例研究によって、自然は両義的存在であることが明らかにされてきた。自然を利用する人びとにとって、自然を利用することと害悪を受け入れることは表裏一体であるという意味である。ここで示してきた事実は、自然の両義性がそう簡単に利益と害悪とに分類できるものではなく、人びとは害悪のなかにさえ利益を見出してきたことである。つまり害悪をただ不利益だけにはしておかないように、人びとは自然とのかかわってきたので

ある。

現在、治水政策や防災政策の根幹をなしている発想は、リスク社会論 (U・ベック 1998) が提示するような、リスクに対していかに共同していくかということにある。ところが、ベック自身が指摘するように、リスクに対する関心を持ち続けていくことは、極めて難しい (U・ベック 1998:72-3)。にもかかわらず井戸地区の人びとが大水という危険な存在に対して、関心を持ち続けることができたのは、それをただ危険と認識するだけではなく、恵みをもたらしてくれる存在とみていたからではないだろうか。

注

1 それは柳田国男が南島世界との交流の証拠として、「寄り物」へ関心をもっていたからである。また柳田は「寄り物」を拾う慣習が、島国である日本に特徴的な生計活動であることに注目していた (柳田国男 1970(1950):207)。

2 漂着神はとくに漁村での事例蓄積が豊富である。たとえば小倉学は能登半島の漁村の事例をもとに「漂着神の伝承は、海の彼方から降臨する神に対する古い信仰に基づくもの」(小倉学 1979:232) と指摘している。本論の関心からは離れてしまうため、これ以上言及することは避けるが、漂着神が漁村を中心に議論されてきたのは、漁民たちが信仰対象としたエビス神とかかわっているからである。

3 漂着神は川辺の村落でもみられ、利根川水系においても洪水を契機とする 247 例もの漂着神が確認されている (松田佳代 2003)。水の都大阪でも多数の漂着神がある。これを田野登は「川あがりの地蔵」と名づけた (田野登 2007:271)。しかも人びとのあいだには、わざわざ『川あがりのお地蔵さん』に仕立て上げる風潮すらみられる (田野登 2007:275) という。

4 これ以外にも漂着神を祀る理由はいくつか考えられる。第一に、とりわけ海の漂着神の場合には、彼方から訪れる来訪神として解釈できる漂着神伝承がある (たとえば小倉学、1979)。第二に災害をこうむったことによる重視で、「不遇な境遇」に対する「気の毒」な気持ちから祀ったものである (田野登 2007:272)。こうした災害下での神のもつ意味については、第四章で詳しく検討していくことになる。第三に、災厄に対する恐れを意識から祀るものがある。松田佳代 (2005) は、河川流域の漂着神に八坂神社などの御霊信仰にかかわるものが多いことから、災厄払いの性格を指摘している。

5 また坂本は、流木拾いにルールがあったことを指摘している。流木の上に石をひとつ置いておくと「先に見つけた者がいるから、後から来た者は手を出」(坂本育男 2013:28) せなかったという。このルールは琵琶湖での流木拾いの事例 (出口晶子 1994:46) とも、また漁村での流木の拾いとも共通している。

6 その挨拶とは、具体的にはつぎのようなものであった。「福島県小名浜地方の漁師たちは、正月の挨拶として『イナサ (南東風) で参りました』と語った。その言葉に対して『手鉤で受けます』と答えたそうである。そのような挨拶をする理由は、イナサ時は『寄り物』をもたらすので、・・・寄り物が来たら、手鉤で引き寄せたことに由来する。正月にそのような挨拶をすることで、その年も寄り物が多いことを念じ」(川島秀一 2003:2) ていた。

7 松井健は、資源についてつぎのような指摘をしている。「資源は、有用性を認め、利用しようとする主体との関係で資源となり、かつ、その資源の性格は主体との関係の変化によって変容する過程とともに考えなければならない」(松井健 2007:14) という。ここでの指摘は、あるものを資源とするためには、それを資源化しようとする主体の存在があり、そしてそれを資源化する創意工夫が必要となるということである。大水を資源獲得の機会と

するには、それに対応する人びとの創意工夫をこそ検討する必要があるわけである。

⁸ たとえば安室知（2005）は、利根川中流域の川漁師を対象として、出水期の漁撈活動を分析している。漁の成否が、出水への知識や経験、すなわちここでいう技法と関係していることを指摘している（安室知 2005:224-6）

⁹ 各区がそれぞれ独立した領域をもっていることは、正月行事、そして7月のオギオン（祇園祭）をみるとよくわかる。秩父地方ではサワザカイ（沢境）という言葉があり、沢がむら領域の境として機能していることが多い。井戸地区内の各区も沢を境として、独自の領域をもっている。サワザカイとなる橋のたもとは、双方のむらから正月には門松が、約半年を経た7月には悪霊払いの札が掲げられる。この場所がむらの出入り口として意識されているからである。

¹⁰ 井戸地区レベルでの神社運営は、近年さらに深まりをみせている。下郷区の春日本社だけが地区全体の管轄であったが、それに加えて、それぞれの地区が神社祭祀において対等な関係になるように、上郷区の蓬莱稲荷社、中郷区の金比羅社を井戸地区全体の管轄とし、共同で祭祀を執行している。どの地区も井戸地区全体の神社運営の担い手になるように取り決めたのである。

¹¹ 『長瀨町史、近代・現代資料編』（長瀨町教育委員会編 1995:345-6）参照のこと。本資料は翻刻の際の誤記と考えられる記載がみられる。しかしながら、この地域の漁業の実態を教えてくれる数少ない漁業史料として重要である。

¹² 井戸地区では荒川流域で、もっとも遅くまで仮橋と渡船とを地区をあげて用意していた。その理由には景観保全があった。長瀨溪谷は国指定の名勝地であり、県立長瀨玉淀自然公園に位置している。そのため景観を破壊しかねないという理由で、常設の橋を架ける許可が下りなかった。逆に言えば、これまで景観保全を理由に架橋を認めなかった行政が折れざるを得ないほどに荒川の河川環境が変化し、仮橋の架橋ができなくなっていたのである。詳しくは『長瀨町史、民俗編 1』（長瀨町教育委員会編 1999:305-8）参照のこと。

第三章：水害を均衡化する仕組みとしての水利慣行

第三章：水害を均衡化する仕組みとしての水利慣行

1. 災害格差を納得する論理とは

本章では、水害に対する組織的対応を分析していく。災害に組織的に対応することは、容易に思われるかもしれないが、災害下であるからこそ、組織的な協調行動は極めて難しい。

というのも、そもそも災害すべてがそうであるが、水害においても被害を受ける各地域が平等にダメージを受けるものではない。災害格差が存在し、被害がある地域に集中する傾向があるからである。ここでは、洪水において条件不利である低地の地域に注目する。洪水の場合には、多量の水が広大な地域に留まるから、彼らにとって「水害の分配」が切実な課題となる。自分たちの被害を減少させるためには、相対的に被害の少ない地域に洪水を「分配」するほかないからである。

しかしながら、「水害の分配」は高場の地域からすれば不利益を受け入れることになり、容易には行なえないはずである。にもかかわらず千葉県栄町布鎌地域では、「水害の分配」を行ってきた。どのような論理を使って、低地に位置する地域は、高場の有利な場所にある地域に自分たちの不利益の一部を引き受けさせ被害を減少させてきたのだろうか。

そこで本章の目的は、何ゆえに低地に位置する村落が、高場の相対的に被害が小さな村落に水害を引き受けさせることができたのか、その論理を明らかにすることである。

1. 1. 防災対策と災害格差

現在、河川工学では、洪水を受け入れた防災対策がいかにして可能かが議論されている。これまで治水対策は、洪水の発生を防ぐための技術的な未然の対策を中心としてきた。大熊孝は、それが洪水の想定を欠いていることを批判し、発災時の対策を意識した防災対策への転換を主張する（大熊孝 1988）。そこで災害格差の問題に直面する。洪水を想定した防災対策をとろうとすると、地形的不平等が生み出す災害格差の問題を避けえないからである（大熊孝 2004:203-4）。防災対策がより実際の災害対応へと深化をみせるなかで、あらためて災害格差という社会的不平等が再確認されることとなったのである。そこでは地域社会の間でいかに洪水を受け入れるかという「水害の分配」が課題となっている。

このような課題に対して、竹内啓は工学的技術に代わって社会的技術が重要であると述べている。災害という不条理を当事者がいかに受け入れることができるのか、そのための社会的仕組みを模索している。竹内は3つの原則を見出す。①すべてのものが「満足する」解決はないこと。②「感情問題」であること。③「最適解」は存在しないことである（竹内 2004:4）。これらをふまえ、竹内は「人々が『よりよいであろう』と感じられるような決定」（竹内啓 2004:9）、すなわち、災害格差を納得しうる社会的仕組みの必要性を指摘す

るのである。

このような政策的課題に対して、本論では災害常習地の人びとが行なってきた生活実践を検討するアプローチをとることで、解決のヒントを提示したい。本論の対象とする事例では災害を分かち合い、かつ、それを納得する仕組みを形成している。災害格差が、技術的には解決しえない社会的問題であるからこそ、人びとの生活実践を検討するアプローチが有効であると考ええる。

では、「水害の分配」を検討するためにどのような視角が有効であろうか。

1. 2. 水利秩序における「連合と対抗」

「水害の分配」を直接的に扱ってきたのは水利研究である。とりわけ民俗学の水利研究では、水利と水防が切り離しえないことを指摘してきた。小川直之は、「水田灌漑は、河川が引き起こす災害と表裏一体の存在」と述べ、その結果、用水組合が普請組合・出水時の防衛組合の性格をもったことを明らかにしている（小川直之 1990:72）。耕作者からすれば、河川は恩恵をもたらすと同時に、その災厄とも付き合わざるを得ないため、水利と水防とは相互の連関がみられる¹。

水利研究において、水防を研究対象に加えたより積極的な理由は、水利も水防も水資源にかかわって、組織内格差への対応が何よりの課題となっていたことにあった。地理学者の堀内義隆は、灌漑組織・水防組織ともに組織を構成する「村落や村落集団間に格差が存在することが大きい特質」（堀内義隆 1983:35）であるとまとめている。灌漑組織の場合には、よく知られているように、「上流優位」、「古田優位」の原則がある（たとえば、喜多村俊夫 1950）。すなわち、「上流」「下流」という環境要因や、「古田」「新田」という歴史的要因によって、「分配」における格差が存在し、そのなかで組織運営をはかっていかなければならなかった。

水防組織にもこの原則を見出すことができる。上流村落が、下流村落の堤防を切り崩す権利を持つ切通し堤は、「上流優位」の典型である（堀内義隆 1983:39）。また、輪中内の排水権を検討した菊地利夫は、「古田優位」の原則を指摘する。「輪頂の古村は（引用者注：輪端の新田村に対して）排水権と排水路敷を優先的に獲得している」（菊地利夫 1958:242）。もちろんこの2つの原則は強い関連を示していて、先に開発された「古田」は、しばしば資源利用に優位な「上流」に位置していた。菊地の指摘は、より正確には、この両者の関連をふまえた指摘となっている。

このように灌漑組織・水防組織ともに「上流優位」「古田優位」と表現される格差が確認できる。言い換えると、水利組織内には、「対抗関係」（浜谷正人 1976:65）が存在する。この対抗関係が、水利組織の運営に大きく影響している。「下流の用水組合は、その相対的に不利な条件をカバーし、取水に関する発言力を強める必要から、組合組織を重層させ」（柿崎京一 1964:27）てきた。つまり不利地同士の共同によって、上流への対抗関係を強めて

きたのであった。

水利秩序とはこのような対抗関係の、いわば綱引きのなかで形成されてくる。このことを強調して民俗学の水利研究では、水利慣行を理解する視角として、「連合と対抗」という分析視角が用いてきた（飯島康夫 1996:71；福田アジオ 1981:106）。すなわち、水利をめぐる利害関係をつぶさに検討することによって、水利秩序を理解する分析モデルを構築してきたのである。

ただしこうした水利秩序の理解に対しては、近代化論の立場に立つ水利研究者から批判を受けてきた（たとえば、住谷一彦 1953；永田恵十郎 1971）。なぜなら、「連合と対抗」にもとづく水利秩序は、対立や抗争をふくむため、合理的な水利用や自由な水利用を阻む側面があるからである。こうしてしばしば「非合理的」（飯島康夫 1997:179）であると批判されてきたにもかかわらず、なぜ「連合と対抗」という利害関係を分析するモデルにこだわりつづけたのであろうか。

それは客観的な視点からではなく、実際に水を分け合う人びとの視点から論を立てているからである。福田アジオは「地域間の対立抗争と地域間の平和的分配は密接に関連している」（福田アジオ 1981:106）と述べ、対立をふくみながらも、実際に分配がなされていることを評価するのである。つまり、「連合と対抗」という視角は、地域間の利害関係を子細に分析することによって、水利秩序を地域間で見出された納得の仕組みとして理解する視角であることがわかる。

このような視角が、「水害の分配」を理解するうえで有効である。さきに「水害の分配」を、災害の分かち合いと表現をしたが、それは愛他的に行なわれるものではなかった。災害研究では、災害時という特殊な条件下での人間行動を観察することで、平時にはみられない愛他的な行動規範が存在することを示してきた（たとえば、ソルニット 2010；山本康正 1988）。しかしながら、「水害の分配」は、対立と隣り合わせの状況で形成されてきた仕組みである。つまり、「水害の分配」という水利秩序もまた、災害を繰り返し受け、利害が先鋭化するなかで作られてきた秩序なのである。

したがって、本論では「水害の分配」を「連合と対抗」という視角から検討していく。本論では布鎌地域のなかから比較的低地に属する布太地区・三和地区という二つの地区を取りあげて、「水害の分配」の実態を把握していくことにする。この2地区を選択したのは、布鎌地域のなかでもとくに複雑な利害関係のなかであり、それゆえにこの2地区を詳しく分析していくことによって、「水害の分配」の実態を詳しく理解できるからである。

2. 洪水に対する組織的な排水対応

本章では、まず水利秩序にかかわる布鎌地域の概要を記述し、事例の分析にあたって前提となる事柄を述べていきたい。そして、排水対応にあたって重要な役割を果たす排水管理組織について詳しく検討していく。

2. 1. 島新田の宿命としての内水被害



図3-1：布鎌地域の地理的概況

にかかわってくるからである。

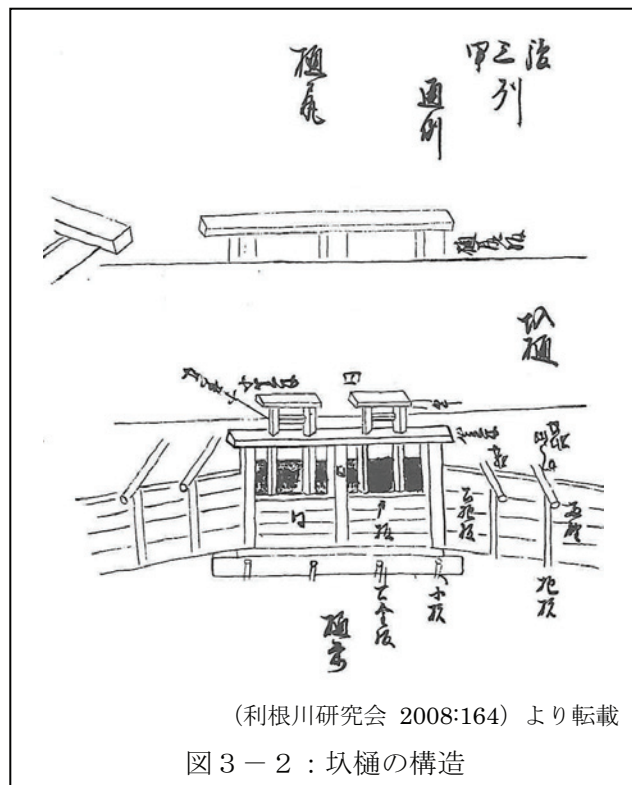
図3-1からは、布鎌地域のおかれた複雑な環境条件がみて取ることができる。利根川の島というだけでも、この地に定着するために相当な困難がともなうことが十分に予想さ

布鎌地域²は、千葉県印旛郡栄町の一地域である。平成24年(2012)12月現在、699世帯・2020人の人びとが暮らし、12の自治会から構成されている。明治22年(1889)から昭和30年(1955)までは、布鎌村であり行政村として機能してきた。布鎌地域の歴史は、近世の新田開発に始まる。江戸期にさかのぼると、24の新田村落から成っていた。

もともと布鎌地域は、四方を利根川に囲まれた島新田であった。けれども明治末年に近代治水技術が導入されると、将監川が締め切られ千葉県側と陸続きとなる。また平成18年(2006)の若草大橋開通によって、茨城県側とも陸路で結ばれている。陸続きになったことにより厳密には島ではなくなっているが、島新田という布鎌地域の性格は、いまなおこの地域を理解するうえで重要である。洪水の特徴と密接

れる。利根川の決壊による洪水がまず想定されるからである。それに加え布鎌地域の周囲には、小貝川や長門川、印旛沼・手賀沼に隣接している。複数の水域が関係する環境条件にあったため利根川が滞水を起こしやすく、しばしばウチミズ（内水）や降り溜まりと呼ばれる降雨による水害を引き起こしてきた。なぜ降雨そのものが、水害に結びついたのであろうか。

島新田である布鎌地域では、排水すべき状況で排水できない矛盾を抱えざるを得なかった。かつては坎樋を利用して降雨を島外へ排水していたが、利根川の水位が上昇すると堤防の決壊を防ぐために坎樋（図3-2）を閉じなければならなかった。つまり利根川の水位が高ければ、その間に降った雨は、島の内部にとどめておくほかなかったのであった。その時間が長引けば



（利根川研究会 2008:164）より転載

図3-2：坎樋の構造

深刻な水害となってしまう。たとえば明治25年（1892）の水害では、1カ月余りにわたって坎樋が閉じられていた。「五月下旬方大雨ニ而畑上壺尺六七寸位有之、苗代不残水腐ニ相成、七月一日残歩水門開樋ニ相成」³とある。畑から60cm以上も冠水しているにもかかわらず、排水施設は利用できなかったのである。こうした状況は近代治水技術が導入されたあともすぐには変化しなかった。増水した利根川本線への排水は、容易なことではなかったからである。

布鎌地域を理解するうえで環境条件とともに重要になるのは、低湿地では特徴的な生業形態である。布鎌地域内の各村落は低湿地帯に位置するにもかかわらず、水田はなく近世を通じて皆畑の村落であった。明治4年（1871）の時点で、この地域でもっとも耕地面積の大きな請方地区においても、水田は面積比・収穫高ともに全体の約3%にすぎない。耕地の大部分を占める畑では、大麦・小麦・小豆・大豆・粟・稗・芋・陸稻・蕎麦が作られており⁴、人びとは洪水により収穫が左右されやすい稲作を避けてきた⁵。

畑作が大部分を占める生業形態は、排水管理を中心とする水利慣行の発達を促した。畑作地帯であった布鎌地域には用水路が存在せず⁶、水路はすべて排水路（悪水堀）となっていた。畑作地帯であったことに加え、川中島で地下水位が高かったために用水を必要としなかったからである。こうして水利慣行は、排水問題への対処を軸にして形成されてきた。現在の布鎌地域は、一転して耕作地の大部分が水田となっている。この変化は近代治水の導入とともに起きたものであった。水田稲作の導入により用水需要が高まってからも、排水管理が地域の課題であったから、排水慣行は形を変えて現在へと引き継がれている。このような布鎌地域全体にわたる特徴をふまえて、つぎに本論で検討する布太・三和の2地

区に焦点をあてたい。

布太・三和の 2 地区において利害関係が錯綜する理由は、布鎌地域の開発史とかかわっている。布鎌地域を構成する 24 の新田村は、三期に分かれて開発された（須田茂 1978）。第一期開発は明暦 3 年（1657）頃の開発であり、島の四方の高場に西・南・北・下和田の 4 つの村落が切添新田として成立した。つづく寛文 6 年（1666）に始まる第二期開発では、15 カ村が成立する。この開発は寛文・延宝期における利根川下流域の「大規模開発」（大谷貞夫 1972:16）政策と関連しており、過半数の新田はこの時期に誕生している。もっとも遅い第三期開発は元禄元年（1688）に着手された。この開発で成立したのが請方新田 5 カ村である（表 3-1）。

このうち布太・三和地区は第二期開発に属しており、しかも村落領域は第一期開発の村落と第三期開発の村落との間に位置していたため、いわば板ばさみの状況に置かれることになった。開発時期は水害との関係で重要な意味をもつ。開発の手は条件の良い高場から

表 3-1：布鎌地域を構成する村落の概況

開発時期	新田村名	石高(石)			現在の地区	
		享保十七	享保十七	宝暦七		
1期	西新田	123.735	—	29	西 南	
	南新田	181.557	29	31		
	太郎右衛門新田	258.955	—	28	布太	
	上曾根新田	55.421	8	8	曾根	
2期	利右衛門新田	50.919	5	5	三和	
	源五左衛門新田	59.115	7	8		
	七右衛門新田	41.676	6	6		
1期	中谷新田	259.715	34	34	中谷	
	北新田	121.102	26	23		
	布鎌新田	横須賀新田	59.512	9	9	北
		押砂新田	25.304	5	8	
2期	四ヶ村新田	116.024	16	11	—	
	北四ヶ村新田 四ヶ村新田			6		
1期	下和田新田	79.163	—	33	和田	
	脇川新田	74.811	10	9		
	2期	酒直新田	135.347	23	25	布鎌酒直
四ツ谷新田		61.255	8	10		
押付新田		130.170	20	20		
長門谷新田		87.922	—	9	押付	
大森新田		42.711	5	5		
又兵衛組		64.884		16		
安右衛門組		161.074		11		
3期	請方新田	庄兵衛組	140.443	56	11	請方
		平右衛門組	108.704		10	
		小右衛門組	145.111		13	
		計	2584.625	—	378	

*1塗りつぶし部分は、本稿で中心的に論じる布太地区・三和地区

低地へと伸びていくこととなったから、洪水が起きた場合には開発時期の違いが環境条件の差となっていた。こうした開発史があったため、両地区は難しい舵取りを迫られることとなった。

事例研究にあたって 2 つの地区をとりあげることについて付言しておきたい。布太・三和の 2 地区は、もともと布川新田という 1 つの村落であった。時期は定かでないが、布川新田は太郎右衛門新田（のちの布太地区）・利右衛門新田・源五左衛門新田・七右衛門新田（3 カ村合わせてのちの三和地区）に分割され別村となった。こうした経緯からもわかるように 2 地区の利害関係は比較的類似しており、相互に強く影響しあっている。そこで 2 つの地区を対象としている。

では、この両地区はどのように排水管理を行なっているのでしょうか。

2. 2. 排水管理組織としての土地改良区

災害には個人之力では太刀打ちできない。言い換えれば、災害対応にあたっては組織的な対処が必要となる。布太・三和地区の人びとは、洪水に対応するために隣接する南・西地区とともに南土地改良区を結成し、排水処理にあたっている。一般に土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行なう団体であり、災害対応とは無縁の組織のように思われる。しかしながら布鎌地域において土地改良区は、基礎的な災害対応組織でありつづけてきた。本論の関心からして重要であるため、このような土地改良区の性格をそれが結成される経緯を追いながら検討しておきたい。

布鎌地域内には 4 つの土地改良区が存在している。この 4 つの改良区の前身となったのは、明治末期から昭和初期にかけて結成された 4 つの耕地整理組合である。耕地整理組合をさらにさかのぼると、近世の 5 つの堰樋組合に行き着く。すでにみたように堰樋とは、排水を処理するための水利施設であるから、堰樋組合は排水施設を共同利用する排水管理組織であった。これらの経緯をまとめると表 3-2 のようになる。つまり組織の系譜をた

表 3-2：排水組織の変遷

土地改良区	耕地整理組合			堰樋組合
		設立年	構成村落	
南土地改良区	南外四大字	明治43年	西・南・布太・曾根・三和(部分)	上組五ヶ村
請方土地改良区	請方外七大字 (外四大字を前身)	明治39年	三和(利右衛門/源五左衛門/七右衛門)・中谷・ 北(北/北四ヶ村/横須賀/押砂)・布太(部分) 請方・曾根・布鎌酒直・四ツ谷	中組八ヶ村 十二ヶ村(六尺樋)
押付土地改良区	押付外三大字	昭和9年	押付・大森・長門谷・南四ヶ村	十二ヶ村(九尺樋)
和田土地改良区	和田外四大字	昭和17年	和田・脇川・四ツ谷・布鎌酒直・長門谷	四ヶ村組合

*1布鎌地域内は飛地が多いため、複数にまたがって加入している村落がある

*2全体には耕作地以外も含んでいる

どると、近世期に存在した排水管理組織が基礎となり、近代治水導入の過程で耕地整理組合へと展開し、そして現在の土地改良区に至っていることがわかる。

実際に改良区の前身である耕地整理組合は、「耕地の整理」を行なう組織ではなく、近代治水技術を導入する「排水対策」を目的とする組織であった。明治41年(1908)の請方耕地整理組合における、役員と組合員の対立を例にとるとわかりやすい。役員は「排水対策」が済んだのち、「耕地の整理」を行なう方針を示した。それに対して組合員は次のように反論する。「当地区ノ耕地整理ハ其目的トスル処、排水設備ノ完成ヲ期スル(引用者注: = 「排水対策」)ニ在リテ、田畑・溝渠・道路等ノ変更廃置(引用者注: = 「耕地の整理」)ヲ主眼トシタルモノニアラス」⁷。最終的に組合員の主張が受け入れられたため、耕地整理事業は、排水機場の設置と排水路整備の「排水対策」だけが行なわれる「半整理」(栗原東洋1980:629)となった。これは布鎌地域の耕地整理事業に共通する性格で⁸、したがって耕地整理組合もまた、排水対策を目的とした排水管理組織であった。土地改良区はどうだろうか。

改良区の基本規則を記した定款には、事業として①灌漑・排水施設の維持管理、②水路の改修・新設、③農道の維持管理、④地区内の災害復旧の四つが明記されている。これまでみてきた旧来の組織とは異なり、水田稲作展開にもなって用水管理が新たに追加されている。ただ災害復旧規定の存在をみても、この地域にあっては排水管理が重要な課題と意識されていることがわかる。やはり土地改良区もまた排水管理組織として機能しており、その経験をもとに災害復旧を担う組織であるといえよう。

改良区はどのように運営されているのだろうか。布太・三和地区の属する南土地改良区を例にとって検討していこう。まず、役員構成をみてみたい(図3-3)。改良区の役員には理事と監事がある。理事は、西・南・布太の各地区から2名、三和地区からは1名

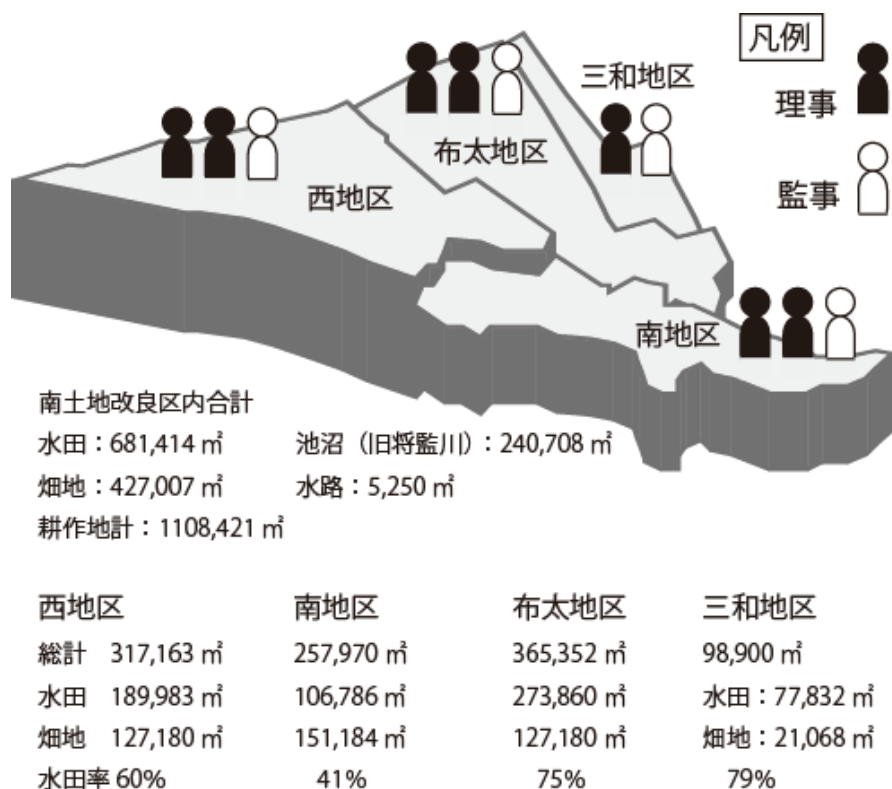


図3-3 : 南土地改良区の構成と役員

が選出される。選出された理事から、理事長・副理事長、その他の職務担当者が決められる。三和地区の理事が少ないのは、改良区内の耕地面積が狭いためである。三和地区は、2つの改良区にまたがって展開しており、耕地面積が少なくなっている。監事は各地区から1名ずつ選出される。運営の補佐役であり、あえていえば水利関係の業務に携わることが多い。監事は昭和48年（1973）8月まで、用排水調整委員と呼ばれていた。用排水調整委員時代は現在の理事と同様で、西・南・布太地区から2名、三和地区から1名が選出されていた。この役職は水利をめぐって苦労があったため、昭和30年（1955）に設けられた。当時の定款には、「理事会の補助機関として運営の公正を期するため」の機関である記載されている。

土地改良区を結成し組織的に排水にあたってきたとはいえ、改良区内にも利害関係の相違が存在している。西・南が高場にあたり、布太・三和は低地に位置している。西・南の2地区は、布鎌地域内でももっとも高場に位置する。これらの地区の間で水田の割合が大きく違うことも、土地の高低差の表現となる（前掲図3参照）。水田は低地に開かれ、畑地は高場に位置するからである。こうした利害関係の相違のなかで組織運営をしていくため、用排水のみを専門に扱う委員を選出してきた。彼らの合議で用排水の調整を行っていた。それが先の「運営の公正」という表現にあらわれている。昭和46年（1971）に現在の用排水機が新設されるとこの専門機関は解消され、改良区がその任に当たるようになった。このように土地改良区は、各村落間の利害調整機関として機能してきたことが明らかになる。

では利害調整にあたる役員は、選出母体となる各村落においてどのような基準で選出されているのだろうか。三和地区の監事を25年間勤めている最年長の男性は、親子二代にわたって監事に選任されている理由を「低いところの土地を持っているから」と説明する。役員に選出され、むらのためを考えて働くことを期待されても、どうしても自分の田んぼを基準に考えてしまいがちである。水が低い方へ流れるのは当然のことで、同じむらのなかでも土地の高い低いがある。するともし高いところに土地を持つ人が選ばれると、どうしても低い土地への関心が低くなってしまう。自分のように低いところの土地を多く持っているものが選ばれば、自分の田んぼがあるから頼まれなくとも積極的に見回り、小さな変化にも気づくことができる。こうした事情があるために、長らく役員を勤めてきたのだと語る。

三和地区は南改良区のなかでも、もっとも条件不利な立地にある。同じむらの住民でも所有地の高低によって利害関係が異なるなかで、むらを代表する人物を低地の所有を基準として選出してきた。すなわち、むらとしての意思表示は、条件が不利な土地所有者によって行われてきたのである。この指摘からは、この地域の水利が依然として用水よりも排水を基準に考えられていること、そうであるがゆえに、低地の所有者こそがむら意見を代表するのにふさわしいと考えられていることがわかる。

年輩の役員経験者は一様に、かつてはいま以上に水利の調整に苦労した回顧する。選出された役員たちがどのような苦労を重ねてきたのか、「水害の分配」の実情を次章にみてい

くことにしたい。

3. 錯綜する利害関係と「水害の分配」

本章では、錯綜する利害関係のなかで「水害の分配」がどのように行なわれてきたのかをみていくことにする。まずは南土地改良区内での水利慣行についてみていき、つづいて、地域社会の危機となった極端な事例をとりあげたい。

3. 1. 排水管理組織内での「水害の分配」

水という流動物を利害関係のなかで分け合うのは困難なことである。ましてそれが洪水という負の存在となれば、なおさらであろう。三和地区の役員経験者が昭和初期を振り返って、その困難さを記している。「(引用者注：雨が) 二、三日も降り続くとたちまちに稲の半ば位になってしまひ、(同：排水機の) 運転を開始すると殆んど昼夜兼行」であった。そのようなときには、「各部落の大塚側には水量杭を樹て、各部落共に平均化する様に役員方は種々苦勞をされて居ったが、仲々思ふ様にゆか」(小島政次 1973:2) なかった。水量をはかる杭を打ちたてて、村落間での排水量の調整に腐心していた様子がわかる。

また水を調整するためには、水利施設の活用が重要であることがわかる。水量杭では思うような調整を行ない得なかった。現在、南改良区の『施設台帳』には、水利施設として樋水門 1 基、水門 4 基が記されている。この 2 種類の施設を利用して排水している。

まず樋水門は、日常的には、オオイリ(大塚)と呼ばれていて、将監川との水の流出入を遮るために利用されている。もとは塚樋であった施設で、用排水機場のそばに据えられた金属製の水門である。自然排水が可能な場合にはオオイリをあげ、反対に将監川の水位が高く機械排水が必要な場合にはオオイリをとじる。土地改良区の事務所は用排水機場内に置かれ、オオイリの鍵も事務所内に保管されている。オオイリを操作することができるのは土地改良区の役員に限られる。

オオイリに対して水門は、コイリ(小塚)やセキ(堰)と呼ばれ、オオイリに接続する排水路の末端に近い位置に設置されている。この四つのコイリを使って、村落間の水量を調整する(図 3-4)。コイリの管轄は、そのコイリに近接する地区の役員が担当する。用排水調整委員時代には、彼らが担当していた。コイリは原則的に、近接する地区の役員が管理し、その調節も彼らが行なうことになっている。もっとも渇水期や出水期でもなければ、役員にことわって個人で調節することも許されている。ただその場合でも、役員を経由することを必要としており、独断で操作を行なうことはできない。つまりオオイリ・コイリともに水量を調整する水利施設であるから、個人が自由に操作できないようになっている。

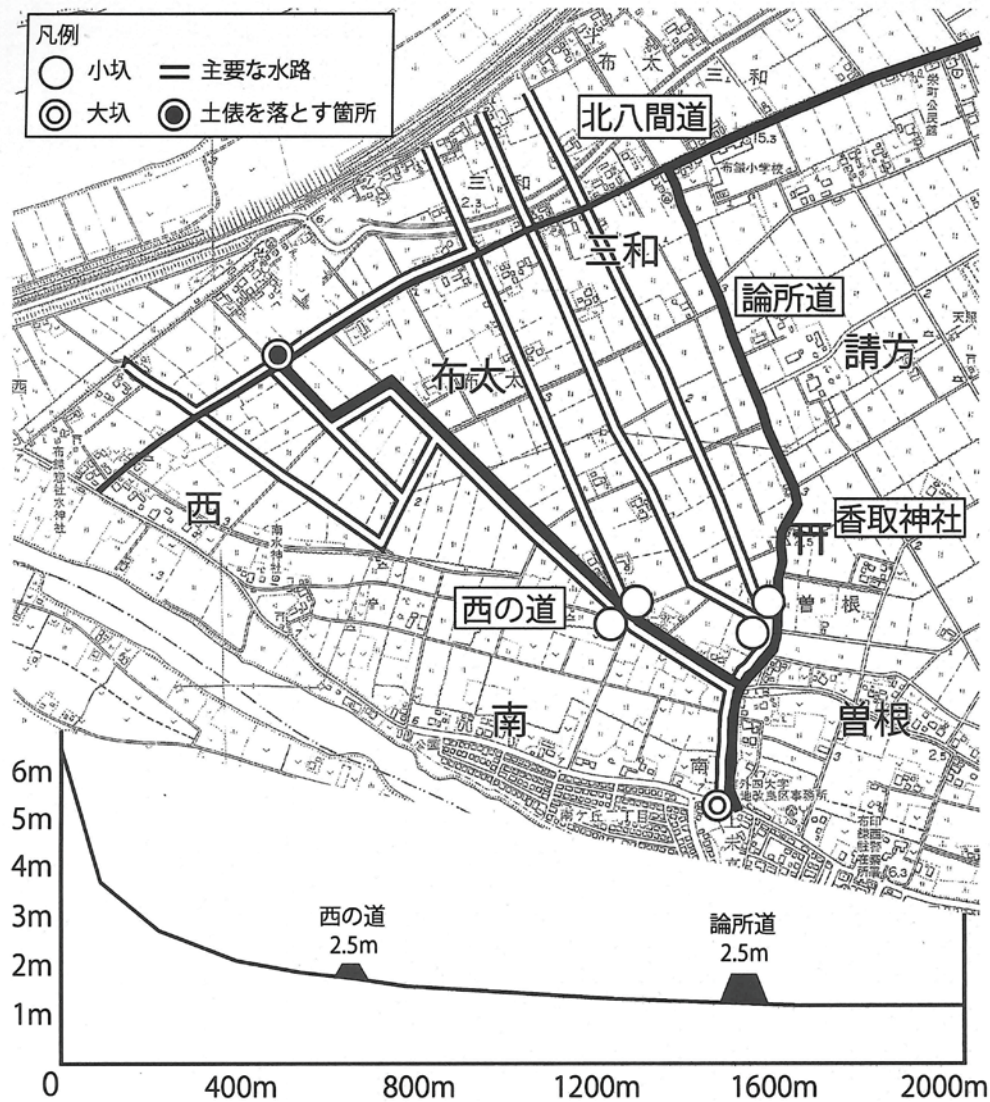


図3-4：南改良区内の水利施設と高低差

コイリには状況に応じた操作方法がある。自然排水の場合には、高場の西・南地区から排水していく。西・南地区のコイリをあけて、その他のコイリはあえて閉じてしまう。逆流を防ぐためである。こうして高い方から低い方へ順序だてて排水する方法がある。また、機械排水をする事態となったときには低地を優先的に排水し、高場のコイリに制限をかける方法がとられる。先ほどとは反対に、もっとも低地の香取耕地を通る三和・布太境のコイリを全開にするとともに、その他のコイリを閉め、流量が均等になるように調整をはかる。このコイリには、ニシイリ（西堰）、フダイリ（布太堰）、ミワイリ（三和堰）と村落名が冠せられていることからわかるように、村落ごとの「水害の分配」を行なう際に重要な役割を負ってきた。

用排水機が新設されるまでは、2種類の水門をめぐる「駆け引き」が行なわれていた。操作は、「まずオオイリからあけろ」と言い習わされてきた。これには2つの意味合いがある。ひとつは自戒の意味合いである。降雨で水量が増えてくると、誰しも自分の耕作地が冠水するのを見逃せなくなる。そして耕地に近いコイリを目先の利益だけ考えて、先に操作してしまえばオオイリに排水が集まる。すると排水が一気に押寄せて内側から水圧がかかり、オオイリの操作に手間取り排水が遅れてしまう。もうひとつは、むら相互の利害関

係をふまえた意味合いである。排水の調整によって不利益を受ける高場の西・南地区では、その前にコイリを操作し排水を流してしまおうという衝動に駆られる。西・南地区には地の利があるため、オオイリの操作に多少手間取っても問題にはならない。そういう事態にならないように、先手を打つことを説いていたのであった。このように日常的な排水処理では排水に際しては私利私欲を規制するというよりも、対立を起こさないように、低地の人びとが先手を打って解決をはかってきた。それは村落内の役員選出にみられたとおりである。

とはいえ、それほど広いとはいえない空間で、なぜこうした調整が必要となるのだろうか。

3. 2. 自然災害と社会的災害の境界

低地のむらにとって降雨の集中により排水量が少なくなることはたしかに困った事態ではある。けれども、より根本的な問題は、排水路が役に立たなくなってしまうことである。高場からの排水が集中するだけでなく、この排水がやがて布太や三和地区の水路へ逆流を起こす。逆流する水圧の強さは、高場から排水をする場合に、あえてコイリを閉じることからもうかがい知ることができる。

つまりコイリで調整を行わなければ排水路の流下能力が奪われてしまい、いっそう水害格差が大きくなっていくのだ。そこでコイリによって、流れ込む排水の量をできる限り平均にするとともに、低地の排水路が機能するように調整を行ってきたのである。

コイリが低地のむらの水路機能の保全を狙ったものであることは、設置場所からも確認できる。コイリが設けられているのは、水路の下流の、かつ布太区内に限られている。「西や南のミオ（水路）は高いところにあるから、うっちゃっておいても流れる。布太や三和はそういうわけにはいかない」。この指摘にあらわれているように、コイリによる調整は、布太・三和地区の状況の改善を狙った施設だといえよう。こうして排水の調整を行っていくが、状況が改善しない場合、さらにつぎのような方法をとったという。

雨水の量が多く排水の調整がうまくいかなくなるときには、排水路に土のうを落としていった。排水路に土のうを落とし水路を塞いでしまい排水を整理する。具体例を示そう。西・布太境には 2 つの排水路がある。ひとつは北八間道の排水路であり、もうひとつは西の道の排水路である（前掲図 3-4 参照）。雨量が多くなってくると布太の人びとは、北八間道側の排水路を塞いでしまう。ここを流れていた排水は西の道の排水路を通じて排水されることになる。西の道に沿わせるようにして、雨水を流下させていく。こうすることによって、布太・三和への排水の流量を減らすだけでなく、もうひとつ重要な効果を期待できる。高場の西地区・南地区の排水をできる限りその地区内を經由して排水させる効果である。つまり状況が改善しないときには、高場地区に降った雨はできるだけその領域を經由して排水させるようにしていた。

ここで指摘しておきたい 2 つの事実がある。一点目は、土俵を落とし込む調整を行なう段階になると、個別の村落よりも排水路を共有する村落同士へと分配の単位が変化していることである。すなわち高場の西地区・南地区と、低地の布太地区・三和地区と排水路の共通する村落同士によって分配が行なわれている。土俵の落とし込みによって、高場村落の水路と、低地村落の水路という対比が立ち現われてくる。

二点目は、ここでの分配の方法は、雨水が誰のものであるのかを決めていき、さらなる排水の調整をはかっていく手法をとっていることである。すなわち、本来誰のものでもない雨水・排水を、その帰属先を明確にすることで分配してきたことがわかる。このような領域帰属を意識した分配が行ないやすかったのには、道の存在がある。布鎌地域では、内水除けになる道々をダンダンモチ（段々持）と呼んでいた。ダンダンモチは耕作地と段差になっている道で、降った雨がそのまま低地には流れないようにしているからその名がついたという。排水路に沿って存在する西の道もダンダンモチのひとつであり、このような道々が排水路と合わせて分水施設の役割を果たした。そのため布太地区・三和地区の人びとにとって、西の道は堤防と認識されている。

みてきたように土地改良区が利害調整をはたしてきたが、では調整が不調となることはなかったのだろうか。低地の布太・三和地区が排水調整を求める立場になり、西・南地区は譲歩する立場となるため明らかに利害が異なる。布太地区の役員経験者は、やはり高場地区と用排水でもめた経験があるという。高場地区が譲歩しなかったことがあった。このときには改良区へ出向き、「同じ負担をしているのだから、平らに水を流してほしい」と、機会の均等を求める発言をした。もちろんこの意味は、水量を均等に調整せよという意味ではなく、排水する機会を平等に与えてほしいという意味である。改良区としてはこの機会の平等を求める発言にしたがう判断を示したそうである。なぜこの発言が、他者説得へとつながったのだろうか。そこには洪水の性格変化がある。

だんだんと洪水がひどくなっていくと、自然災害としての洪水から、社会的災害である水害へとその性格が変化していく。西・南地区が、「自然に任せて」排水を流下させていくと、高低差による逆流現象が生じ布太・三和地区の水路は機能しなくなる。西・南地区だけが排水可能になり、そうすることによって布太・三和地区は一方向的に被害を受けることになってしまう。つまり調整を行なわないことによって、水害が社会的に生み出されていくことになるわけである。

このように高場地区の「自然な排水」が、低地地区だけを危険にさらしてしまうことが、高場地区に災害を受け入れさせる論拠となった。低地地区の人びとは排水機会の平等を問うことで、自分たちの存在を危うくしているのがもはや自然災害ではなく、高場地区の判断であることを提起するのである。このような提起に対して、高場地区は譲歩せざるをえなかったのである。その提起を否定することは、低地地区の最低限の主張を拒否していることになり、低地地区の存在を否定することになる。そうなれば改良区の構成村落間の関係性は破綻を来してしまう。それゆえに南地区の役員経験者は、布太・三和地区の人び

との行為は「天地をひっくり返そうとしているわけではない」として肯定する。布太・三和地区の提起は最低限度の排水路保全の主張であり、高場地区の排水を認めないという他者の権利の否定を意味しないからである。このように低地地区は困難な状況に置かれると、自分たちの排水機能の保全を提起し、高場地区はそれを認める判断を下さざるを得なかった。

人びとはこうして排水調整を行ないながら、水害の分かち合い災害に対処してきた。しかしながら、このような調整が無意味になるほどの洪水を受ける場合もあった。その極端な例である昭和10年代の水害をつぎにとりあげて、そうしたなかでどのように危機に対処したのか検討していくことにしたい。

3. 3. 地域社会の危機としての昭和10年代水害

利根川下流域の人びとにとって、昭和前期の記憶は打ち続く水害とともにある。昭和10年(1935)9月・昭和13年(1938)6~7月・同年8~9月・昭和16年(1941)7月と、利根川流域では洪水が続発した。これらの水害は、布鎌地域を含む「下利根川における治水の弱点がさらけ出された」(大熊孝 1981:206)ことが特徴であった。治水対策の進んだ上流域の洪水が下流域に押し寄せ、利根川での「高水位の長時間持続のため印旛沼、霞ヶ浦などその内水排除の途を失う状況になった」(大熊孝 1981:206)からである。

このうち、布鎌地域に大きな被害をもたらしたのは、昭和13年6~7月水害と、昭和16年7月水害であった。どちらも内水による大きな被害であったが、昭和16年水害がより激しいものだった。「十三年の時よりも水害が大きくなり、場所によっては舟でなければ通行出来な」くなり、「将監川の橋の上約一米の水没した状態」(小島政次 1973:7)となった。降りしきる雨は「真っ白な線」で、隣家がみえないほど激しいものであった。このような豪雨のなか、人びとはどのように対処したのだろうか。

昭和13年・16年水害どちらの場合も、ロンショミチ(論所道)に土俵を積む対応がとられた。この様子を記した記録がある。昭和13(1938)年の豪雨では、田んぼを基準に1.3mほど冠水した。このとき「南耕地整理組合との境界俗称論所道と、和田組合地区との境界三間道、押付組合とは連合して出津との境界線、長門川の溢水を防ぐ和田流作堤防等、四方の水防に組合全員必死の水防」(田代源之助 1996:59)にあたった。これらを行なったのは、布鎌地域でもっとも低地に位置する請方組合で、ロンショミチをはじめとして道々に土俵を積んでいることがわかる。

この記述が示すのは、強制的な洪水の防除がなされたことである。すなわち洪水の流入に対して、請方組合は、実力を行使してそれを遮ったのである。強制的な手段をとったため、緊迫した状況のなか過酷な作業がすすめられた。聞き取りをもとに、昭和16年水害での作業を示そう。土俵積みは、昼夜を分かたず行なわれた。夜間は雨の降りしきるなか、ランプの明かりをたよりに作業がつづけられた。普段の道普請であれば、島畑といわれる

高い畑の土を利用する。しかしこのときすでに田畑は冠水している。そこでロンショミチでは、道の半分程を掘り崩し米俵に詰めて洪水を止めた。積上げた土俵には竹を刺して固定する。こうして作られた「土俵の壁」は、ロンショミチの端から端まで 1km にもおよんだ。高さは 1m を越え、3 段に積み上げられていた。降雨の状況に応じて 1 段ずつ積みたしていったそうだが、これほどの広範囲を防ぎ止めるのは大変な重労働であった。さらに作業は続く。

土俵を積み終えても、今度は監視作業が待っていた。水圧がかかるので崩れる可能性があるだけでなく、高場の村落一とりわけ、目と鼻の先のロンショミチで洪水をせき止められてしまう布太地区や三和区の人びと一にとっては崩れて欲しい存在である。請方組合のうち請方地区はサゼム（佐治右衛門家）をヤドにして、曾根地区では香取神社に小屋をかけて輪番で監視にあたっていた。ロンショミチは小学校へと通う通学路であったから、この土俵のうえを歩き怒られた経験を持つ人がいる。子ども相手でも一切の手加減もなかったそうである。

昭和 16 年水害では窮地が訪れる。夜間にわかに「土俵の壁」が崩れたからである。すると、すぐさま水面が真っ赤になるほど、提灯をさげた舟が飛び出してきた。せき止めた土俵が崩れた場合には、崩れた箇所に舟をあてがった。高場村落の方へ舟を持っていき横倒しにすると、水圧で舟が押され土俵の裂け目を埋めることができる。その間を利用して土俵を積み直し、決壊を防いだ。この赤々とした灯が水面に映える光景が忘れられないと述べた人がいた。これほどに監視作業は組織だったものであった。請方組合による内水の遮断は、1 カ月近く続いたという。雨のピークが過ぎてからも土俵は積まれたままになっていた。河川水位が下がらなければ排水できないこと、さらにこの状態で南風が吹くと波浪となって水が乗り越える恐れがあったからである。ロンショミチへの土俵積みによって、長期間にわたり緊迫状況が継続したことがわかる。地域社会にとって危機的な出来事であった。

この強制的な対応をどのように理解したらよいのだろうか。「水害の分配」の破綻による強硬手段の出現を意味したのであろうか、それとも、なお「水害の分配」が行なわれていたとみるべきなのであろうか。ここで注目したいのは、昭和 10 年代の 2 回の水害でどちらもこの対応がとられていることである。つまりこの対応は、少なくとも突発的方法ではなく、慣習的方法であったと考えられる。組織化された対応であることもそれを裏付けている。

そこでつぎに、そもそもなぜこのような強制的な対応をとることができたのかを検討したい。ところでこの対応方法を布太・三和地区の立場からみると、逆転現象であることがわかる。すなわち両地区は、排水組織内では洪水を受け入れさせる側であったはずが、今度はロンショミチでの水防によって洪水を受け入れる側へと立場が逆転しているのである。次章ではこの逆転現象に注目して、なぜ両地区は強制的な対応方法を認めざるを得なかったのか、ロンショミチをめぐる歴史的な経緯を検討することで明らかにしていきたい。

4. 水害の象徴としてのロンショミチ

布鎌地域では水害を語るときに、必ずと言っていいほどロンショミチが話題に上る。「ミズでは命とるほどケンカした」そうだが、ロンショミチはその実例として、人びとの語り草となっているからである。いわば布鎌地域の水害を象徴する場所である。この道の名は、近世の文書言葉に由来している。論所とは、係争地を意味する。そのため本来は、特定の空間だけを指す言葉ではない。ロンショミチでは、論所の名が定着するほど係争を繰り返してきた。まずはこの係争の繰り返しを史料分析によって確認し、つぎにそこからどのような解決策が模索されたのかをみていくことにしよう。なお、より詳細な史料分析を補論で行なっているので、併せて参照していただければ幸いである。

4. 1. 危機の連続：繰り返される争論

表3-3：内水をめぐる争論

年月	出来事	争論・協定箇所
元禄12(1699)年12月	八間道を相互にしこみ除け(内水除け)の堤防として利用することを確認	北八間道・南八間道
享保9(1724)年8月	請方新田の内水除け堤防普請にともない一所に御囲いを願い出	
享保9(1724)年9月	下和田新田・請方新田境三間道を堤防利用することを確認	三間道
享保14(1729)年5月	請方新田内において上請方・下請方の間で水論	請方新田内
享保14(1729)年8月	布川・利右衛門・源五左衛門三カ村が南・請方の段々持を切り払う	南新田・請方新田境
寛延3(1750)年5月	太郎右衛門新田による段々持堤の切り払い	論所道
宝暦10(1760)年4月	段々持堤の修理方法をめぐる争論	論所道
宝暦12(1762)年閏4月	請方新田内の道修理に関する取り決め	
宝暦12(1762)年12月	6月の大雨に際して、上郷側が段々持を切り払う	論所道
宝暦13(1763)年11月	水防での上郷の立会いを求めなかったため争論となり先例確認	論所道
寛政6(1794)年7月	九尺樋の移設に際して、請方新田内の水防箇所の確認	
寛政7(1795)年10月	段々持の修理普請を確認	請方新田内段々持堤
享和元(1801)年6月	段々持の修理方法をめぐる争論により先例確認	論所道
享和3(1803)年9月	段々持の修理をめぐり上郷側が堤を切り払ったため先例確認	論所道
文化元(1804)年9月	段々持の形状確認	論所道
文化2(1805)年4月～	段々持の修理をめぐり上郷側が堤を切り払う	論所道
文化2(1805)年6月	段々持の水防方法を確認	
文化3(1806)年4月	請方新田が南八間道へ逆留坎樋の伏せ込みをはかろうとし争論	南八間道
文政6(1823)年7月	大水に際し、七尺樋組合へ六尺樋の使用をみとめる	
天保4(1833)年11月	南新田・上曾根新田悪水路の堀筋をめぐる地境争論	南新田・上曾根新田境
天保5(1834)年4月	段々持堤道幅杭の更新	論所道
万延2(1861)年2月～	西新田が新堤を構築したことに対する争論	南新田地内作場道
文久元(1861)年3月		
慶応3(1867)年2月～	南八間道の修理普請をめぐり争論となり、これに北八間道に関連する村落も加わる	北八間道・南八間道
明治元(1868)年10月	南北の八間道の修理・維持管理をめぐる争論	
明治30(1897)年5月	明治29年の洪水により破壊された南八間道の修理をめぐる裁判	南八間道

内水への対応をめぐり布鎌地域では近世を通じて数多くの争論が起こってきた(須田茂 1971:1-2)が、なかでもロンショミチでの争論は大きな比重を占めている(表3-3)。竹内利美は、水利慣行が「記録に残る明確な慣行」と、明文化する必要もなく自然と伝承されてきた「目立たぬ生活慣行」の二つから成り立つことを指摘している(竹内利美

1990:355)。これまでみてきた「水害の分配」は、「目立たぬ生活慣行」として伝承されてきたものであった。それに対して、ロンショミチでの対応は、「記録に残る明確な慣行」となっている。それだけ多くの利害関係が衝突したことを物語っている。

そもそも問題の発端は、請方新田の成立にあった。最低地に位置し降雨が自然に集中する請方新田にとって、内水の防除が必要不可欠であった。そのため、請方新田成立直後の元禄 12 年（1699）には、内水防除の取り決めがなされている⁹。この内容を示そう。請方新田は隣村から流れ込む内水を除ける堤を築き、領域内を囲い込む「囲堤集落」（伊藤安男 2010:43）化をはかろうとした。これに対して隣接する村落は、不利益を受けるため反対の意思を示した。利害の対立するなか、つぎのような解決策が練られた。双方の水防を認めるといものである。すなわち、高場から低地に雨水が下る場合には請方新田が水防利用し、反対に請方新田が冠水し高場へとあふれ出すときには高場の村落が水防利用を行なうものとし決着をみた。こうして築堤をはかったのである。しかし実際に築堤を終えてみると、先のような理想的な状況にはならず、請方新田のみが恩恵に浴することとなった。

ロンショミチもまたそうした矛盾をかかえた道であったため、高場村落による切り崩しが行なわれている。ロンショミチの切り崩しは、享保 14 年（1729）・寛延 3 年（1750）・宝暦 12 年（1762）・享和 3 年（1803）・文化 2 年（1805）と続発した。ロンショミチをめぐる争論をした当事者は、いったいどの村落だったのだろうか。

近世の争論文書を検討すると、ロンショミチをはさんで上手の村落を上郷、下手の村落を下郷と名付けていたことがわかる。この表現は、宝暦 12 年争論を初出とし、その構成が確認できるのは、翌年の史料からである。それによると¹⁰、「上郷五ヶ村」として、西・南・太郎右衛門・利右衛門・源五左衛門の各新田があげられており、他方「下郷拾五ヶ村」は、請方五ヶ村・七右衛門・中谷・北四ヶ村・横須賀・北・押砂・南四ヶ村・長門谷・大森・押付の各新田が記載されている。もともと、争論によって構成村落の増減がある。先に示した 5 カ村と 15 カ村が最大である。最小は 3 カ村（太郎右衛門・利右衛門・源五左衛門の各新田）と 5 カ村（請方新田 5 カ村）である。これらの 8 カ村はすべての争論に参加している。

ここからうかがえる 3 つの事実がある。第一に、最大で 20 カ村が係争に加わったことから、利害関係が広範に及んでいることである。係争に参加していないのは、東端に位置し距離の遠い下和田・脇川・酒直・四ツ谷の各新田と、ロンショミチの両側に耕地が展開する上曾根新田の 5 カ村だけである。つまり布鎌地域内 25 新田¹¹のほとんどに利害関係が及んでいることがわかる。第二に、対立の根幹となった村落は、のちの布太地区・三和地区と、請方地区であったことが確認できる。第三に、ロンショミチをめぐる利害関係村落を、上郷・下郷と名付けており、他箇所の争論にはみられない独自の係争組織を形成していたことである。

なぜ係争箇所はロンショミチでなければならなかったのだろうか。ここでもう一度、排水組織をとりあげてみよう。布鎌地域内には 5 つの冢樋が存在し、それぞれに冢樋組合が

あったことは先に触れた。「文化九年御普請ヶ所願書上帳」¹²には、つぎのように記されている。四尺樋は、「上組五ヶ村持」、七尺樋が「中組八ヶ村持」、六尺樋・九尺樋は「拾式ヶ村組合」、三尺樋が「四ヶ村組合」である。つまり、布鎌地域内の5つの塚樋には、それぞれを共同利用する4つの排水組織が存在していたことがわかる。ここからロンショミチの別の意味がみえてくる。

それはロンショミチが、排水管理組織間の境界となっていたことである(図3-5)。ロンショミチをめぐる争った上郷は四尺樋利用の村落群であり、下郷を構成した村落は七尺樋・九尺樋・六尺樋利用であった。また、地形的にも布鎌地域は西側から東側に向かって緩やかに傾斜している。そのため

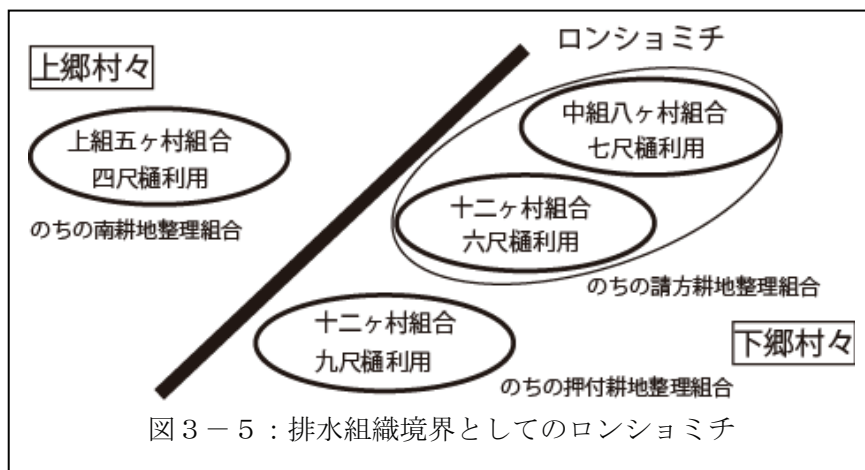


図3-5：排水組織境界としてのロンショミチ

ここで内水の流下をみると、排水組織ごとに水害へ対処していたものが、組織相互のバランスが大きく損なわれることになる。ゆえにこれほど広範囲にわたって、利害関係がぶつかりあったと考えられる。

ロンショミチをめぐる問題が起こる場合、批判の矢面に立たされるのは、のちの布太地区・三和地区になる太郎右衛門新田・利右衛門新田・源五左衛門新田の上郷3カ村であった。これらの3カ村は、下郷の水防行為によって冠水することになるため、切り崩しを行なうなどの妨害行為をせざるを得なかったのである。しかし他方、上郷側の被害を低減させようとすると、影響が及ぶ範囲があまりにも広域になってしまう。

このような解決策しようもない状況のもとで、どのように利害関係の調整をはかっていったのであろうか。

4. 2. 折り合うための方法の模索

これらの一連の争論において画期となったのは、文化2年争論であった。これ以降ロンショミチそのものを対象とする争論は、現状では確認できていない。その理由は、このとき従来とはまったく異なった水防活動の取り決めがなされている、という積極的な理由からであろう。そこで文化2年争論での取り決めについて検討したい。すなわち、ここで取り決めの中身を検討するのは、この時点で、どのようなかたちで村落間の利害関係に折り合いをつけたのかを把握するためである。

争論の結果交わされた済口証文の画期的な内容は、布鎌地域全体の協議によって対立軸を転換したことにある。これまで係争の対立軸は、「上郷村々」対「下郷村々」であった。

それをここでは、新たに「西新田・南新田」対「上郷村々」「下郷村々」となる仕組みを作り上げている。まず、これまで批判されるばかりであった上郷 3 カ村を、下郷側が擁護する立場にまわっている。①上郷 3 カ村も「十分ニ水囲ひ」をすること。②上郷 3 カ村のダンドンモチは、ロンショミチを基準にして補強すること。③②を実施するにあたり、小村である源五左衛門新田・利右衛門新田の作業を下郷村々が協力すること。④右 2 村の水防が不十分な場合は、布鎌 24 カ村が協力して水防を手伝うことである。これらに加えて、下郷側の権利も拡大している。⑤ロンショミチでの水防活動では、土俵や杭の使用などいかなる方法も認めること。⑥ロンショミチでの修理や水防を、今後は「下郷村限り」で行ない上郷の立合いを求めないこと。

このように上郷 3 カ村の西新田・南新田に対する権利拡大(①～④)によって、ロンショミチでの利害関係の調整をはかったのである。つまり、これまで水論に関して「論外之村方」であった西新田・南新田を当事者として組み込こんで、布鎌地域でもっとも高場に位置する西・南へも一定程度水害を引き受けさせ

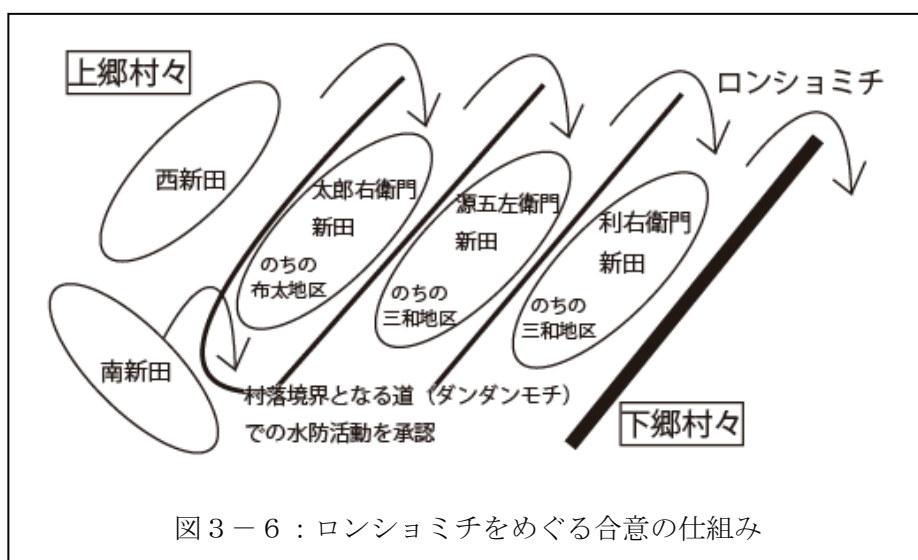


図 3-6 : ロンショミチをめぐる合意の仕組み

ることを定めた。しかもそのための水防活動を下郷側が協力することとした。それによって、ロンショミチでの下郷側の水防活動も制約を受けなくなった(⑤、⑥)。この仕組みが、根本的な解決は望めないなかでの到達点であった(図 3-6)。

つまりここでの到達点とは、もっとも被害が大きくなる請方新田のロンショミチでの水防権をまず認め、これを基礎としながら、つぎの条件不利地である布太・三和地区の、西・南地区に対する権利を承認していることである。これまで否定される一方であった自分たちの存在が尊重されることによって、のちの布太・三和地区である上郷 3 カ村は、洪水を引き受けることを承認したのであった。上郷 3 カ村だけに被害を負わせるのではなく、彼らの存在を肯定しながら、西・南地区を含めたより広域な四尺樋利用の排水管理組織として被害を引き受けるように、布鎌地域全村で調整をはかったのである。

4. 3. ロンショミチでの「水害の分配」の意味

したがって、昭和 10 年代の水害における請方耕地整理組合の対応は、少なくとも「水害

の分配」の破綻ではなく、それもまた「水害の分配」であることが判明する。大量の洪水を目の前にして、それを強制的に防ぎとめることにより、「水害の分配」を行なったのである。しかし近世の取り決めと、昭和初期の対応を直接的に結びつけるわけにはいかない。近世期と昭和 10 年代では、内水にかかわる環境条件はほぼ変わらないとしても、社会的条件は大きく異なっているからである。とりわけ地域内における社会的条件の大きな変化として耕地整理組合の存在がある。

ロンショミチでの水防に関して、耕地整理組合は、江戸期の水利慣行を引き継いだ面と、否定した面がある。引き継いだ面は、ロンショミチを水防箇所として承認することである。耕地整理組合は、ロンショミチをはさんで結成されている。そのため、「南・布太・西・三和・・・は、請方に比し一段高地なるにも拘らず、一筋の堤塘を以て遮断せられ請方地区に落水するを得ず」（千葉県印旛郡役所 1913:652）とあるように、ロンショミチは依然として堤防として利用されていることがわかる。

否定した面は、布鎌地域としての一体性である。近世から明治末期まで排水管理組織としてあった塚樋組合は、直接的には、排水施設の利用者組織であった。と同時に、塚樋という最重要施設のメンテナンスには、布鎌地域一体（布鎌新田 24 カ村組合）となって取り組んでいた。しかしながら耕地整理組合によって排水ポンプが設置されるようになると、その維持管理は組合員のみによって担われることとなった。布鎌地域一体となって、排水施設にかかわることはなくなったのである。

このことは、ロンショミチでの水防に新たな正当性を付与することになる。耕地整理事業には、政策的な支援があった（玉城哲 1984a）が、それでもなお、多くの「資本力を必要」（石崎正和 1994:260）とするものであった。日常的な維持管理にも資本力を必要とする事業であったからである。請方耕地整理組合は最低地に位置するため、排水対策は切実で、ポンプの設置にも更新にも積極的であった。4つの団体のなかでもっとも投資を行っており、昭和 10 年代で当時の先端技術である電気式設備で排水を行っていた。こうしてロンショミチでの水防は、「努力の差」として正当性を持つようになる。これが耕地整理事業によって低地の側に新たに加わった主張である。反対に、高場の側にも低地の水防をみとめなくてはならない事情があった。

それは耕地整理組合ができたのちもなお残る、布鎌地域としての利害の一体性である。ここまで内水に対する利害対立を論じてきたが、利根川の決壊を意味する外水に対しては、利害が共通している。かつて縁談を「嫁を山持ちから」「嫁ぎ先を山持ちへ」といって、布鎌地域外の台地地区と結ぼうとしてきた事実は、外水に対する一体性を如実に示している。利根川決壊による外水被害を受ければ、どの村落も同じように泥海のもとに沈んでしまう。布鎌地域は外水に対する水防組合でもあったわけである。つまり外水に対応するためには、堤防とまったく接していない請方地区をふくめて地域全体で対応しなければならなかったのである。このことが、排水をどこかひとつの地域に押しつけてはおけない理由となった。地域一体となって利根川の決壊に備えるには、内水被害をそれぞれが納得できるかたちに

対処しなくてはならなかったからである。

まとめれば、ロンショミチでの強制的な洪水排除の対応は、排水組織内での調整がうまくいかなくなるほどに追い込まれたとき行なわれた、いわば最後の手段としてあった。ロンショミチを境として、低地の村落は、ここで水防を行なわなければ圧倒的な高低差の違いから一方的に水害を受けることになるのである。やはりここでも災害の社会的性格がみられる。そこで洪水の状況に合わせて、必要に応じて土俵を積んでいった。それは降雨があるからといって無制限に行なってよいものではなかった。請方組合にとっては、洪水を布太・三和 2 地区に背負わせようとしたのではなく、南組合の領域内の洪水をその領域内にとどめておこうとする領域帰属による分配であった。極限的な状況下でも 4 つの排水組織ごとに水害に対処し、そうすることで「水害の分配」のバランスを保とうとしていたのである。つまり極限的な状況下では、排水組織相互の対等性を、より低地の排水組織が提起していたわけである。そのため洪水被害が極端に大きくなった場合には、布太・三和の 2 地区は、高場の排水管理組織の一員として、今度は、洪水を引き受ける立場へとならざるを得なかったのであった。

いまなお、決して広大とは言えない空間に 4 つの土地改良区が存在するのは、このような地域内均衡があるからである。平成 10 年には、押付改良区から請方改良区へ排水処理の融通を相談したことがあった。この申し出を請方改良区は、これまでの経験を踏まえて断ったという。それぞれ排水対応にあたることによって、どこか一カ所だけが極端な水害をこうむることのないような「水害の分配」が、いまなお念頭に置かれていることがわかる。

5. 結論：「水害の分配」を可能にする論理

本論の目的は、「水害の分配」により、低地村落が高場村落に水害を引き受けさせることができた論理を、「連合と対抗」の視角から明らかにすることであった。以上の事例研究から明らかになった事実として、まず「水害の分配」の手法についてまとめていき、そのうえで、それを支える論理について述べたい。

「水害の分配」の手法は、段階的な分配の仕組みであるということができる。段階的な分配というのは二重の意味がある。ひとつは時間軸における段階性である。洪水の被害が大きくなるにつれ、分配の方法が変化していく。どのように変化するかというと、それが二つ目の空間軸における段階性である。まずは 1 つの村落内、つづいて村落相互、さらに排水路を共有する村落同士、そして最後に排水管理組織へと分配が行なわれる空間が拡大していく。それは漠然とした空間ではなく、利害の共通性にもとづく社会的な領域である。そのため、こうして段階的な分配の仕組みがなされる際には、領域帰属の発想がだんだんと色濃く打ち出されている。本来、誰のものでもない降雨や排水に対して、その時どきの条件に応じて責任主体を決めながら、より大きな領域へと段階的な分配をはかっていった

のである（図3-7）。この段階的分配の仕組みを支えている論理とは、どのようなものであったろうか。

「水害の分配」を支えている論理を、存在論的平準化の論理と呼んでおきたい。桜井徳太郎は、村落社会における生活規範として「平準化原理」を指摘している（桜井徳太郎 1985）。ここでいう「平準化原理」とは、「規準を超えて傑出するものの足を引っ張り、逆に脱落しかかったものを引き上げようとする・・・両極を捨象する平均化の作用」（桜井徳太郎 1985:73）のことである。「水害の分配」は、災害に対応するための私利私欲がぶつかるなかで、低地の不利な人びとからの提起を汲みとることによって成立していた。

すなわち、脱落しかかったものを引き上げようとする、ここでは低地に位置する人びとの存在が基本となった平準化論理なのである。ここであえて存在という表現を用いたのは、この論理が働く理由とかかわっているからである。

なぜこのような論理が働くかといえば、洪水がひどくなるにつれて災害が自然的性格から社会的性格へと性格変化を示していくからである。人びとは自然災害による冠水を受け入れることができても、人為的に、かつ一方的に冠水させられることを受忍することはできなかった。そこで低地にあたる側は、排水組織内では排水機能の保全（機会の均等）を訴え、排水組織同士ではそれぞれの領域ごとの水害への対処（排水組織の対等性）を提起することになる。低地の人びとは条件不利による対抗的共同関係を形成し、自分たちの存在を高場地区に訴えかけてきた。高場地区が排水を自然に流した先には、自分たちの存在があることを認知させようとし続けてきたわけである。こうした不利地同士の共同が、「水害の分配」を成り立たせた力となった。災害の社会化に対して、「水害の分配」という社会的な仕掛けによる是正を訴えてきたのである。高場の地域はこうした提起を認めざるをえなかった。なぜなら排水管理組織は、内水へ共同で対処する組織であり、また布鎌地域は外水に共同で対処する組織である。そのため、どこか一方だけに災害を負わせておくことは、こうした組織的共同を破綻させてしまうことになるからである。つまり彼らの存在を肯定するところから納得できる合意を見出そうとしてきたと言えよう。

最後に本論の知見を、リスク対応にかかわる民俗学の先行成果である在地リスク回避論（篠原徹 2004b；佐治靖 2004；菅豊 2005）と対応させて位置づけておきたい。在地リス

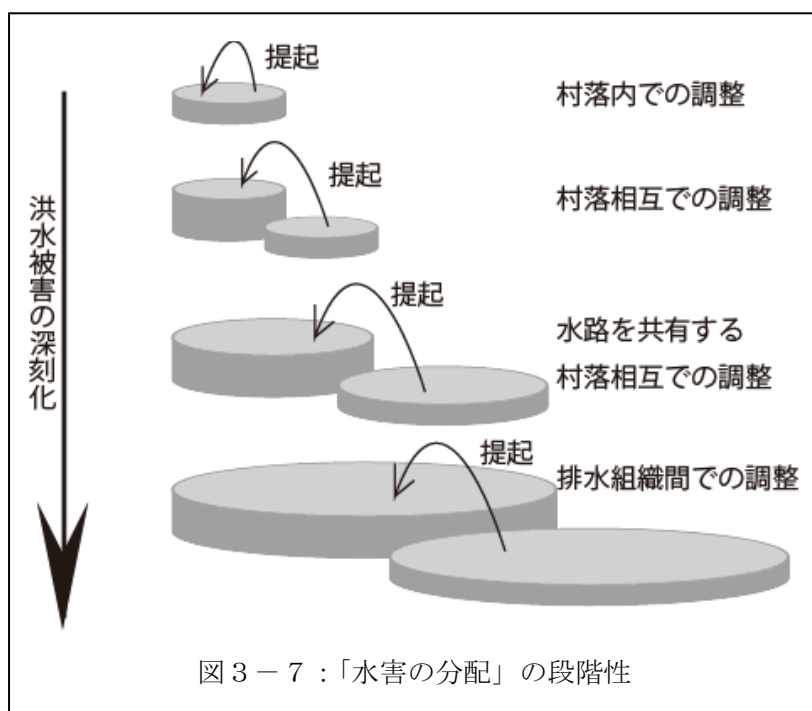


図3-7：「水害の分配」の段階性

ク回避は、モラル・エコノミー論¹³にヒントを得たモデルであり、社会の成員が「危険の最小化」への志向をもちながらリスク対策を行なっていることを示したものである（菅豊 2005:75）。本論で示してきたのは、災害に対応するなかで個々の村落あるいは村落群の「危険の最小化」への志向が、他の村落、村落群にとってしばしば「危険の拡大」を意味することである。洪水はその規模が大きくなると多重的な災害となる。冠水による被害だけではなく、社会的に災害格差が強化され、さらにそれがつづけば、村落相互の関係性に亀裂をもたらしてしまう。災害の多重化を防ぐために、人びとは低地の不利な人びとからの提起を汲みとることによって災害格差を均衡化してきた。すなわち、存在論的平準化の論理にもとづく「水害の分配」は、関係性の破綻を回避する戦略あったということができよう。リスクを回避できない状況下のなかで、もっとも被害をこうむる人びとの存在の水準から落としどころを見出すことで、関係性の破綻を回避し、社会化された災害の発生を防いできたのである。

注

1 この場合、灌漑組織を軸に分析が進められたのは、一般論として次のような傾向があるためである。「治水においてももちろん、水防組合や排水組合などが組織されることがある。しかし一般的には、利水のほうがこまやかに組織化される傾向が強い」（秋津元輝 2007:59）。その通りである。このような意味でも本研究事例が、むしろ排水を軸に組織化されているのは、この地域の水利慣行の特徴であるといえる。

2 以下、「布鎌地域」といった場合には、布鎌全域を指すこととする。

3 請方長沢家文書 40「下総国印旛郡布鎌新田御用番帳」なお以下、未翻刻史料の番号は、常総地方史研究会の史料目録によった。

4 「布鎌十九ヵ村新田明細帳」（栄町役場 1972:96）、および「請方新田五ヵ村明細帳」（栄町役場 1972:111）

5 「土取場跡地畑並年貢賦課ニ付願」（栄町役場 1972:182）の記載。これによると布鎌地域では、洪水から避難するために水塚を築いてきた。水塚の普請や日常的な道普請には畑地の土を用いた。その低湿地に稲を植え付けたところ、畑田成と認定を受けた。それに対する訴状には、①用水設備はなくわずかな日照りで早害にあうこと、②利根川が増水すれば内水となり、稲は水腐れしてしまうことをあげて、稲作が不適であることを指摘している。

6 「請方新田五ヵ村明細帳」（栄町役場 1972:102）

7 請方芳沢家文書 667「耕地整理法違反事件記録」

8 『印旛郡誌』は、南組合の耕地整理事業が、ポンプ設置のほかに①道路の拡幅整備②排水路の開鑿にあったことを指摘している（千葉県印旛郡役所 1913:653）。ここには「耕地の整理」は含まれていない。

9 請方長沢家文書 41「元禄享和宝暦慶応堤議定取替文書扣」、および請方芳沢家文書 395「諸証文写」

10 請方長澤家文書 135

11 布鎌地域を構成する村落は、基本的に 24 村と記されてきた。ここで 25 村となっているのは、争論にあたって四ヶ村新田を北四ヶ村と南四ヶ村とそれぞれ 1 つの村落とみなし 2 カ村扱いとしているためである（前掲表 1 参照）。近世期における布鎌地域の村落自治につ

いては、不明な点も多い。今後の課題としたい。

12 請方長沢家文書 19

13 モラル・エコノミー論は、ジェームス・スコットにより提起されたベトナム農村社会の内的メカニズムを説明したモデルである（スコット 1999）。農民たちが生産の不確実性に対して、危険回避戦略をとることを指摘している。と同時に、生活が破綻をきたさないために、互酬的な相互扶助規範を内面化していることを明らかにしている。

第四章：災害対応としての水神祭祀
—災害下での信仰の力—

第四章：災害対応としての水神祭祀

—災害下での信仰の力—

1. なぜ信仰の力でなければならなかったのか

三章での分析に引き続き、布鎌地域をフィールドに災害への組織的対応を検討する。ここで取り上げたいのは水神祭祀である。この地域は二重氏子となっており、各村落の鎮守社に加えて、地域社会全体の惣鎮守社として水神が祀られている。地域社会全体が関与する水神祭祀は、この地域における組織的な災害対応のひとつである。ところで技術論的な防災対策の発想にもとづけば、水神祭祀は現実的な意味の極めて薄い存在であるといえる。水神を祭祀しようがしまいが、水害の有無とは何ら関係がないからである。

けれども地域社会の人びとにとって、水の神は、技術的対応が進んだからといって、そう簡単に捨て去ってしまえない存在である。言い換えるならば、地域社会の災害対応において、水神祭祀は今なお重要な存在でありつづけている。

本章では、人びとの災害対応をみていくなかで、水神祭祀がどのような役割を担ってきたのかを明らかにしたい。

1. 1. 自然災害に対する地域社会の対応

川の中に暮らしてきた人びとがいる。川に住まうには、漂泊と定住との二つの方法があった。漂泊とはひとつ所を定めずに、川原に住みついたり、舟を家とするなどして、川の中に住んできた人びとである。これに対して、川の中にひとつの場所を定めて住すむ、すなわち定住するということが、新田開発によってさかんに行なわれていった。

川の中に定住することは、川の恩恵を得るとともに、想像を絶するような川の災厄を被ることになった。本章の事例地は、利根川の川中島である。布鎌と呼ばれるこの島に住んだ人びとは、古くは香取の海であった利根川の中洲を開墾し、定住してきた。図4-1は、布鎌地域が明治43年(1910)に大水害を被ったときの絵葉書である。人びとがこの地に定住してきた気配を、絵葉書から感じることはできない。島の歴史を伝える文書には、しばしば「海面の如し」の表現がみられる。それはまさに、このような状況を指すのだろう。

ここで考えてみたいことは、利根川の川の中に定住してきた人びとが、どのような手



図4-1：明治43年(1910)水害の様子

(房総のむら所蔵)

を打つことで生活を成り立たせてきたのかということである。先に述べたように、本章では、利根川の災厄に対して人びとがどのような工夫を重ねてきたのかを記述していく。とりわけ、そのような工夫のなかで、水の神をめぐる信仰がどのような役割を果たしてきたのかを明らかにする。

1. 2. 生活のなかにある災害と〈工夫〉

災害研究のなかで、地元の人びとの災害対応は、どのように取り上げられてきたのだろうか。本章ではとくに災害研究の中でも特徴的な発想をもっている民俗学の災害研究の蓄積に焦点をあてる。まずはその特徴的な発想が、どのようなものであるのかを示していこう。

ふりかえると、民俗学では、災害を正面から扱うことはまれであった。じつは、日本民俗学の創始者である柳田国男は、「非常事件としての災害」を対象化することに否定的な見解をもっていた。それは史料批判と関連している。すなわち、災害や一揆などの非常事件の記録や年貢に関する資料からでは、人びとの生活を十分に捉えることはできないと、柳田は考えていたのだ（柳田国男 2001(1927)）。

けれども、民俗学が災害を捉えてこなかったとするのは早計である。なぜなら、民俗学の研究成果には、災害の姿が書き込まれているからである。印南敏秀は、水にまつわる生活文化に注目するなかで水害への対応を記している。人びとは、水害を恐れているばかりではなかった。「度重なる水害に対して、日ごろから備え、水害を予測してから水害後まで適切に対処する知恵をつちかってきた。それは、水害が生活のひとこまとして、暮らしの中に織り込まれているかのようですらある」（印南敏秀 2002:225）。

この指摘には、民俗学が災害を分析する際の基本姿勢があらわれている。その基本姿勢とは、「非常事件としての災害の姿」をとらえようとするのではなく、「生活のなかにある災害の姿」をとらえるということである。すなわち、災害を被る人びとの生活の立場から災害をとらえていくことである。

このような基本姿勢に立つことによって、私たちが一般に考える災害とは異なった特徴をそなえることとなった。その特徴を2点指摘することができる。

第一に、災害対応の発想である。民俗学の研究成果では災害対応を述べる時、「技術をより自然の側に近づけ、自然から学ぶ」（櫻井龍彦 2002:32）という発想に立っている。人びとは自然環境に対する深い知識をもとにして、災害に対処してきたからである。治水にまつわる伝統技術も例外ではない。水害防備林や霞堤は川の特性を活かした技術であるし、また堤防をあえて決壊させることで被害を減少させる自主決壊は、水害を熟知していなければできないものである。こうした伝統技術は河川工学からも評価されるようになってきている（たとえば大熊孝 2004）。

第二に、災害と向き合う人びとへの理解である。それは香月洋一郎のつぎの指摘にあらわれている。民俗学が災害を描くときには、「人々がある困難をどう克服してきたかという

ことではなく、どう困り果てながらつきあってきたのかについて生活文化の面から考えて」（香月洋一郎 2007:122）きたと述べている。災害を克服していく人間像ではなく、災害に困り果てながら対応する人びとの経験や思いが描かれているのである¹。たとえば、津波に家族全員を流された女性が、「自分ばかりが残ったのは、『ホトケマブリ』（死者供養）のためだった」（川島秀一 2011:196）と、自己を位置づけることで生きてきたさまを描いている。

民俗学が扱う災害とは、災害を被る人びとの生活の立場から記述されるものであった。それゆえに、災害の対処について述べるならば、河川工学／近代治水技術が自然現象である洪水の抑制に専念してきたのに対して、民俗学は社会現象である水害の緩和を常に念頭においてきたといえよう。先ほど述べた二つの特徴とあわせて考えると、自然を克服していく人間像に立ち、自然を制御する〈技術〉を追究するのではなかった。困り果てながらも対応する人間像から自然に順応していくための〈工夫〉を描いてきたのである。

ここで重要なことは、かつては技術力が低いために、このような特徴をそなえたのではないことである。「多くの人が自然や気象に関して次第に不感症になりはじめているのではないだろうか」（宮本常一 1975:93）と問いかけたのは、宮本常一であった。けれども、「われわれは天候について無関心であると否とにかかわらず、天候に拘束されつつ今も生きている」（宮本常一 1967:113）のである。すなわち、人間が自然を克服したようにみえて、その実は「天候とか自然とかに無関心になり、無知になった」だけであり、むしろ「生活者としては退歩」（宮本常一 1967:112）してしまったとさえいうことができる。

技術は、洪水という根本問題に働きかけるがゆえに、もっとも優れた対策のように感じられるかもしれない。その意味で工夫は、災害が起きるたびに対処する場当たりのようにみえよう。しかしながら、それでも災害は起きつづけるのだ。そうしたときに、人びとが災害に対処してきた経験は、決して場当たりのものではなく、実のところ、もっとも有効な存在であるのではないだろうか。災害に備えようとする人びとの〈工夫〉という民俗学独自の視角に学びながら、事例を記述していく。

2. 布鎌地域の歴史的背景と洪水対応

事例地である千葉県印旛郡栄町布鎌地域の歴史的背景を理解していきたい。その手続きとして、まず、布鎌地域の開発がどのように行なわれていったのか、近世初期の新田開発の概況を示していこう。

2. 1. 布鎌地域の開発史・治水史

いま布鎌地域は、12の自治会（新興住宅地の南ヶ丘を加えると13となる）から構成されている。平成23年7月現在で、691世帯・2092人の人びとが暮らしを営んでいる。布鎌地域は、江戸期には24の村々から成っていた（表4-1）。これらの村々は一斉に誕生したわけではなかった。

歴史学者・須田茂（須田茂 1978）は、布鎌地域の開発史を三期に区分し説明する。第一期開発は、明暦3年（1657）に始まったとされ、このとき、島の四方に西新田・南新田・北新田・下和田新田の4つの村が成立している。つづく寛文6年（1666）に始まる第二期開発では、15ヵ村が成立する。これらの村々の多くは、新利根川の河川工事ともなう水没地の人びとが、布鎌地域に入植したことに始まる。たとえば、上曾根新田は相馬郡上曾根村に、大森新田は河内郡大森村に由来している。そして、もっとも遅い第三期開発は元禄元年（1688）に着手された。この開発で成立したのが請方新田である。

このように24の村々が成立するまでには、30年ほどの時間差が生じている。開発の手は、条件の良い高地から低地に向かって伸びていった。したがって、水害のときには、開発時期の差が環境条件の差となって立ち現れた。すなわち、開発時期により、被害状況が左右されることとなったのである。

開発はすすみながらも、布鎌地域に定着することは困難を極めていた。開発に携わった人びとは「常に没落の危機にさらされていた」（須田茂 1978:38）のである。実際に第二期開発で入植した家々の40%が、開発後約60年の間に分散・退転し、布鎌地域を去っている。この間には大規模な洪水が4度も発生していた。それゆえに水害を抑えることが、布鎌地域の人びとにとっての何よりの課題でありつづけてきたのだった。

治水の観点から布鎌地域の歴史を振り返るとき、重要な転換点となったのは、明治末期

表4-1：布鎌地域の各自治会と近世村

開発時期	近世村名	現在の地区名	村組
A	西新田	西	上組
	南新田	南	
B	太郎右衛門新田	布太	
	上曾根新田	曾根	
	利右衛門新田	三和	
	源五左衛門新田		
	七右衛門新田	中谷	
中谷新田			
A	北新田	北	中組
B	横須賀新田		
	押砂新田		
	四箇村新田		
A	下和田新田	和田	
B	脇川新田	布鎌酒直	下組
	酒直新田		
	四ッ谷新田		
	押付新田	押付	
	長門谷新田		
	大森新田		
	(昭和三十一年茨城県より編入)	出津	
C	又兵衛組	請方	請方組
	安右衛門組		
	庄兵衛組		
	平右衛門組		
	小右衛門組		
	(近年の住宅地開発により造成)	南ヶ丘	×

A：明暦三年（一六五七） B：寛文六年（一六六六） C：元禄元年（一六八八）

から大正期にかけての近代治水技術の導入である。それは布鎌地域を含めた印旛沼周辺の人びとによる運動の成果であった。布鎌村の高瀬泰次郎、隣村埜原村の吉植庄一郎らが集まって、明治 25 年（1892）に北総治水協会を結成する。やがてそれは、利根治水協会へと発展していく。明治 26 年（1893）には、千葉茨城両県で 3000 人もの署名を集める大きな運動体へとになっていったのである（栗原東洋 1973）。こうした人びとの努力が近代治水の導入を促進してきたのだった。

ここでいう近代治水技術の導入とは、利根川の河川改修、将監川締切、印旛水門の敷設、印旛沼水害予防防組合の結成、排水機場設置を目指した耕地整理組合結成を指している。これらをまとめたものが図 4-2 である。こうした近代治水技術のおかげで、洪水の危険性は確実に減少していった。これらの治水技術は現在も布鎌地域の水防の基礎となっている。

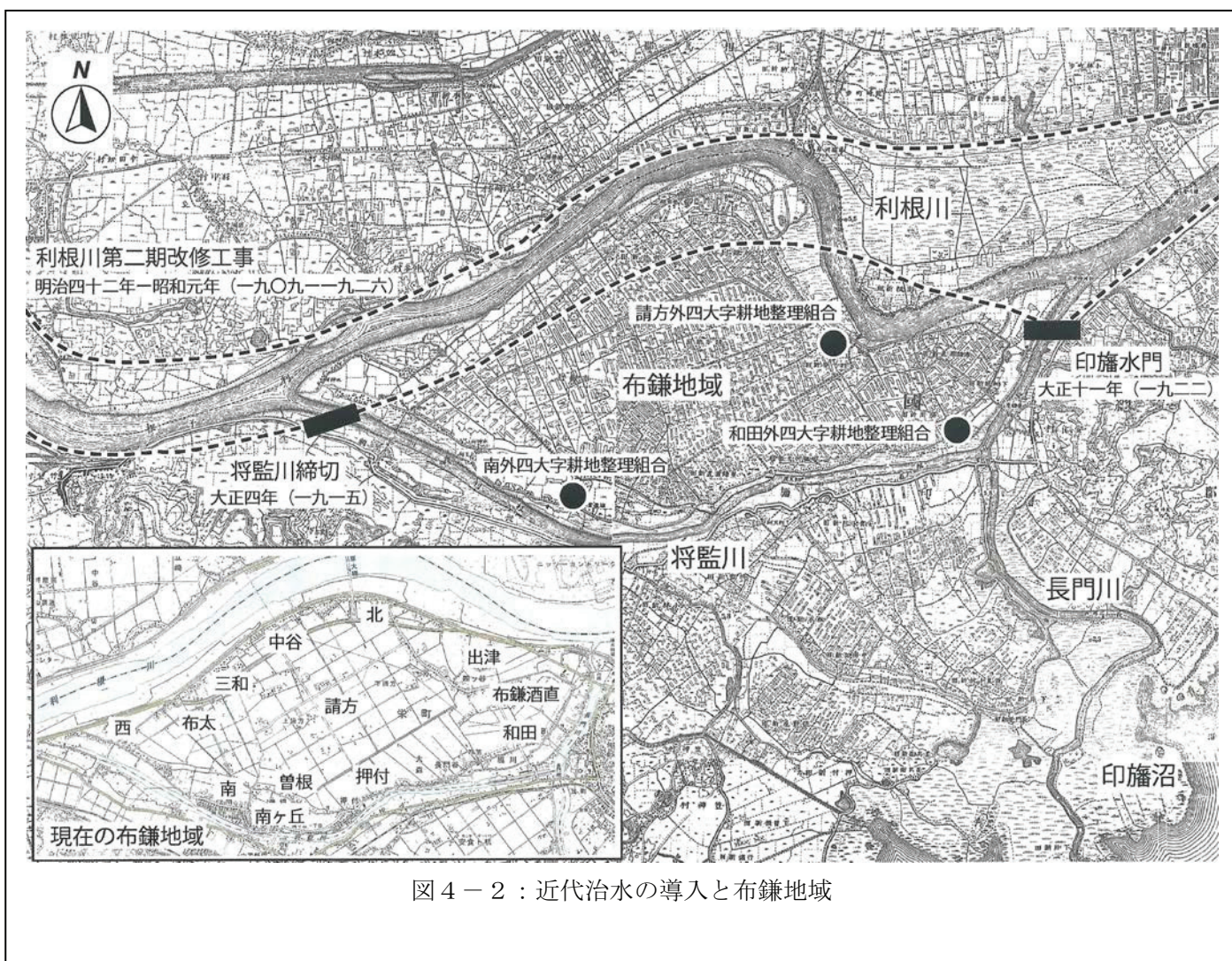


図 4-2：近代治水の導入と布鎌地域

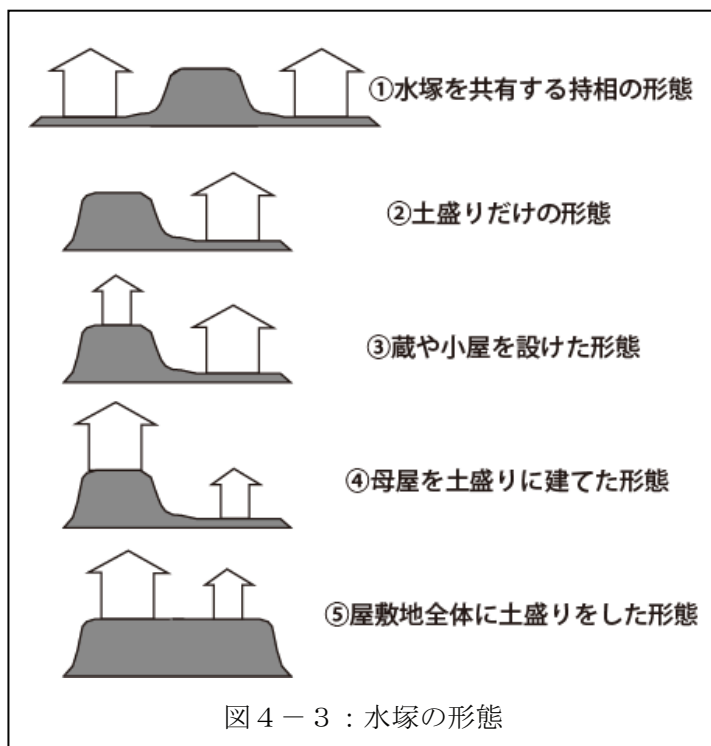
2. 2. 水害を防ぐ家々の工夫

けれどもさまざまな技術を駆使しても、洪水の危険は完全に排除できたわけではなかった。それゆえに、地域をあげての対策だけではなく、それぞれの家々でも洪水対策が行なわれてきた。そうした工夫に共通するのは、水に浸からないように少しでも高くという思いである。水塚やハタケには、人びとの努力が表れている。

水塚とは洪水にそなえて、屋敷地内に設けられた盛り土を指す言葉である。水塚を築くことで、洪水時の避難場所を確保してきた。地理学者の阿由葉司（阿由葉司 1987）の調査によると、布鎌地域には 70 基の水塚が確認されている。水塚が多くつくられた当時は、モッコを用いて手作業で土を持ち上げて水塚を築造していた。そのため、「水塚を持ち上げたあと」である堀が屋敷の周りをめぐっていた。こうした堀と水塚とによって、屋敷地に入り込む濁流をおさえることも期待されていたのであった。また水塚には、建物の入り口に木を植えておくことが習わしとなっていた。いざ洪水になったときに、移動手段となるフネをくくりつけておくためである。かつては避難用のフネがどこの家の軒の下にも吊ってあった。

布鎌地域の水塚は、それが切実な意味を持ってきたことを示すように、さまざまな発達をみせている。水塚には、大きく 5 つの形態がみられる（図 4-3）。①隣接する 2 軒で水塚を共有する持相の形態。②土盛りだけの形態。③典型例である土盛りに蔵などの施設を建てた形態。

④母屋を土盛りに建てた形態（写真 4-1）。⑤屋敷全体に土盛りを施した形態である。古くは共同で設置した事例（①）があり、水塚を構築する苦労がうかがえる。のちには持相よりも 1 軒だけで水塚を設ける私有化が選択されていった。さまざまな水塚の形態からは、「小型の臨時施設」から「大型の常設施設」へという展開がうかがえる。もともと避難場所であった水塚に、常設の建築物を設け、洪水の苦労を少しでも減らそうとする意図がみえる。避難時の快適さだけでなく、



荷物の避難であるニマテの手間を省くことができるのでたいへんな恩恵があった。

避難するほど大きな水害にならなくとも、できるだけ水害を小さくすることがのぞまれた。そのために、2つのハタケを利用していた。

ひとつはシマッコバタケ（島畑）である。9月の台風時期には、洪水の危険性が最も高まる。この時期は農作業にとっても大切な時期である。洪水でとくに困ったのは、稲の干し場である。稲は冠水しても、ミズイネカリで、ある程度収穫することはできた。けれども、冠水してしまうと、稲を乾燥する場所がなくなってしまう。そのため水田にはシマッコバタケという小さな畑を残しておいて、冠水時には稲の干し場として利用していた。シマッコバタケは水田の高さより50cmほど高い畑であり、多少の降雨であれば冠水することはなかったのであった。そのため仮に、昭和10年代の水害のように冠水により稲が腐りコメの収穫ができなかったとしても、シマバタケに稗を蒔いてその年をしのぐことができたという。

もうひとつのハタケは、ハカバタケ（墓畑）である。布鎌地域では共同墓地になる以前には、田んぼのそばに各家の墓地があった。これをハカバタケと呼んでいる。洪水のつらさとして、「舟に乗って墓参りをしなければならなかったこと」だと教えてくださった方がおられた。先祖の眠る墓が、水底に没するのは本当に忍びないことであったという。だから、小高く土を集めて、少しでも良い墓地にしようとしてきたのがハカバタケであった。

このように地域全体で、良い治水技術の導入をすすめ、その一方では、それぞれの家において、その時どきのより良い工夫を考えてきた。さらには、洪水を機会として活用しようとさえしてきたのである。

2. 3. 洪水から恩恵を得るための工夫

利根川の洪水はオオミズ（大水）やマンスイ（満水）と呼ばれる。一般的に、洪水は水害をもたらす“害”である存在だ。ところが、布鎌地域の人びとは、大水を大切な機会であると考えてきた。第二章で荒川上流域の事例をアツかったが、利根川の下流にあたる布鎌地域でも洪水から恩恵を得ようとしてきたのであった。それが典型的に表れているのが、メソッコスクイとボッカ拾いである。

メソッコスクイ（写真4-2）は、大水にのみ行なわれる漁である。利根川は大水のときでさえも、良い漁場であった



のだ。漁の対象は、メソッコというウナギの稚魚である。入梅期から台風の時期までに 3cm から 25cm ほどに育っている。これを網ですくってとる。体長 3cm ほど太さは爪楊枝くらい、シラスは、高価に取引されていた。シラスは遠方から買い付けに来る人もあったそうで、「茶碗一杯で、大もうけできる」ものだった。

メソッコスクイはつぎのように行なわれていた。メソッコは勘のいい魚である。増水している最中には岸に寄ってくるが、水位が下がり始めると、とたんに姿を消してしまう。しかも、流れが強いところにだけ集まるので、どこが急流になるのかを知っていなくては漁にならない。また草丈が重要で、草が長いと漁ができないので、草の短いところを狙う。これらの条件を満たす一例は、堤防から川原に下りていく小道である。この小道の際などが良い漁場となった。漁は川の流れに任せて行なう。メソッコはたいへん小さな稚魚であるから、網の目はもっとも細かいものを使っている。それゆえ、急流に逆らわないように、網は流れに沿って出す。良い時には、メソッコ・ドジョウ・小エビが、ニソザル（二斗筲）いっぱいにとれたという。

高価に取引されるシラスを除いて、とれた魚はおもに煮付けて佃煮を作る。佃煮は、お裾分けとして近所に配られたのだった。コロッと煮付けられた佃煮は本当に美味であったから、漁に出なかった人びとにとってもメソッコスクイは印象深い出来事になっている。

ボッカ拾いと呼ばれる流木拾いもまた、大水を好機とみて行なわれてきたものである。布鎌地域は、山林を持たない農村であった。木材に苦勞してきた土地柄だった。煮炊きには薪ではなく、ワラを用いていた。建築用材は他所から購入しなければならなかった。そうした窮状を救う機会が大水であった。増水時には「ボッカ（木材）で利根川がうまる」からであった。ボッカの拾い方は、泳いで角材を抱いてきたという人もある。また、竹の先に鎌を括り付けて材木を岸に寄せるといった方法もあった。流れてくる材木は質のいいものだった。拾ったボッカでマデヤ（納屋）を建てた人があるほど、熱心にボッカ拾いは行なわれてきたのであった。

大水から恩恵を得るのは、多くは隠居した人びとに委ねられていた。若者たちは水防作業にあたり、隠居をした人が恩恵を引き出してきたのである。このように、大水にあっても、人びとは川から離れることはなかった。川の様子を余すところなく見続けていたのである。そうすることで、川がいまどのような状況なのかを適切につかむことができたのだ。

このように布鎌地域の人びとは、さまざまに工夫を重ねてきた。けれども、さまざまな工夫もその時代時代に合わせて取捨選択されることとなった。布鎌地域では最後の破堤から 100 年が経過しているから、ほとんど行なわれなくなった工夫も存在している。

けれども、そうした工夫のひとつとして、人びとが祀ってきた水の神はいままさに動きの中にある。洪水が遠く感じられるようになった今でも活性化している工夫といえる。なぜ水の神でなくてはならないのであろうか。これまでの布鎌地域の人びとと水神とのつき合い方を通して考えてみたい。

ここで水の神について検討するのは、いくら技術が整ったとしても漏れ落ちてしまうものとは何であるのかを、人びとが継続している水神祭祀という工夫を通じて明らかにしていくためである。

3. 水の神を祀るという工夫

3. 1. 堤防の守護神としての水の神

布鎌地域の各地区には、それぞれのむら（明治期以降の村落をこのように表記する）の鎮守社がある。さらに、布鎌地域全体の惣鎮守社をもっている。布鎌地域に住む人びとからみると、自分のむらの鎮守社と、惣鎮守社との二重氏子となっている。人びとは惣鎮守である水神社の祭神を、水神さまと呼んで親しんできた。

惣鎮守社は布鎌地域の開発から、10年余りを経た元禄10年（1697）に創建された。そのとき必要と感じられて、創られた地域全体の神社である。祭神に選ばれたのは水の神であった。社殿の建立される宝暦7年（1757）ころの記録である『古今神社紀』には、創建当時の物語が記されている。「（筆者注：元禄10年）二月廿九日新堤築初メ西新田村江名主役人其外人足寄集神酒捧皆々神酒頂戴其日者遊帰候由也、新田成就として水神宮奉祭筈ニ而相談有之」。

それによると、新たな堤防工事の開始に際して、布鎌中から名主などの役職者、それから普請をする人びとが西地区へ集まった。その折に、水の神を祀る話になったのだという。なぜなら、この普請によって“新田成就”、すなわち、自分たちの住む地域が成ったと感じられるようなものであったからである。この年の9月には、藁の小祠であったものの、水神社が創建されたのだった（栄町役場 1972）。堤防の普請が創建の契機となったように、人びとは水の神を堤防の守護神として祀ってきた。

いまでも多くの人々が知る伝説もまた、堤防の守護神としての性格をよくあらわしている。それは白馬伝説である。「大雨が降り利根川の川水がいっぱいになっていた。このままでは堤防を惣越しになってしまうという状況であったそうだ。その夜、水神さまが白馬に乗って堤防のうえをかけてまわった。こうして水神さまが布鎌中の堤防を見回ったおかげで、洪水の難から逃れることができた」。

この伝説には、別の表現もある。「水神さまが白馬に乗って対岸まで渡り、堤を切ってきた。そのおかげで洪水の難から逃れることができた」と。じつは、歴史的にみると、むらを守るための非常手段として、下流や対岸の堤を切るが行なわれてきたのだった。

布鎌地域において水の神は、非常手段を実行してくれるときえ感じられる存在であった。つまり、人びとは布鎌地域を徹底的に洪水の難から守る存在として、水の神を位置づけてきたのである。

このような性格は10月22日・23日に執行されてきた秋季祭礼にも立ち現われてくる。

つぎに祭礼の様子を見ていくことにしよう。

3. 2. 水神祭りの諸相：洪水除けの祈り

水神社の祭礼は、布鎌地域の惣鎮守社の祭礼であるから、にぎやかなものであった。『古今神社紀』の記述にもとづけば、江戸時代中ごろには、様々な芸能が行なわれていた。利根川流域に特徴的な演芸であるつく舞が西地区の若者によって奉納されている。それから布太地区と三和地区からは三匹獅子舞が、祭礼の当番組からは男も女も出て、子ども踊りが行なわれていたのであった。

布鎌惣社水神社の祭礼には、2つの変わらぬ柱がある。それは奉納相撲と神輿の渡御・還御の2の神事である。『印旛郡誌』にも、現在と変わらない祭礼の2つの柱が記されている（千葉県印旛郡役所 1913）。この2の神事についてみていこう。

奉納相撲は、布鎌内外の関心を集めてきた行事である。水神相撲として知られ、すでに安永年間には、印西・埴生・相馬の近隣の各郡域から相撲取りや見物人が駆け付けていた。戦前にもこのような伝統は引き継がれて、布鎌



写真4-3：にぎわいを見せる水神相撲
(奥に見えるのは御仮屋)

地域の若者と近隣地域の力自慢とが相撲をとり、盛況であった。現在でも布鎌小学校の全校児童が参加するため、心待ちにする人も多く、にぎわいを見せている（写真4-3）。

そもそも相撲をとる理由は「水神さまが好むから」である。だから、土俵も「(水神さまのいる) 御仮屋から見やすいようにつくったものだ」という。しかしそれだけではなく、相撲を取ることそのものに意味があるとも言われている。

水害常習地域においては、相撲を行なう理由を相撲のもつ足踏みの力（山田知子 1996）に由来すると伝えている事例は少なくない。たとえば、四万十川河口においては河口が土砂でふさがってしまい洪水が起きていた。その土砂を鎮めるために、相撲を奉納するという（野本寛一 2010）。また熊本県八代市千丁町古閑出の女相撲は、堤防の普請に力士を集めて堤防を踏み固めさせたことに由来すると伝えている。どちらも相撲の地鎮めの性格が期待されてきたことを示している。

布鎌地域においても、地固めとして相撲を行なってきたとする伝承がある。すなわち、相撲には競技性だけではなく、土を踏みかためて堅固な堤であってほしいという期待が込められているという。相撲の起源は定かではない。けれども、秋季大祭までに農作業を終

えることを目標としてきた布鎌地域の人びとにとって、そのあとにつづく普請の季節に向けて、相撲は象徴的な行為であったとも考えられる。

水神祭りのもっとも重要な神事は、神輿の御仮屋への渡御・還御である。いつからこの場所に御仮屋を設置しているのか定かではないが、石造の幟立ては慶応3年（1867）の奉納であるから、近世末からの連続性は確認できる。

祭礼は、前夜祭と本祭の2日にわたっている。この間、御仮屋への移動が3度も行なわれる。最初の御仮屋への移動は、22日の前夜祭である。日の傾き始める17時頃に、神輿の渡御が行なわれる。御仮屋へと神輿が移されると、参加者一同がそろっての直会が開かれる。2度目に御仮屋へと移動するのは、23日の本祭に、本殿での祭典が終了したあとである。参列者一同が御仮屋へ行列を作って進んでいく（写真4-4）。御仮屋に移された神輿を、一堂に会してお参りをす



写真4-4：旧堤上をすすむ行列

る。3度目は還御である。観衆や招待者は帰路についているので、ひっそりとした神輿の移動である。

じつはこれらの移動は、わずかに200mに過ぎない。地域全体の祭礼であることからすると、じつにささやかな移動である。だから、神社から遠い地区からは、「(宮元である)西地区の祭り」と、言われてしまうほどである。

それでも、祭礼が「水神さまに御仮屋に一晩泊まってください」こと、すなわち、堤防へと水神の神霊を移すことを目的としているため、御仮屋への移動はもっとも重要な行事であったのである。このように水の神を堤防に移すことによって、洪水除けを祈願してきたのだった。祭礼に表現されているのは、何よりも強固な堤防であってほしいという人びとの願望であった。

3. 3. 舟型集落：洪水の発生と水神社

ところが、堅固な堤防であってほしいという願望は、たびたび裏切られてきた。現実には洪水は発生してきたのだから。根岸門蔵は、明治29年（1896）洪水の被害の典型例として布鎌地域を取り上げている。弘化3年（1846）の大洪水のあと、布鎌地域の人びとは一心に力を合わせて堤防を築いてきた。それを根岸は城にたとえる。だが今回の洪水で、鉄壁の堅城は陥落し、見渡す限り一面の泥海になってしまったのだった（根岸門蔵 1977（1908））。

人びとは堤防の築造に熱意を傾けてきた。それゆえ、堤防が決壊することは、人びとの努力が無に帰したことを意味した。一面が泥海になった様子は、あたかもそこに住み続けることを否定するかのようですらあった。しかもそれは同時に、祭礼を通じた人びとの願望を裏切るものであり、儀礼の体系を覆しかねないものだった。

けれども、このような状況にあっても、水神さまは人びとにとって大切な存在でありつづけた。なぜなら、冒頭に示した絵葉書の明治43年(1910)洪水



図4-4：明治43年(1910)洪水で惣社水神社に避難する人びと(房総のむら所蔵)

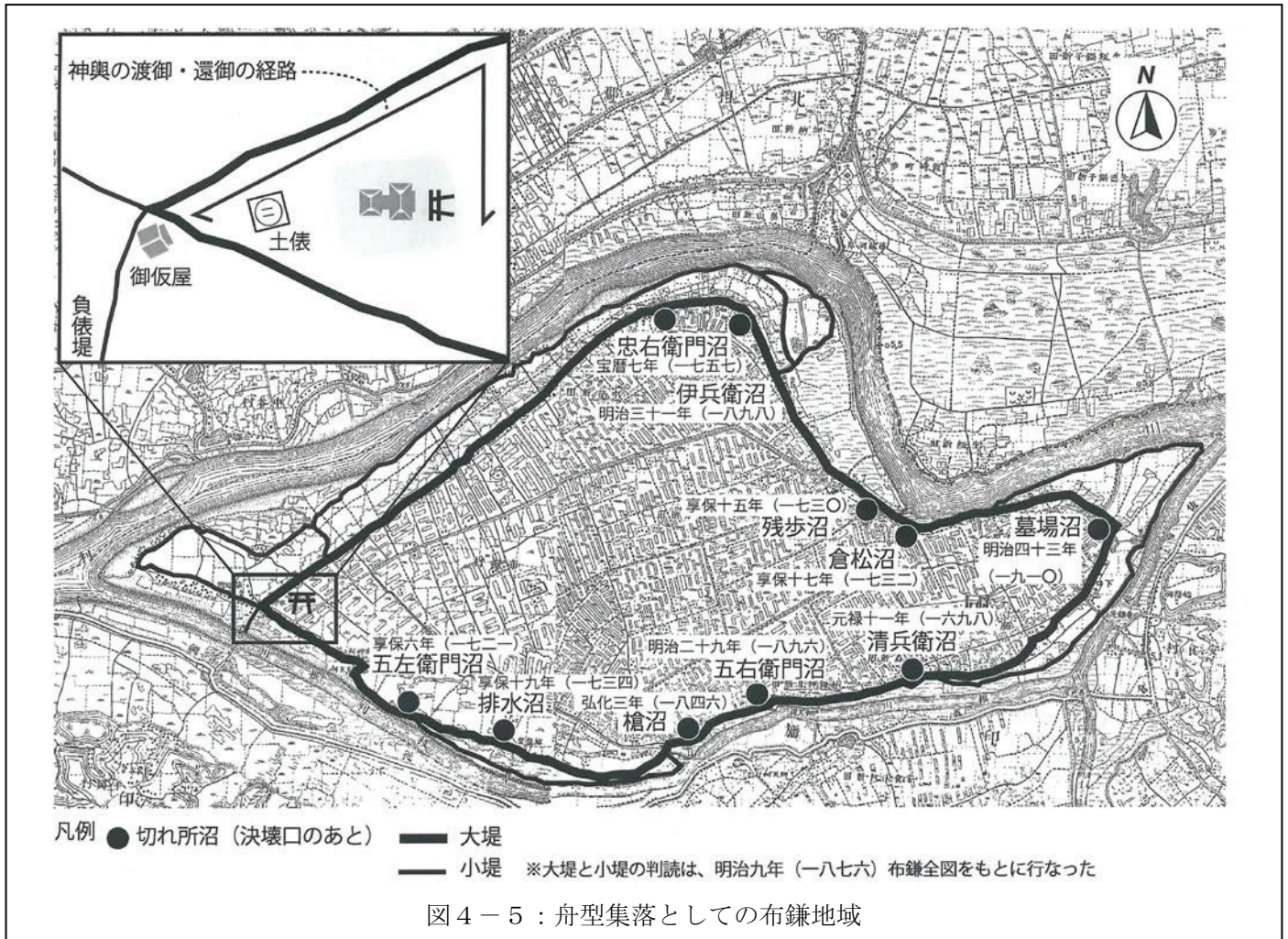
水の時、避難場所となったのが惣社水神社だからである(図4-4)。このとき、水神社の鳥居の下が船着き場となり、人びとは軒に吊ってあった避難用のフネで水神社へと避難したという。つまり、人びとの生存を保障してきたのが水神社だったのである。

ここで布鎌地域の人びとが、舟型集落の発想をもっていたことが明らかになる。舟型集落とは、洪水防備を考慮した集落形成のあり方である。集落の先端を舟の舳先のように尖らせ、洪水を除けることで被害を軽減する。先端部には聖域をおく特徴をもっている(野本寛一 1987)。その先端部におかれた聖域が惣社水神社なのであった。

舟型集落の発想に特徴的なのは、洪水をうまく受容することである。集落の上手から下手への洪水は防ぎながらも、被害の小さい下手から上手への洪水は容認してきたのである。つまり、決定的な被害を起こす洪水を防ぐ集落形成のあり方であった(安藤万寿男 1988)。布鎌地域では、図4-5に示すように、これまで10度の大堤の決壊に見舞われた。多くが下手から上手への決壊であることがわかる。

このような視点から見たとき、御仮屋の立つ場所が布鎌地域の人びとにとって切実な意味をもってきたことが分かる。そこは、「西の十文字」と呼ばれ、四つの堤が結ばれた場所なのである。まず、布鎌地域全体を取り囲む大堤の合流点である。そして、現在は河川改修で失われてしまったが、西地区を囲む小堤の突端(ツバクログチ(燕口))へと接続する堤がある。さらには、将監川の締切を目的とした負俵堤(マケダワラ)が接続している場所である。このように御仮屋の立つ場所は、布鎌地域に暮らしていくために、大切な堤の合流点なのであった。

したがって、水神社には二つの意味が与えられている。神事において重要な土手の合流点で、堤防を何より強固なものにと祈願していたように、まず何よりも洪水除けを祈願する意味である。そして第二に、この願望が裏切られ一面の泥海と化しても、水神社は逃げ場所を提供してきた。舟型集落という洪水対応の象徴として、人びとがそこで暮らしてい



くことを肯定する意味をもっていた。

つまり、水神社の祭礼は外なる自然に働きかけるというよりも、内なる人びとの心に働きかける性格のものであった。水の神を祀ることで、人びとは安心を得てきたのである。このような意味において、御仮屋へのささやかな移動が、布鎌地域を構成するむらむらを統合する象徴となってきたのである。

とはいえ、もしこの地域における水神の役割がこの 2 点に限られていたとしたならば、堤防が強化され、100 年余りにわたって洪水を受けることがなくなっただけで、わざわざ水の神を担ぎ出す必要はないだろう。技術的な対策で代替できるからである。こうしたなかにおいても、水の神が大切な存在であり続けているのは、なぜなのだろうか。

4. 水の神を担ぐという工夫

いま祭礼が内なる人びとの心に働きかける性格のものであったと指摘したが、では、布鎌の人びとが働きかけてきた“内”とは、いったいどのような性格の存在であったのだろうか。

4. 1. 洪水のなかでの利害対立

何度かふれてきたように、布鎌地域は近世期には 24 もの村から成り立っていた。そして現在も、12 の自治会から構成されている。布鎌の人びとが働きかけてきた“内”を理解するためには、まず布鎌地域を構成するこれらの地区が、どのように水防を行なってきたのかを検討していく必要があるだろう。

布鎌地域には、この島独自の水防慣行があった。段々持堤と呼ばれるこの慣行は、江戸時代からの論争を通じて形成されたものである。第三章で述べてきた、水利慣行の発達と合わせて形成されてきた秩序である。すなわち、「これ（筆者注：段々持堤をめぐる争論）が農民相互、または、村落相互の主要な出入りとして、新田の成立期から明治前期まで継続されていたのである」（須田茂 1971:2）。しかも、後述のようにこうした慣行は形を変えつつ維持され、排水機場の整ってくる昭和中期に至るまで、喫緊の問題としてありつづけた。かつてほどではないにせよ、地域内での洪水の存在は、現在も課題となっている。

そもそも、段々持堤慣行が発達していくには川中島独自の背景があった。島のなかに降った雨は、排水路を通じて利根川に流している。ところが、利根川の水位が高くなると、排水ができなくなってしまう。利根川の逆流を防ぐために、排水設備である坎樋を閉じなくてはならないからである。雨が降り続くと、フリダマリ（降り溜り）やウチミズ（内水）という洪水になってしまう。だから、布鎌地域は「カエルの小便で水が出る」と言われてきた。内水への対応策が段々持堤慣行なのであった。

内水で問題となったのは、とくに、最も遅くに開発された請方地区とその周囲の地区との論争であった。主要な論争だけでも、元禄期のはさみ土手をめぐる争論、文化期の論所道をめぐる争論、慶応期の南北八間道をめぐる争論があげられる。こうした争論を通じて、土俵を積んで内水を防ぐ場所、その防ぎ方、土俵を積んで防ぐ道の高さ、道の修理方法などが決められていく。これが段々持堤慣行である（図4-6参照）。

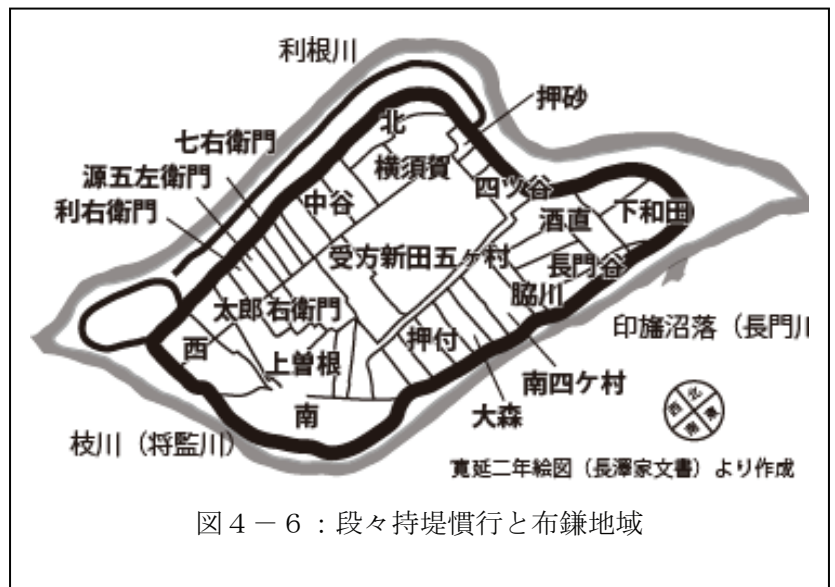


図4-6：段々持堤慣行と布鎌地域

明治末から大正期にかけて内水対策として有効な排水ポンプの設置がすすめられたときにも、この慣行は形を変えながら維持された。ポンプの設置によって内水を強制排水できるようになっていった。この事業は耕地整理のかたちをとった。というのも、耕地整理法は排水機場の設置を、目的とするようになっていったからである（石崎正和 1994）。

そのため、段々持堤慣行は、耕地整理組合の境界をなす道路での対立へと展開していった。より正確には、段々持堤慣行で論争となった道路を境に耕地整理組合が結成されたのである。実例を見てみよう。昭和13年洪水のおりに、もっとも低地に位置する請方地区の人びとがとった行動を記した文書が残っている。四方の水防に忙殺されていたことが分かる。

昭和13年6月29日よりの連続豪雨は386ミリに及び、湛水田面1.3m余りに及び、しかも南耕地整理組合との境界俗称論所道と、和田組合地区との境界三間道、押付組合とは連合して出津との境界線、長門川の溢水を防ぐ和田流作堤防等四方の水防に組合全員必死の水防、連続排水機運転四十五昼夜に及びたるもその効果なく水稻畑作殆ど全滅の悲運に遭遇（田代源之助 1996）

したとある。

ここで重要な事実は、堤防の決壊である外水を防ぐ“堤防での水防”と、排水不良による内水を防ぐ“道での水防”とが並行して行なわれていたことである。つまり、それぞれのむら・むら連合ごとの水防と、布鎌地域全体の水防という二つの水防が近年まで行なわれていたのである。

“道での水防”は、たんに土俵を積んで隣のむらの水を防ぐにとどまらないものだった。昭和16年（1941）水害の折、南耕地整理組合の排水機場は、燃料の不足から運転を停止してしまった。強い雨により内水の水位はどんどんと上がっていく。すると、各むら境の道に土俵が積まれていった。むらを内水から守るためである。その土俵は、たいへんな心理的圧迫となっていた。「水の話はほんとに厳しいもの」であったからである。もし、「土俵をいじくって、水を流そうという話だけでも隣のむらに伝わったらそれこそ大変なことになってしまう」ほどの緊張感があった。

土俵を切られないための監視も厳重で、むらごとに日中も夜中も見回りの番をだしていた。あからさまな監視だけでなく、遠くで何気なく煙草の火をつけている人も、また監視を目的としていた。この水害のときには、論所道（むら境であり、南耕地整理組合と請方耕地整理組合の境でもある重要な水防箇所）の土俵が夜中にわか崩れている。すると、提灯の明かりで水面が真っ赤になるほど舟が飛び出してきた。いかにこの土俵に対して、人びとが気を使っていたのかが理解されよう。

じつはこの水害のときには、請方耕地整理組合の排水機場は正常に運転をしていた。だから布鎌地域全体のことを考えて、当時の布鎌村長はそれぞれの土俵を低くするように提案し、むらむらに出向いて説得にあたったという。土俵を低くし、請方機場から排水することで、それぞれが少ないながらも稲を収穫できるようにとの配慮からである。けれども、低地のむらはこうした提案を決して受け入れることができなかった。土俵を低くして内水が流れ下れば、それは低いむら、より低いむらへと流入していくことになる。そうして、

まったく収量がなくなってしまう可能性があるからである。その結果、論所道を境に、排水機場が機能した請方耕地整理組合は稲を収穫できたものの、南耕地整理組合では全く収穫できなかったのがあった。それほどに、「水の権利」は厳格に守られてきたのである。そうしなければ、暮らしをたてられない切実さがあつたからである。

つまり、布鎌地域で水防にあたる場合、外水に対しては共同性が発揮されても、内水に対しては対立する関係にあつた。川中島であるから、水防への共同性が強く発揮されていたように思われる。しかしながら、その内側に対立を抱えていたのである。だれしも、自分のむらの内水被害を最小限にしたいのだから、それを肯定しつつ、外水に対しては布鎌地域としての共同性を創出していかなければならなかつたのである。

もちろん、第三章で検討したように村落相互が納得できる秩序形成・秩序維持がなされてきた。しかしながら、相互のわだかまりを完全に解決することなどは望みようのないことなのであつた。

4. 2. 布鎌地域という枠組みの創出

祭礼の場面の検討で指摘したように、水神社の祭礼における神輿の移動は、わずか 200m ほどのじつにささやかなものであつた。しかしながら、水神さまの神輿は布鎌中をまわつたことがある。盛大な巡行が行なわれた。神輿の全域巡行は、文久 2 年（1862）に初めて行われて以来、管見の限りで 2011 年の祭礼までに 5 回行なわれている²。明治 32 年（1899）、昭和 52 年（1977）、平成 22 年（2010）、平成 23 年（2011）である。

文久 2 年（1862）9 月祭礼で、初めて全域巡行が行なわれたときの経緯を『印旛郡誌』は記している。布鎌地域の「開關以来未曾有の祭典」（千葉県印旛郡役所 1913:660）が行された理由は、村々がそれぞれの利害関係を越えて、布鎌地域としての親睦を深めるために、神輿の全域巡行を行なうこととなつたと記している（千葉県印旛郡役所 1913:660）。詳細はわからないものの、対立を越えて共同性を創出するために、水の神を使った事実を確認できる。文久元年（1861）に内水をめぐって、争論があつたことをふまえると、あるいはこの争論が直接の要因となつていたのかもしれない³。

ところで、こうして神輿の全域巡行の歴史をならべてみて目を引くのは、ここ 2 年間続けて神輿の全域巡行が行なわれていることである。何ゆえに人びとは、いままさに神輿の巡行をしようと考えたのであろうか。

そこにあるのは、祭礼や神社に対する危機感である。祭礼は「西地区の祭り」と呼ばれてしまうほど、遠くの地区の人びとにとっては、関心の低いものとなつてしまつている。祭礼に足を運ぶ人は、かつての 10 分の 1 にまで減つてしまつたという。秋祭りまでに農作業を終えて、祭りを楽しむという時間感覚も崩れてしまつている。すなわち、祭礼空間が西地区に閉じているだけでなく、心理的距離が離れていつているという意味で、布鎌全域の祭りから、部分的な祭りへと縮小しているように感じられたのである。

災害研究の理論モデルとして、災害ユートピア論がある。災害時には、誰もが結束し、個々の利害を超えて特別な共同体が立ち上がる。そこに参加する人びとは、普段は感じられないような、自己の存在意義や満足感を得ることとなり、あたかもユートピアにいるように感じられる。災害ユートピアは持続することはないけれども、ソルニットは、災害時に見られるこのような団結・結束こそが社会的動物である人間の本質であると述べている（R.ソルニット 2010）。

災害に対処するということを考えたとき、たしかに起きてしまったことに対しては、災害ユートピアに基づく結束は大変重要な意味をもつ。けれども、水防にあたること、すなわち、水害を起さないようにすることに対しては、こうした結束は期待できない。昭和 22 年（1947）の洪水のときである。利根川の水位がどんどんと上昇していた最中、他所の消防団が応援に駆け付けた。ところが、利根川の濁流を目にしたところ、恐れおののいて一晩のうちにみな姿を消してしまっただった。つまり、水害に対処するためには、詰まるどころ布鎌地域として団結するほかないのである。

しかも、布鎌地域においては、布鎌地域としての団結が揺らがざるを得ない事情をかかえていた。内水と外水との対応が分かれていたからである。第三章でも述べてきたように、水防にあたる生活組織にもさまざまな水準のものがある。最も身近な組織としてむらがあり、つぎにむら連合組織である耕地整理組合・土地改良区があり、そしてさらに布鎌地域全体でも水防にあたっていた。そこで暮らす人にとっては、より身近で、より利害関係の近い、小さなコミュニティに凝集せざるを得ない。だから、布鎌地域全体としての共同性は、危さをはらんだものであった。

このような危うさを乗り越えようと、人びとは水の神を利用してきた。そのことによって、布鎌という地域の共同性を創出しようとしていた。布鎌地域の人びとは、水の神を担ぎ出すことによって布鎌地域としての共同性を創出してきた。すなわち、緊急的な結束を期待するだけでなく、慣習的な対応として、何度も何度も共同性を確認してきたのである。

「布鎌地域みんな」という枠組みを維持する必要が生じたときには、水の神が担ぎ出された（写真 4-5）。そのようにして、共同性を創出しながら、この危うさを何とか乗り越えようとしてきた。このように水の神さえも使いこなしながら、暮らしを成り立たせてきたといえよう。

布鎌地域としての結束が安心をつくってきたと



写真 4-5 : 約 30 年ぶりの全村巡回 (2010 年)

いう事実をふまえたとき、今まさに地域全域の巡行を行なおうとする意図が明らかになる。直接的に災害対応のためではないにせよ、布鎌地域としての結束を確認する唯一の機会である祭礼を「西地区の祭り」にはしておけないからなのである。

5. 結論：水の神でなければならない理由

川の中に暮らしてきた布鎌地域の人びとは、災害に対してさまざまな工夫を重ねてきた。洪水を新たな技術で克服しようともしてきたし、それぞれできる範囲の工夫を重ねつつ、大水からもうまく恩恵を得ようとさえしてきた。本章では、そのようなさまざまな工夫の中で、水の神の信仰がどのような役割を担ってきたのかを明らかにした。

惣社水神社の祭礼は、地域全体を守る堤防の合流点に水神を遷すことが中心となっている。ここに明確にあらわれているように、人びとは水の神を祀ることによって、洪水を除けようとしてきたといえる。この水神は、地域社会に洪水の危機が訪れると堤防を見回り決壊を防ぎ、あるいはまた対岸の堤防を切り崩すという伝承をもっている。実際に洪水を防ぐことができるかどうかは別として、人びとは祭礼を通じて安心を得てきたのである。

布鎌地域で水神祭祀が大きな意味を持ち続けたより根本的な理由は、地域社会相互の間に潜在的な対立関係が存在し続けたからである。布鎌地域では、第三章で検討してきたように、地域社会相互のあいだで水害の痛み分けともいえる「水害の分配」を行なってきた。人びとは内水が起こるたびに、身近なコミュニティに凝集して水防にあたらざるをえなかった。そのため布鎌地域は外水に対しては共同性をもつものの、内水に対しては対立をはらまざるを得なかったのである。存在論的平準化の論理によって、零れ落ちていく者（＝低地の人びと）を救い上げ地域間の納得を作ってきたとはいえ、地域間にわだかまりを残さないのは不可能であった。こうした矛盾のなかで、人びとは水の神を担ぎ出すことによって、地域間の潜在的なわだかまりをなだめすかしながら、何度も何度も布鎌地域としての共同性を確認してきたのである。

災害に対処するために重要でありつづけたのは、コミュニティとしての結束であった。けれども日常的な付き合いの範囲を超える布鎌地域としての結束は、容易には担保されるものではなかった。共同性を発揮するため工夫として、水神さまは人びとの生活においてなくてはならない存在であったのである。災害と困り果てながらも付き合っていくためにどうしても必要なものなのであった。

この意味において、布鎌の人びとにとって水神さまは、災害と困り果てながらも付き合っていくためにどうしても必要なものであった。私たちは、災害が起きるたびに、防災や復興という名で災害を克服していくことについて、あまりにも多くを語っている。もちろん布鎌地域の人びともまた、洪水を克服しようとしてきた。けれども、それだけでは十全ではなかった。人びとが何度も確認してきたのは、共同性を創出していくことである。こうした災害に困り果てながら付き合っていく工夫という対処法をこそ理解していく必要が

あろう。

最後に〈工夫〉と〈技術〉の関係について述べておきたい。両者の関係は、つぎのように考えておいたらよいと考える。それは〈工夫〉というものがより包括的な概念であり、〈技術〉はその一部である。近代社会においては、〈技術〉を徹底的に発達させていくことで災害対策をしてきたといえる。その一方で、〈工夫〉は、見過ごされてきたといえるのではないだろうか⁴。

注

¹ ここでの香月洋一郎の指摘は、日本民俗学の人間理解と関係している筆者は考えている。すでに様々な指摘があるように、日本民俗学は、学問としての伝統を国学から受け継いでいる（たとえば福田アジオ 2009）。では“近代国学”としての日本民俗学は、“近世国学”から何を受け継いだのであろうか。この問いに対して、思想史家・石川久彌子は人間像だと答えている。

それを実証するために石川は、国学者・本居宣長の歌論を分析する。そこから見出されたのは、人間の〈弱さ〉であったという。「宣長が見出した人間の本性は、『めゝし（女々し）』である。しかも、『めゝし』い本性を取り繕い隠す態度を『をゝし（雄々し）』として、手厳しい評価を下す。心に思うありのままを詠む『めゝし』さこそが、詩歌の本質なのである。そして、人間本性を『めゝし』さ、すなわち〈弱さ〉に見出し、『弱さを内包した弱い自己』をそのまま肯定することを説く。〈弱さ〉とは豊かな感受性の発露であり、他者との関係性における自己の心の移り変わり、すなわち自己の非同一性、不安定さ、もろさの現れでもある。しかも、歌を通じて〈弱さ〉を表現することは、他者の〈弱さ〉の現出を受けとめ肯定することにはほかならない」（石川久彌子 2009:15）。

ところが、近代化のなかにあっては、このような人間の弱さは徹底的に非難の対象となった。すなわち、理性的な〈強い〉人間こそが賞揚されていたのである。とりわけ、戦時下ではその色彩は強烈であった。しかしながら、「柳田、保田、折口の三者は、〈弱さ〉が徹底的に否定された戦時下にあって、〈弱さ〉を人間観の根底に据えて擁護し、〈弱さ〉を内包した個人が共同するあり方を模索し続けたのである」（石川久彌子 2009:222）。

つまり石川の指摘から見えてくるのは、民俗学者たちの人間理解は、理性的な人間や、自立した人間ではなく、不安定さやもろさを含んだものであることである。しかも、彼らは、それを人間の本質と理解していたからこそ、戦時下においてさえ肯定したのである。

災害への対応を考える際に、これまでの研究が前提とする人間像が、災害を克服していく人間像であったことが指摘されている（岸本誠司 2003）。こうした視点からすると、現場で災害に苦しんできた人びとの悩みや戸惑いは考察の対象から外されてしまうことになる。しかしながら、民俗学は災害に苦しんできた人びとの生活の立場から考えるからこそ、〈弱さ〉を肯定的に、より明確に言えば当然のこととしてとらえ、困り果てながらの災害との付き合いを記述していくことになるといえよう。

² 2010年の秋季祭礼以降、神輿の全村巡回が毎年行われるようになってきている。というのも2011年の東日本大震災で社殿が大きな被害を受けたため、地域一体となって神社の再建をはかる必要がでてきたためである。遠方の地区を含めて再建にあたるため、巡回を行ない、「水神様にもひと働きしてもらっている」こととなっている。

³ 請方芳沢家文書 274「新堤築立一件ニ付済口証文」。これによると、これまでほとんどの争論において、論外の村方であった西新田と南新田との間で争論が展開されている。通時的に見ると、ロンショミチでの水防慣行が文化2年（1802）にほぼ固まったことが影響し、

これまでとは異なった位置で争論が発生していたものと考えられる。詳しくは、第三章表 3-3 参照のこと。

4 この点については、思想史家藤原保信（1991）の機械論的自然観と有機体的自然観との対比に学んだ。

第五章：むらの領土保全と災害文化

第五章：むらの領土保全と災害文化

1. 無理のない災害対応とは

本章では、これまでみてきたような発災期の対応のあり方ではなく、予防期の災害対応を検討する。行政主導の河川改修がつぎつぎと行なわれていくなかでも、地域社会独自の災害対応をすすめているむら（村落社会）をとりあげていく。防災対策は、すぐ後で述べるように地域生活になじまない側面をもっている。にもかかわらず、本章の事例地である福木地区ではむら独自の災害対応が行なわれつづけている。

そこで本章の目的は、何ゆえに人びとは無理なく独自の災害対策をすすめることができるのか、その理由を明らかにすることである。

1. 1. 防災政策と地域社会

1990年代以降、大規模災害が頻発している。こうした社会状況のなかで、「度重なる（継起する）災害とどのように共生していくかが問われるようになって」（浦野正樹 2010b:9）いる。そこで注目を集めることとなったのが、地域コミュニティである。防災に関して、「地域コミュニティが果たしうるソフト面での役割にこれまでになく期待が寄せられ」（室井研二 2011:1）ている。つまり、防災政策が、構造物によるハード対策から、ソフト対策を含みこんだものへ見直されるなかで、その担い手として地域コミュニティが期待されているのである¹。

このような社会的・政策的背景の変化とあわせて、地域社会の防災への関心や、防災意識を高めるさまざまな方法が模索されている。防災教育（今村文彦 2011）、リスク・コミュニケーション（矢守克也ら 2005）、「災害に対する〈想像力の拡張〉」（浦野正樹 2005:334）などが、それである。

しかしながら、地域社会の人びとのためを思ったこのような模索が、思うようには進まないこともまた事実である。それは、「安全のために日々の生活手段を犠牲にするならば、その安全策は長続きしない」（加藤尚武 2011:17）が、現実には、生活を犠牲にする事例は少なくない。科学知にもとづいたハード面での防災対策が、極端な場合にはコミュニティの存続を脅かすなど、生活を否定しかねないものであるからである。

他方、ソフト面にしても、たんに防災への地域社会の関心を強めようとするだけでは、正常性バイアスの議論（広瀬弘忠 2004）が明らかにしてきたように、かえって災害対応を鈍らせてしまう危険さえある。正常性バイアスとは、大きな危険に対する警告を無視したり、過小評価したりしてしまう人の特性のことである。リスクを強調するだけでは、防災に結びつかないのである。「防災計画の専門家が、狼少年のように恐ろしさを『専門家』として説くだけでは、人々の心は動きにくい」（森栗茂一 2011:49-50）といえる。

このようにみれば、科学知にもとづいた対策では、ハード・ソフトの両面において、地域コミュニティの防災にとって十分でないことがわかる。ではどうすれば、当の地域社会の人びとにとって無理なく災害対応をすすめられるであろうか。

ここで注目されるのが災害文化である。災害文化とは、一般的には、つぎのように説明される。「災害常襲地のコミュニティに見出される文化的な防衛策」であり、「コミュニティ住民の間に共有されている価値、規範、信念、知識、技術（工夫）、伝承などといった諸要素から構成され」（林春男 1988:246）る概念である。つまり、災害文化は、コミュニティの「生活の知恵」（林春男・田中重好 1989:147）の総称であるといえる。

この災害文化について、東北地方の津波災害文化を研究してきた五十嵐之雄は、心理的負担の観点から興味深い指摘をしている。五十嵐は津波の映像のような「強い脅威」では行動には結び付きにくいと指摘する。それに対し、災害経験にもとづく災害文化は「弱いおどし」であり、かつ人びとにとって身近で具体的なものであるから、有効であると指摘している（五十嵐之雄 1991:46）。したがって、無理のない災害対応を考えるうえで、人びとの災害経験や、それをもとに形作られた災害文化を検討する必要がある²。

では災害常習地の人びとが育んできた災害文化をどのような視角から検討していけばよいのだろうか。災害文化研究と村落研究とを瞥見し、分析視角を示していこう。

1. 2. 災害文化を繰り出す仕組みとしての領土保全

災害文化概念は、アメリカのコミュニティ研究から生まれている。コミュニティの被災時の“反応”が、災害経験によって異なることに注目が集まり、そこから概念化が図られたのである。たとえば災害経験を有するコミュニティでは災害時においても無秩序に陥らずにその場限りの規範が形成されることや、利他的行動よりも愛他的行動が導かれることが実証されてきた（たとえば、安倍北夫 1986; 関谷直也 2007; 野田隆 1997; 山本康正 1981 など）。

このように災害文化研究は、発災時に焦点化し、災害に対するコミュニティの“反応”を対象として考察を加えてきた。そうすることによって、災害に対する災害経験の有用性と災害文化の存在を実証してきたのである。

ところが発災時に焦点化しすぎるあまり、つぎのような批判を受けることとなった。それはすなわち、災害経験の有効性をみとめながらも、ではどうすれば災害経験と防災行動とが結びつくのかを説明できなくなってしまう（木村周平 2005:405）というものである。なるほど木村の指摘からわかるように、災害文化研究は、その有効性をまずは実証することに迫られたため、発災時だけに対象を絞り込んでしまい、その結果、災害文化が形成されていく仕組みへの関心が弱かったといえる。

すなわち災害文化研究は、コミュニティの災害への“日常的な対応”を分析する視角が弱かったといえよう。災害文化の有効性が確認されてきたいま、つぎに必要とされるのは、

いかにして災害文化を形成していくのかというコミュニティの“日常的な対応”を分析していく枠組みである。

ところで日本においては、災害文化という用語が登場する以前から、コミュニティの災害対応に注目が集まっていた³。とりわけ、むらが災害対応に重要な意味を持つことが指摘されてきた⁴。そこで災害文化の内実を分析するために、村落研究の蓄積から、災害への“日常的な対応”を分析していく枠組みを考えていくことにしたい。

ここで参考になるのは、むらの環境管理が領土保全を通じて行なわれてきたと述べた嘉田由紀子（1991）の指摘である。ここでいう領土保全とは、川本彰（1990）の提出した概念であり、むらの運営にかかわる三つの保全機能（人間保全・領土保全・作物保全）のうち、土地基盤の保全を意味している（川本彰 1990:109）。土地基盤の保全は、むら人にとっては、生産だけでなく、生活における土地の保全も意味していたから、人びとはこれを共同労働によって担ってきた。それゆえ領土保全は、「ムラ最大の機能であった」（川本彰 1983:20）。

この指摘にもとづきながら、嘉田はむらの環境管理と領土保全のかかわりについて、2つの管理があることを明らかにする。まず川本の領土保全を環境管理にひきつけて、「保全的管理」（嘉田由紀子 1991:107）と名付けている。「保全的管理」は、伝統的なむらの生活環境保全機能を指しており、井堰の修理や水路補修、堤防の草刈りにくわえて、決壊した堤防の修理などを含んでいる。

そして注目すべきは、こうした古くからの領土保全に加えて、嘉田は、むらの新たな領土保全として「投資的管理」（嘉田由紀子 1991:106）があることを指摘していることである。「投資的管理」は、現代的なむらの事業による生活環境保全機能のことであり、ほ場整備や観光施設の誘致などを指している。つまり近代化を含めた新しい領土保全であり、「自らが利用可能な村落の資源を将来の生存基盤の確保のために発展的に利用しようという動機によって行われる行動」（嘉田由紀子 1991:106）である。川本が指摘したむらの保全機能が現代にも形を変えつつ息づいていることを指摘しているといえる。

このように嘉田の指摘は、むら環境管理を領土保全から説明したものである。むら人にとって、環境を利用するということは、当然ながら環境の負の側面と付き合っていくことをも意味していた⁵。そのため嘉田が環境管理として挙げたものには、災害対応が多く含まれていることに気づかれよう。

したがって嘉田の指摘を災害対応に絞れば、つぎのようにまとめられよう。すなわち、むらは「保全的管理」や「投資的管理」を含めた領土保全によって、災害に対応してきた。かつては、水路や堤防の維持管理などの「保全的管理」によって、災害対応が行なわれてきた。けれども近代化の過程を経るなかで、ほ場整備などの「投資的管理」とあわせて、災害対応がすすめられていくようになってきた。こうした対応の蓄積が「コミュニティに見出される文化的な防衛策」（林春男 1988:246）としての、災害文化なのである。すなわち、むらの領土保全は、災害経験をもとにそれを災害文化として活用する場面であった。

これらの指摘をふまえて、本章では、地域コミュニティの災害文化をそれが繰り返される仕組みとしての 2 つの領土保全に注目して検討していく。第二節では、本論の対象とする福木地区において、これまでどのような災害対応が行なわれてきたのかをみていき、そのなかに、むらの「保全的管理」を位置づけていく。そのうえで、現在の災害文化を考えるうえで重要な意味をもつと考える「投資的管理」による対応のありかたを第三・四節で検討する。さまざまな生活条件に対応するかたちで「投資的管理」への更新がなされていく。その際には、福木地区が二つの暴れ川に挟まれていたことに注目し、第三節では小貝川に対する対応を、第四節では利根川に対する対応を事例として、「投資的管理」の検討をすすめていくことにしよう。

2. 歴史的に行なわれてきた生活実践と「保全的管理」

2. 1. 福木地区の歴史的・地理的概要

茨城県北相馬郡利根町福木地区は、もともと稲作を中心とした農村であった。2011 年 9 月時点⁶で、54 戸（69 世帯）、213 人の人びとが暮らしを営んでいる。かつては、水田稲作と、島畑を利用した果樹栽培によって農業経営が成り立っていた。現在は水田稲作に特化している。

福木地区の周辺には、利根川・小貝川・新利根川の 3 つの川が存在している。むらは利根川下流にあり河口まで約 70km の地点に位置する。ここは利根川の流路を固定するため川幅が急激に狭くなる布川・布佐の狭窄部であり、かつ、利根川と小貝川の合流点でもあるから、水防の難所であった。

近世の新田開発による福木村成立の経緯からは、低湿地を開発する困難さがうかがえる。福木地区を含めた一帯は、箕輪新田として寛永 8 年（1631）に成立している。ところが箕輪新田は、開発に際して領主から借用した種貸米の返済も滞る状態であったので、3 カ村に再編されることとなった。すなわち箕輪新田が廃され、寛永 10 年（1633）に福木村・中谷村・立崎村が成立することとなった。この福木村が、現在の福木地区の原点である。

そのため、むらの歴史を振り返るとき、ミズ（洪水）を除いて語ることはできない。むらに伝わることわざに、「辰巳の吹っ掛けニマテの用意」がある。ニマテとは荷まとめ、すなわち荷物の片づけを指す。東南（辰巳）の方角から強く暖かい風、イナサが吹き付けてくると、日光の山なみに雨雲がかかる。この風は大雨を降らせるから、いつ決壊をしてもかまわないように、大切な荷物は二階や高いところに揚げておくようにとの意味合いである。

福木地区は、洪水常習地であったうえに、たいへん小さなむらであった。福木村の村高は、成立当初から 40 石余であったのである。この小さなむらには幕末には約 40 戸の家々が建ち並んでいた。この数は戦前・戦中にも大きく変わることはなかった。40 石の村高に

40軒であるから、一つひとつの家の経営規模は極めて小さなものにならざるをえない。水害に苦しんだ小さなむらであったにもかかわらず、古い家筋につらなる47戸が現在へと脈々続いている事実は、このむらの人びとがいかにうまく洪水に対処してきたかをあらわしているといえるのではないだろうか。

人びとはどのように洪水に備えてきたのだろうか。

2. 2. 屋敷地における災害対策と住み慣れた基準

洪水に対応するときには、どこに、どのように住むのか、住まい方そのものが被害の大小に大きな意味をもってきた。だから屋敷地には、人びとの災害対策が明確な形であらわれている。そこでまずは、それぞれの家々の工夫をみていくことから始めていきたい。

この地域に住むためにどのような対処をすべきか、それは新たに分家を創出する過程にみてとることができる。分家によって、新たに居宅を設ける際には、これまで田畑であったところに住む場合も少なくなかった。そのような場合には、ジギョウ（地形）といって盛り土をしたうえで住むようにしていた。盛り土には「畑仕事のひと鍬」といわれるように、畑仕事の際に畑から少しの土を持ち帰るか、他所から譲ってもらい利用する。こうして、田んぼが冠水する程度の洪水で、母屋が浸水することのないようにしてきたのである。

屋敷地をあらかじめかさ上げしておくことは、ごく基本的な対策なのであり、例外なく行なわれてきた。内水氾濫（降雨の排水不良）や小規模な洪水であれば、かさ上げで十分に対応できる。しかしながら、大きな洪水が起きると、それでは太刀打ちできない。

だから大きな洪水に対しては、ミヅカ（水塚）を設けてきた。水塚は、1.5m～3mほどの洪水時の避難場所としてつくられた構築物である。こちらは誰でもが持っているわけではなく、むらの本家筋や古くから住んでいる家々が築いてきた。たとえば、勝右衛門家（後掲の図5-2では3の位置にあたる）には、2基の水塚がある（図5-1）。母屋に向かって右手の水塚には、新築されたミズヤ（水屋）が建てられている。ここには米と味噌などの調味料が保存されている。

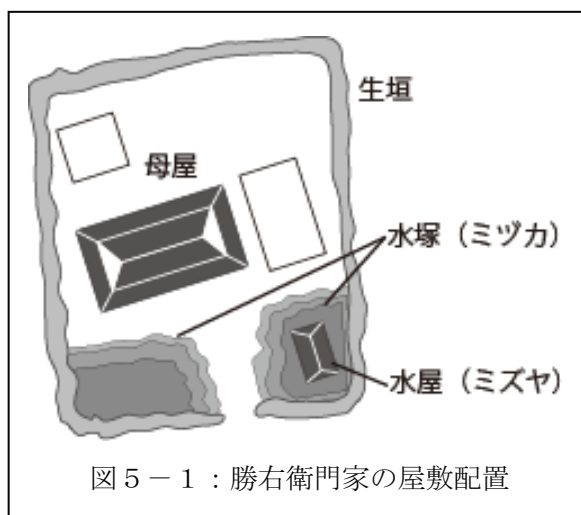


図5-1：勝右衛門家の屋敷配置

水塚はどのように利用されてきたのだろうか。まず、水塚は、家財道具の避難場所となった。着物や膳碗といったハレの道具は洪水に備えて、もとより水塚に仕舞われていた。だから、嫁入り道具が、生涯にわたって水塚にあげられたままということも珍しくなかった。いざというときにはニマテをして畳や種もみも運び込む。とくに種もみは、翌年の作付けとかかわるから大切に扱われた⁷。

水塚は、また家族の避難場所ともなる。水塚をもたない家の人びとは、隣家の水塚に避難していた。日中は子どもや年寄りが避難をさせてもらい、若い人は日中は復旧作業にあたって、夜には寝泊りをする場所を借りていた。水塚をもたない新宅筋からすれば、ある家が水塚を築く際に共同労働を手伝っておくと、より気兼ねなく利用できたという。

洪水が起きると浸水した母屋が乾いてくるまで、しばらくは水塚での共同生活を続けることになる。だから、長期の湛水に備えて、食べ物に困らない工夫もしていた。米を保存しておくだけではなく、少しでも豊かな食事にする配慮があった。いざというときに移動が難しい漬物は、水塚でつくるようにしていた。また、水塚にフキを植えておくのも非常時の食事に彩りをそえるためであり、現在でもフキに覆われている水塚をみることができる。

さらに水塚の重要な役割は、洪水の予測できることにある。母屋や納屋を作り替えるときには、過去の洪水の高さの“あて”として水塚を利用してきた。「これくらい」にしておけば、水没することはない目安として、水塚を用いてきたのである。だから、水塚をもたない家が新築する際には、隣家の水塚の高さを測らせてもらうこともあった。こうして、自身の屋敷地内において過去の洪水がどれほどのものであったのかを知り、将来の洪水を予測・予見できるものにしてきた。

したがって、水塚は、避難場所としての機能と、自家の洪水の水位標（＝洪水標）としての機能とを含めて洪水対策に大きな効力をもってきたのである。水塚に典型的に表れているように、各々の家には洪水の具体的な指標がある。たとえば、「土間で魚が泳げるくらいミズがのる」とか、またある家では「風呂が浸かって使えなくなるくらい」というようなものがそれに当たる。このように災害経験をもとにした家ごとの洪水対策の基準を住み慣れた基準と呼ぶことにする。この基準の存在が、洪水の被害を予想するうえで重要な意味をもってきたのである。

ここまで述べてきた対応は、あくまでそれぞれの家ごとの対処方法でしかない。けれども福木地区の景観をみると、このような個別の働きかけは全体としても意味をもっていることがわかる。そこにはとくに利根川洪水の影響が強くみられるのであるが、つぎに福木地区の景観に視野を広げて、伝統的なむらの「保全的管理」をみていくことにしよう。

2. 3. 利根川洪水とむらの空間秩序としての住み着き方

民俗学者の香月洋一郎は、村落景観をつくるさまざまな要素の維持管理と地域の自治とが密接にかかわることを指摘し、村落景観には「集団としての意志」（香月洋一郎2000(1983):12）が表れていると述べている。村落景観には、洪水に対応する際のむらの考え方もふくまれる。まずは景観から、この地域が洪水とどのように折り合おうとしてきたのか、その一端を示すこととしたい。

ここではとくに道に注目していきたい。なぜなら、普段の生活道路がいざというときに

は堤防の役目をはたしてきたからである。実際に福木地区の年輩の方には、道を堤や土手と呼ぶ人があることからこの事実がうかがえる。

福木地区は、東西方向にのびる 2 つの大きな道を中心として集落が展開する (図 5-2)。この大きな道は、土手 (土井堤) と伏見屋土手 (伏見屋堤) と呼ばれている。これらの道は、利根川の堤防が決壊したときには、堤防となって被害を弱めてきた。各家とも道の北側に屋敷を構えている。すなわち、どの家々も非常時にはこの道を堤防として使うことを意識しながら、屋敷地を選んできたのである。水害対策だけを目的にしているのではないが、屋敷地には生け垣がめぐらされている。道に付属するように、一直線に屋敷林が並んでいる姿は、そこが堤防でもあることを強く印象付ける。

じつは先にあげた水塚にも、洪水を意識して集落を作ってきたことが表れている。福木地区の水塚はほとんどの場合、南側に建てられてきた。ところが先行研究の教えるところによると、水塚は一般的には母屋の北西側に建てられるものであるという⁸。その理由は、日当たりを遮るようには建てないこと、また鬼門・裏鬼門を避けることであったため、自ずと北西側におかれることが多くなっていく。福木地区の人びとがわざわざ日常生活に支障のある南側の水塚を維持してきた。それは利根川の決壊に備えるためである。洪水時にあふれ出た水の衝撃をおさえ、かつ洪水が母屋に直接にあたらないようにと、南側へと水塚を築いてきたのである (前掲図 5-1 参照)。

すると自然に利根川が決壊した時に第二の堤防となる土井堤と、第三の堤防になる伏見屋堤に家々が集住することになる。むらの近隣関係もまた、土手ごとに作られてきたのであった。福木地区の村組は、沖坪 (土手福木と五軒家) と宿坪 (宿福木) の 2 つに分かれている。

ただ図 5-2 にみるように、明らかに 2 つの堤防である大きな道から離れたところにも家並みが展開している。それぞれの道の北側にあたる場所である。この離れた場所には、むらを拓いた人びとが、自然堤防を選んで住み始めたのではないかとされている。土井

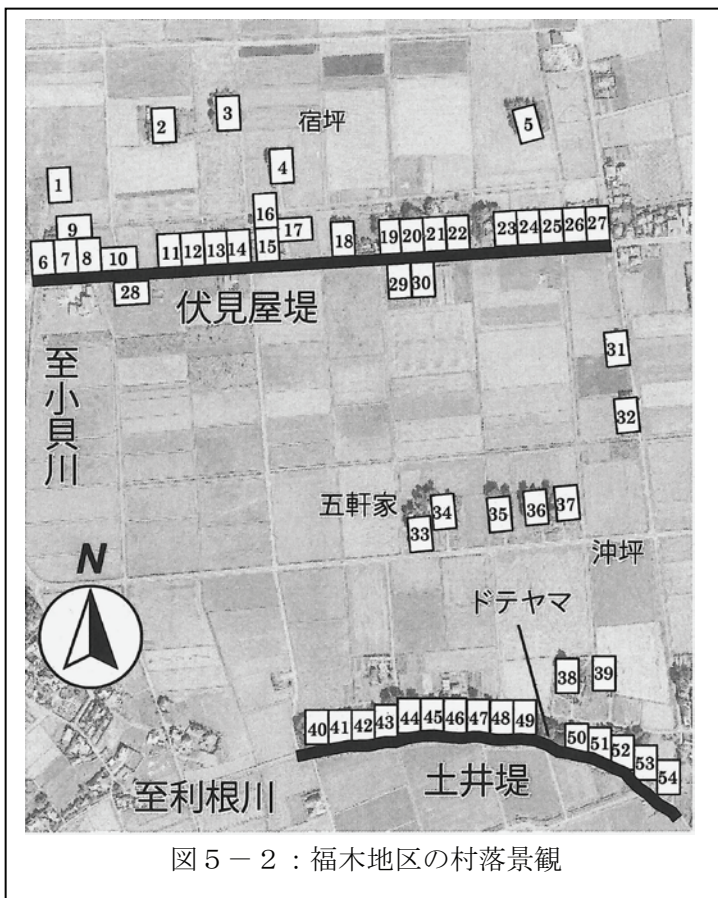


図 5-2 : 福木地区の村落景観

堤も伏見屋堤も、堤に人物の名前が冠されていることからわかる⁹ように、のちに人工的に作られたものである。そのため、堤防の整備・強化以前に集落に住み始めた人びとは、むらのなかの自然堤防を選んで住んできたのではないかという。その名残で五軒家など、大きな道から少し離れたところに住むことになったといわれている。

いずれにせよこれらの事実からわかるのは、どの家々も洪水を十分に意識したうえで住んできたことである。「川の方が先住民だから、いつかは川に還すときがくる」と表現した人がいたが、冠水する可能性を含みこんだ村落景観がつくられているといえよう。とりわけ福木地区の人びとは利根川の決壊を強く意識してきた。そして、利根川の決壊という致命的な被害になりかねない洪水に対しては、こうした住み着き方によって対処してきたのである。

そしてこれらの堤防となる道は、共同で管理されてきたことに注意したい。道普請という「保全的管理」によって、災害対応がなされてきたのである。河川法によって、利根川の堤防を直接的に管理することがなくなっても、利根川洪水に対応するためのむらのなかの道を堤防として共同で維持してきたのである。

このように福木地区には、さまざまな伝統的な災害対応の仕組みがあった。とくに注目されるのが、住み慣れた基準と名付けた洪水を予想する基準と、洪水を意識したむらの空間秩序があることである。このうち、利根川洪水を意識したむらの空間秩序は集落内を東西に結ぶ大きな2本の道に象徴的にあらわれていた。これを「保全的管理」によって共同で維持してきたのであった。

ではつぎに「投資的管理」へと論を進めていきたい。伝統的な「保全的管理」で担われていたむらの災害対応が、近年のむらの判断にどのように活かされ、「投資的管理」として更新されていくのだろうか。

3. ほ場整備事業にみる洪水との折り合い方

前節でむらにとって堤防の役割を果たす道の管理を共同で行なってきたことを見てきたが、それと同様に伝統的な「保全的管理」として大きな意味をもったのは水路管理である。第三章で検討したように、低湿地帯では、用水路が排水路としての機能をもはたしてきた。そのため、水路管理が災害対応に決定的な意味をもつことになる。「投資的管理」のはじめとして、水路をめぐるむらの動きに注目していくことにしよう。

3. 1. 小貝川洪水の特徴と福木地区

この地域の洪水の特徴は、利根川の決壊よりも、頻発する小貝川の氾濫にあった。小貝川は、ときに上流へと向かって逆流を始める。この特異な現象は、利根川の増水によって引き起こされる。大雨で利根川が増水すると、利根川の水が「小貝川を押し上げていっ

てしまう」。その結果、逆流を許した小貝川はたちどころに行き場を失い決壊を繰り返してきた。

けれども福木地区の人びとは、小貝川洪水に対しては相対的に寛容な態度をとってきたといえる。さきほど見てきたむらの空間秩序である住み着き方が利根川洪水を意識したものであったが、そこに小貝川洪水への対応としての意味は与えられていなかったことから、小貝川洪水への寛容さがうかがわれよう。福木地区では、しばしば「ミズが通る分にはかまわない」ということ聞かれたが、それはとくに小貝川洪水とのかかわり方を表明するときにいわれていた。こうした洪水への態度は、現在にも引き継がれているようである。それが明確な形で現れたのは、水路の管理と密接にかかわるほ場整備事業であった。

3. 2. 「投資的管理」としてのほ場整備事業

ここでとりあげるのは、平成 17 年（2005）に完了した県営ほ場整備事業である。このほ場整備は、豊田新利根土地改良区内の利根地区を対象とする。利根地区には、福木地区のほかに、周辺の布川・中田切・立木・羽中・中谷・立崎の各地区が含まれる。このほ場整備事業は、昭和 22 年（1947）に行なわれた区画整理以来、約 60 年ぶりの大きな土地改良事業であった。受益面積は、279ha に及んでいる。

ほ場整備事業は農業の効率化をコンセプトとしており、事業の結果として均一な空間を出現させることとなる。福木地区の場合も例外にもれず、ほ場整備事業を通じて、均質な田畑の景色が広がることとなった。しかし均質にみえる空間にも、人びとの考えが反映されている。すなわち洪水とは無縁にみえるほ場整備事業は、「投資的管理」としての意味をもっていたのである。

ただし、ほ場整備事業がすすめられるころには、生活の利便性を向上させることと、災害文化を維持することとにズレが生じるようになっていた。というのも、ほ場整備事業の目指す効率的な農作業の場としてのほ場と、洪水への対応としてのむらの空間秩序は、必ずしも一致するものではなかったからである。そのような農作業の効率化と災害文化との対立の事例としてつぎの 2 つをあげることができる。

ひとつめは、土地の小さな高低差を活かすことである。洪水で浸水するといっても、一様に冠水するのではなく、ところどころ土地の高低によって稲穂が顔を出す場所がある。稲穂に水がついてしまうと臭気で食物にはならない。けれども、稲穂が顔を出していれば、浸水しても収穫することができ。そのため人びとは、田んぼにミズがのると、つぎは穂にミズがつくか否かに心を配ってきた。また穂が出ていたときにミズイネカリをする場所は、家ごとにおおよそ決まっていた。すなわち、あらかじめ土地の高低の見極めておくことが、被害を減らすために重要な意味を持っていたのだった。

もうひとつは、マエノタである。耕地のなかでも、とくに大切な意味を持っていたのは、屋敷地の前に広がる小さな田、マエノタであった。マエノタは内水氾濫程度では浸からな

いように、過去の内水の高さをもとに高いクロで囲んでいたという。収量は5~6俵程度で、大した収量ではなかった。けれどもこの小さな田の恩恵によって、洪水の年をやり過ごすことができたのである。内水氾濫による水害であっても、稲の収穫が皆無になることがあった。とくに夏の土用に洪水が起きると大きな被害となったからである。この時期の水害はドヨウミズ（土用水）といって、稲が煮えてしまうので大変な脅威であった。だからこそ、内水では浸からない田の存在は大きな意味をもってきたのである。

土地の高低差も、マエノタも農作業の効率化から見れば好ましくないものであった。高低差が少ないほうが、機械化には便利である。また用水の確保が難しい小さな田も同様に、機械化にはなじまないものであった。それゆえにどちらもほ場整備事業を通じてなくなってしまった。

しかしながら、マエノタのように消滅するものがある一方で、計画を変更してでも活かされるものもある。悪水堀（排水路）である。当初計画の図面ではこれまでの悪水堀は活用されない予定であった。けれども地元の人びとの要望によって、新たな幹線排水路として悪水堀は使われることになった。このときつぎのような論理で、計画の変更をもとめている。「昔の人は水に教わって排水路を掘ったんだけど、今の方は自分の都合で排水路掘るのか」と。

悪水堀を活かそうとする人びとの論理には、土地の特性にとらわれない人工的な排水路ではなく、自然を活かすことが優先されていることがわかる。水が自然に流れていくところ、すなわち、水路のわずかな高低差を活かすことは、維持管理の面からも恩恵が大きい。それに加えて、洪水時に少しでも通水をよくすることが意識されての判断であった。

3. 3. 小貝川洪水との折り合い方

そしてもう一つ注目すべきものがある。それは排水機場の設置が、地元の人びとの要望で行なわれたことである。表向きは、稲作も畑作も可能な汎用耕地化を目指しての排水機場の設置であった。けれども、昭和56年（1981）の小貝川洪水を抜きに排水機場の設置を語ることはできない。すなわち、排水機場が必要とされた背景には、小貝川洪水があったのである。まずはこれまでの小貝川洪水へのかかわりを見てみよう。

むらの空間秩序でみてきたように、福木地区の場合、利根川洪水への対応とは異なって、小貝川洪水に対しては無防備な集落形成となっていた。無防備な集落形成で構わなかった理由は、①文間台地の存在と②新利根川の存在があるためである。

文間台地の存在は、小貝川洪水が利根川洪水と決定的に異なるものにしてている。台地によって遮られ、小貝川洪水は直接的にぶつかることはないからである。そのため、利根川洪水のように、東西方向の川と並行する道（＝堤防）を使って、洪水を遮る必要がなかったといえる。福木地区の人びとは、小貝川洪水はコミアゲミズ（図5-3）と呼んでいる。段々とこみ上げてくる時間に余裕のある洪水なのであった。コミアゲミズはまた、「笠貫沼

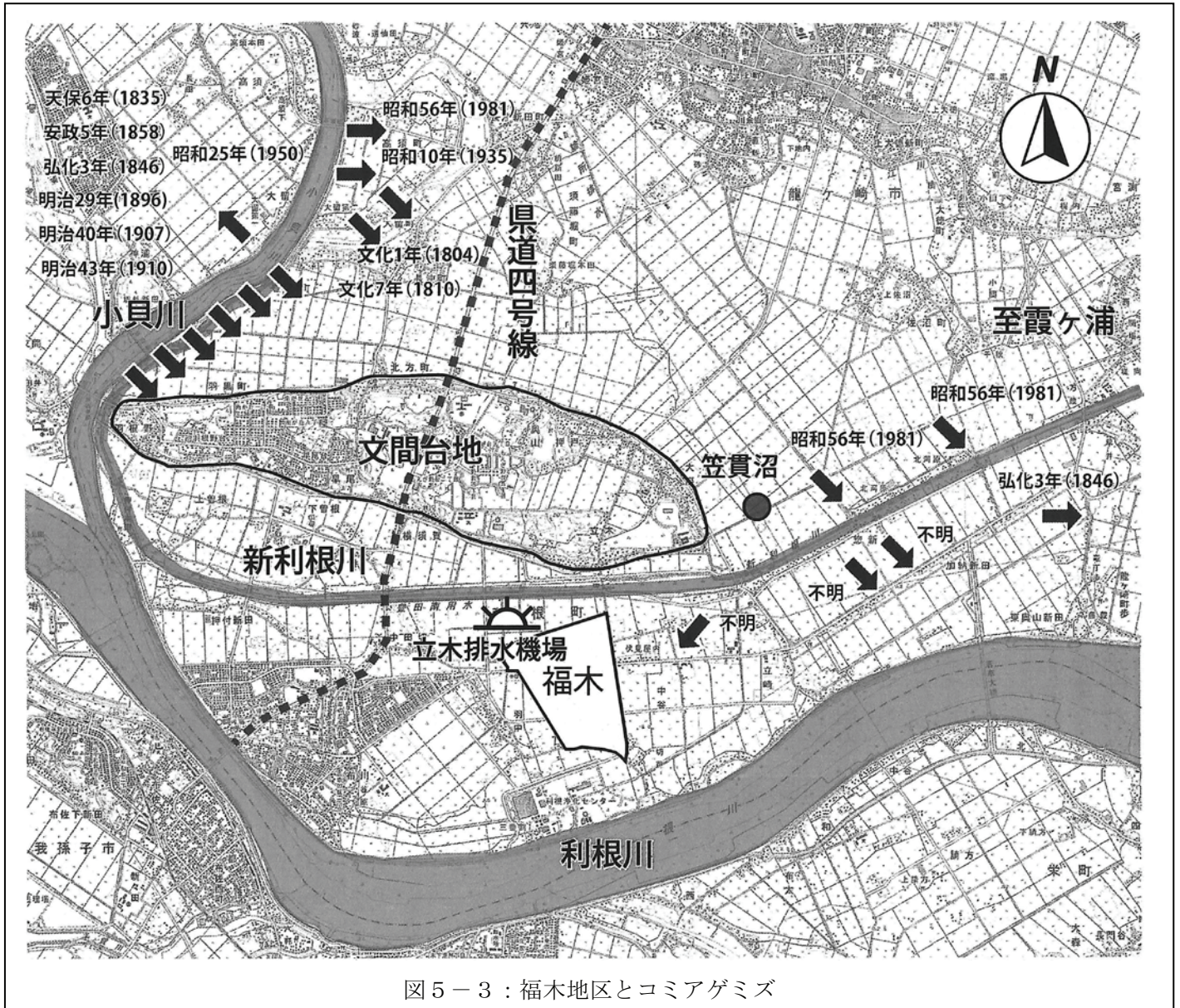


図5-3：福木地区とコミアゲミズ

を通過してくる」といわれている。笠貫沼は周辺に比べて一段と土地が低い。かつてダイダラボウという大男が笠を脱いだところ、笠の重さで沈んでいき沼（＝笠脱ぎ沼）になったといういわれがあるほどである。そのため、小貝川洪水の場合は、いったん霞ヶ浦方面へと向かった洪水が、笠貫沼を通過して、福木地区へと向かってくることになる。

そしてつぎに新利根川の存在がある。新利根川は、福木地区の人びとにとって洪水を“捨てる川”の役割を果たしてきた。新利根川を通じて、霞ヶ浦へと洪水を排水することが可能であった。そのため、「ミズの通り道」を意識し、南北方向の道路は作らず新利根川を遮らないようにしてきたのである。その方が、長期間にわたる冠水を避けることができ、被害を抑えることができるからであった。

ただし新利根川は洪水を捨てる川であったとはいえ、無制限に排水できるわけではなく、そのために共同で管理を行なう必要があった。新利根川は高低差が少なく“廃川”になったという事実からもわかるように¹⁰、いくら水が引けるといっても、ゆっくりとしか水は

ひいていかない。毎年 2 回、むら人総出でモクガリ（藻刈り）といって通水をよくする作業を行ってきた。降雨の多い年には、その状況に応じて、さらにモクガリは行なわれていた。このように災害対応に直結する水路の保全是、「保全的管理」を通じて行なわれてきたものであった。地形的特性と、それに応じた災害対応のあり方が、小貝川洪水をそれほど恐れずに対処しうるものとしていた。

しかしながら、昭和 56 年の小貝川洪水は、ほとんど被害のない「屋敷にのらない」洪水であったにもかかわらず、たいへん印象深い洪水になっている。これまでの常識がくつがえされたからだといびとは言う。どういうことだろうか。それまでは決壊箇所の周辺では、はやくミズがひくのが常識であった。放っておいても新利根川を通過して霞ヶ浦へと洪水が流れていくからである。

ところが、昭和 56 年洪水では、南北方向の道路（県道 4 号線千葉竜ヶ崎線）の整備により洪水の流下が阻害され、高須地区など決壊箇所の周囲では湛水期間が長引く結果を招いたのであった（図 5-3 参照）。交通経路の整備によって、「ミズの通り道」という発想が失われつつあったからである。旧来の洪水への対応は、堤防だけでなく、それが溢れた後の対策をも含めてなされていたことに気づかされよう。

これまでいびとが、とくに小貝川洪水を念頭に、「ミズが通る分にはかまわない」と言い切ることができたのは、悪水堀（排水路）から、新利根川を通じて、霞ヶ浦へと洪水を流していくことができたからである。交通網の整備がそれと矛盾するようになってきたために、排水機場の設置によって効率よく排水する方策を考える必要が生じたことがわかる。これまでのように自然排水だけに頼るわけにはいなくなっていた。そこで五間堀の先に立木排水機場を設置し、強制排水を可能にすることが立案されるのである。

このように見てくると、ほ場整備事業にもなって排水機場を設置することや、悪水堀を活かすことは、かつての水路をそのまま維持しただけではないことがわかる。そうではなくて、これまでの洪水とのかかわり方を維持していくための判断であったのである。それはつまり、洪水を通すことによって水害を緩和するという洪水への態度、すなわち「ミズが通る分にはかまわない」という態度を活かしていくということである。

新たな生活条件のなかで、これまでの洪水とのかかわりを現在もつづけていくためには、排水機場の設置と新利根川へと通じる悪水堀の保全とが必要となったのである。つまり、「保全的管理」から、新たな設備を設ける「投資的管理」によって、ミズと折り合っていることとされていることがわかる。環境管理の手法が変化してもなお、ミズを受容することで被害をおさえるという洪水への態度は共通している。

そしてもう一つ重要なのは、災害対策を前面に押し出すのではなく、あくまで農業の充実はかるむらの事業に、災害対策の要素を加えていることである。むらの領土保全を通じた災害対応の特徴であると考えられよう。ここまで小貝川洪水を念頭に「投資的管理」にかかわるむらの判断を見てきた。

ではつぎに、利根川洪水とのかかわりにおける「投資的管理」への更新の場面をみてい

くことにしよう。

4. 終末処理場建設計画と災害文化

4. 1. 「松林の景」から終末処理場へ

福木地区に隣接する布川・布佐で柳田国男は、青年期を過ごしている。その彼が、晩年まで記憶していた光景がある。「松の林を行く白帆」である。それは、利根川に帆掛け船が進むこの光景であった（柳田国男 1997(1959)）。ここで取り上げる終末処理場計画は、白帆の鮮やかな印象を引き立てた深緑の松林と関連している。この松林の風景もまた、いまはもう存在はしていない。この松の林は、意外なことに終末処理場（下水処理場）へと姿を変えていったからである。

この地域の人びとは、河川にかかわる公共事業へと積極的にかかわってきた¹¹。そうしたかかわりのひとつとして、終末処理場計画に対するむらの人びとの対応をみていく。利根川洪水とかかわる人びとの判断が見えてくるからである。

4. 2. 「なされるがまま」のなかでのむらの対応

茨城県では昭和40年代になると、広域下水道の設置が喫緊の課題となっていた。その理由のひとつは、霞ヶ浦の汚濁防止であり、もうひとつは筑波研究学園都市の整備である。これらに対応するため、霞ヶ浦常南流域下水道計画が策定される。そして、この計画の根幹をなす終末処理場が、福木地区と隣むらの羽中地区の目の前に建設される予定となった。

唐突に持ち上がったこの計画は、迷惑施設の建設であったにもかかわらず、驚くほどスムーズに建設が進められていく。昭和48年（1973）10月に計画され、昭和49年（1974）2月には着工していることからわかる通りである。終末処理場の建設は「なされるがまま」であったという。そこには、つぎのような経緯があった。

終末処理場の建設対象地は、布川三番割という地所である。三番割とは堤防の区画であって、かつては一番割の布川地区、二番割の羽中地区、三番割は福木地区と、むらごとの堤防の管理主体の割り振りを意味していたそうである。すなわちかつては「保全的管理」の対象であったのである。日常的にかかわることはなくなったが、いまでも水防倉庫があり、非常時には福木地区の人びとが見回りをする場所となっている。

また堤防の近辺の土地も三番割と呼ばれ、ここは、羽中地区・福木地区の目の前の土地でありながら、登記上は布川地区の地所であった¹²。ただ布川地区からは距離的に遠く、しかも雨が降れば冠水し、「真っ白になってしまう」条件の悪い土地であった。値打ちの高くない土地であったから、実際の耕作は羽中地区・福木地区の人びとが行なってきた。かつて両地区には、この土地を所有する人びとが少なからずいたそうである。

しかし、農地解放が羽中地区・福木地区の土地所有者の所有権を否定したのだった。現在は、3地区いずれも利根町に属している。けれども、農地解放の当時、福木・羽中地区は東文間村に属し、布川地区は布川町に属していた。そのため、土地を所有していた両地区の人びとは、目の前の、しかも自分の手の加わった土地を“不在地主”として手放さなくてはならなかったのである。このような事情があったから、福木地区・羽中地区の人びとは反対の声をあげたにもかかわらず、反対運動は土地所有をもとにした発言力をもたなかったのである。

そうしてすぐに、反対運動は収束していった。条件交渉すらできないまま反対運動が瞬時に収束してしまっても、「なされるがまま」で終われない事情があった。それは終末処理場が誘致された場所である。終末処理場は集落の南側に建設が進められていた。むらの住み着き方に明確に表れていたのは、福木地区が利根川（集落の南側から）の決壊に悩まされてきた事実であった。このミズを地元では、カシラミズと呼んでいる（図5-4）。小貝川洪水がコミアゲミズと呼ばれているのとは、対照的である。

利根川の決壊であるカシラミズは、たびたび福木地区を襲ってきた。カシラミズによる決壊口である切れ所沼が、むらには無量寺沼・八嶋沼・山口沼とあって存在していた。カシラミズは福木地区の人びとにとって、「稲束三把まるめる間にミズがくる」と言い習わさ

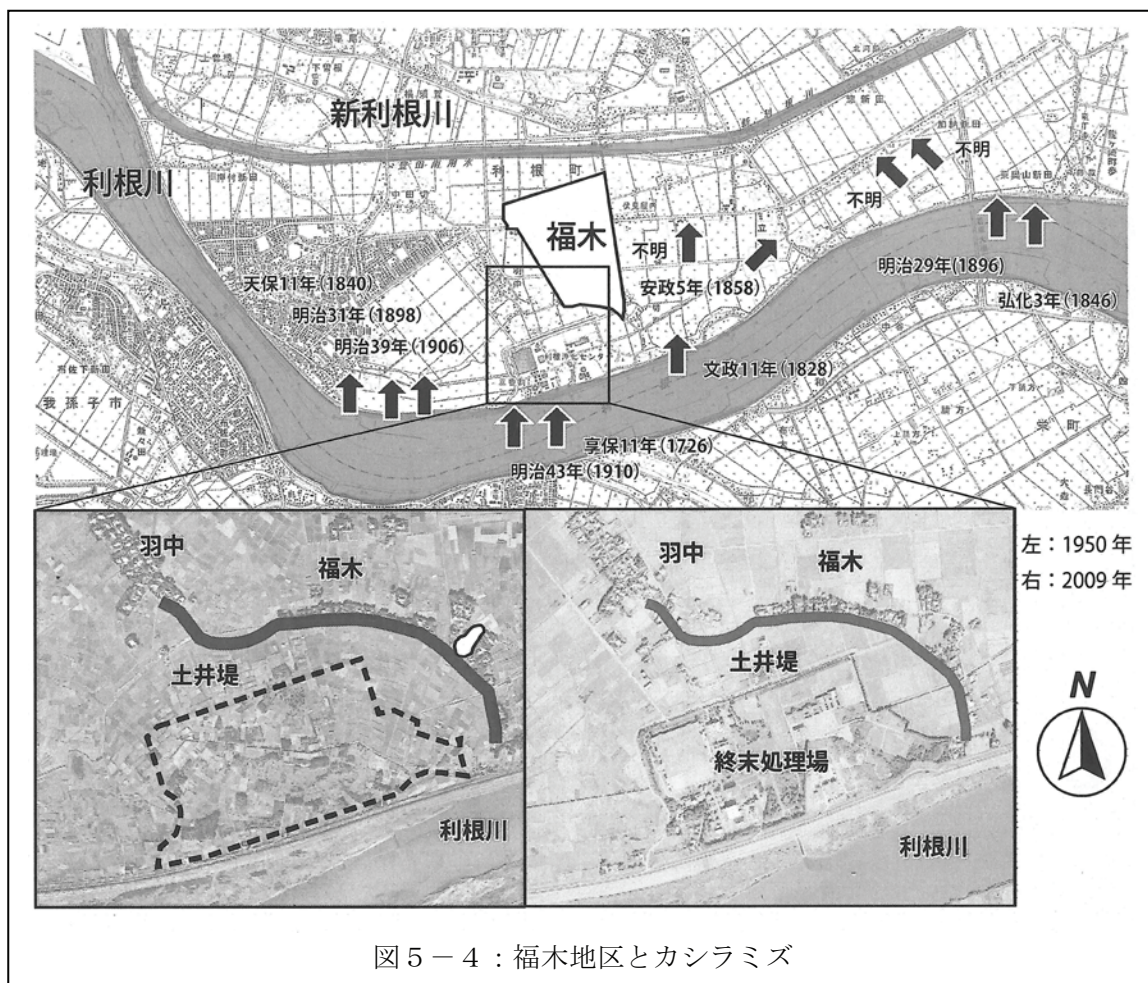


図5-4：福木地区とカシラミズ

れてきた最も恐るべき洪水であったのだ。それゆえに、住み着き方という方法で対処してきた。言い換えれば、住み着き方でしか対処することのできない洪水なのであった。

そのため、むらにとっても、この場所に終末処理場がやってくるとなると、それがいったいどのようなものであるかが大きな意味をもっていた。極端な場合、洪水対策が十分になされなければ、利根川の決壊によって終末処理場が機能不全に陥り被害が拡大する可能性もあるのだ。

4. 3. 「投資的管理」としての意味付け

それゆえ、地元の人びとが行なったのは終末処理場をあたかも「良い堤防」にしてしまおうとする実践であった。福木地区の人びとはどのような希望をもっていたのだろうか。

まずは、建物そのものの計画変更である。当初計画で施設は、地下式で建設される予定であった。外観からは施設の存在が分からないようにするためである。しかし、地元の人びとは見た目のキレイさよりも、安全性を重視することを希望していた。もし地下式で建設を進めるなら、万が一利根川が決壊したときには施設が水没してしまうことになり、機能不全に陥る可能性がある。けれども、こうした地元の意思はほとんど影響力をもたなかった。先にふれたように地元の反対運動は力をもたなかったからである。ただ地元の人びとにとって幸運だったのは、地下式で建設することが事実上不可能であったのだ。地下水の水位が高いために、建物を埋設するような大規模な工事はできなかったのである。結果として、地上に建設が進められていくことになった。

地上式にして建設をするといっても、やはり水没の危険性は拭いされるものではない。洪水対策の必要性は、建設主体の行政側も認識していたものの、どのようにすれば十分な洪水対策となるのかその根拠がない状態であった。じつは終末処理場の建設工事には、福木地区からも、農閑期の仕事として参加している人びとがいた。ここに偶然にも、災害文化が活用される場面が巡ってきたのである。

このような状況で福木地区から工事にかかわった人びとが行なったのは、むらのなかでもっとも高い場所と認識されているドテヤマの高さを計測するということであった。ドテヤマはいわばむらの水塚であった（前掲図5-2参照のこと）。

もともとドテヤマは、土手（福木）にある広々とした空き地でむらの名主役を務めてきた五左衛門家の私有地である。けれども洪水時には、むら一番の高所であることもあって、だれでもが利用できる空間になってきた。大切であるけれど水塚に揚げておけない大きな品々、たとえば農機具などを避難させてきた場所なのである。昭和56年洪水の際にも、万一に備え、トラクターなどの農機具が運び込まれている。また洪水によって流されてきた稲を集めて、干しておいた場所でもあった。そうすることで、洪水の年でも収穫のない年にはしないようにしてきたのだった。つまり、ドテヤマは水害のなかでも、むら人の生活の豊かさを失わないための場所なのであった。

終末処理場の立つ土地は、人の住まない場所であったから、どれくらいの洪水に見舞われるのかわからない。そこでドテヤマの高さをもとにして、終末処理場の管理棟の基準高は決められていったのであった。人びとは住み慣れた基準という災害文化を、終末処理場という予期せず計画された施設に埋め込んでいった。このようにして、終末処理場は洪水によって浸水したとしても、ただちに支障が出るような構造ではなくなったのである（写真5-1）。

もともと人びとが「保全的管理」を行ってきた空間が、外部からの開発によってむらの管理から離れざるをえなくなった。その際に人びとがこだわりをみせたのは、むらが災害とかかわっていくうえで無視することのできない空間であったためである。このことから洪水を無視してしまわずに、洪水を前提としながら暮らしを立てていることがみとれる。

たしかに、むらの目の前に迷惑施設がやってきたことは、人びとにとって悩ましい経験であった。ただし、その一方でつぎのような説明がしばしば行なわれることに注目したい。それは「処理場が来たことで、行政が他の場所よりもこの場所の利根川堤防に注意する必要性が強く生まれた」というものである。

このような指摘がなされるのは、むらの災害文化を活用しながら、この施設をこれまでのむらの洪水対策と矛盾しないものにしていくことができたことがあった。それと合わせて、人びとが施設の受け入れを納得するためにも積極的な意味付けが必要であったからであろう。

こうして終末処理場は、地元の人びとからみて、「安全な利根川の堤防」という意義をもつに至ったのである。それゆえに、予期しない施設建設という外部からの生活条件の変化に対して、人びとの自己納得の意味合いをもちつつも、むらの「投資的管理」として位置づけられるように、できる限りの働きかけを行っていたのである。

5. 結論：むらの領土保全にみる災害対応とは

本論の目的は、何ゆえに人びとが無理なく防災対策を進めることができたのかを、むらの領土保全の視点から明らかにすることである。



写真5-1：ドテヤマの高さにかさ上げされた管理棟

むらは領土保全によって災害対応を行なってきた。伝統的な「保全的管理」では、水路管理と堤防とする道の管理が中心となって、洪水が起きても対応できるような対処をすすめていた。その後さまざまな生活条件の変化に対応するかたちで、「投資的管理」による災害対応も行なわれている。新たな水路保全や堤防の保全がそれである。そしてこの両者には一貫する災害対応の論理があることが明らかになった。

それは洪水を受容することを前提に、より良い洪水の受け入れ方を模索していることである。「ミズが通る分には構わない」という表現からも理解できるように、洪水をなくしていくことよりも、どのように冠水するのがより望ましいのかがポイントとなってきた。「投資的管理」にあたるほ場整備事業の場合には、洪水を受け流すことのできる排水路の維持と更新が目指されていた。

このように領土保全によって災害対策を行なうということは、防災対策がリスクを排除していこうとする発想で行なわれるのに対して、洪水を受容しようとするからこそその地域形成であることを意味する。つまりむらは領土保全として災害対策を行なってきたが、それは防災対策のように“危険性の最小化”を狙ったものではなかった。危険性は当然のものとして受け入れながら、“埋め合わせ可能な災害化”をはかっていたのである。

こうした“埋め合わせ可能な災害化”をはかる地域社会の災害対応の論理は、“危険性の最小化”を狙う防災対策と違って、生活環境の劇的な変化を迫るものではない。このことが無理のない防災対策を考えるうえで重要であると考え。地元の人びとのことばを借りて比喩的に言えば、防災対策が川との関係を「敵対者」にしてしまうのに対し、地域社会の災害対策は川という「先住者」との関係をいかに取り結べるかにおいている。堤防をはるか高くしていくのではなく、身近に起きた洪水の経験を対応策へと結びつけているのである。

それゆえに“埋め合わせ可能な災害化”をはかる地域社会の災害対応は、平時と非常時という二項対立的な災害とのかかわりではなかった。すなわち災害への対応策は、非常時だけを考えてとられているのではなく、日常生活に役立つものが結果として災害時にも有効になるような発想の対策であることがわかる。普段の道が堤防となったり、生け垣が水勢を弱めたりするように、生活と災害対応が分離しないような対応策がとられてきた。防災を主にするのではなく、生活を主に起きながら、災害時にも有効になるような発想の対策なのである。

「いつかはむらの領域を川に還すときがくる」ことを念頭におきながら、むら運営がなされていたからこそ、このような災害への対処が可能となっていたのであった。

注

1 防災におけるコミュニティへの注目は、阪神・淡路大震災が契機となった。大震災は、「日本の災害対策史上の歴史的転換点であり、《防災思想の転換点》」（似田貝香門 2008:19）

となった。このとき、コミュニティが大きな役割を果たした（倉田和四生 1999）ことは、あらためて、防災対策における地域コミュニティの意義を認識することとなったからである。

² 岩崎信彦（2008）もまた、災害文化のもつ共感に注目するなど、このような側面を評価している。

³ 村落研究における災害史研究は、災害文化の先駆的研究といえよう。次のものをあげることができる。岩手県の津波史を論じた森嘉兵衛（森嘉兵衛 1987（1933））、飢饉にどう対処したのかをむらの故郷から聞き取った小野武夫の研究（小野武夫 1941）、都市での火災を扱った柳田国男（柳田国男 1998（1931））などである。

⁴ 本論で検討する水害に対しても、むらが重要な役割を果たしてきた。この点については、菅豊の指摘がわかりやすい（菅豊 2008:231）。

⁵ わたしたちは、自然利用と自然災害について、別のものと考えがちである。そこに暮らす人びとにとっては分離できないものであるという。「自然にはたらきかけ、あるいは甘え、そこを稼ぎの場とするということと、災害と向きあうということは、実は裏表のことにすぎない」（香月洋一郎 2007:122）。

⁶ 本論は、2009年1月から2011年9月まで断続的に行なってきた調査にもとづいている。話者の被災経験は、大きく2つに分かれる。現在90~70代の昭和10年代の大水（大規模な水害）を経験している人びとと、70代以下の大水を経験していない人びとである。前者には、昔ながらの対応策を、後者には、その後のむらの対応を中心にお話を伺った。

⁷ 万一、冠水してしまった場合には、母屋にヤグラという臨時の高場を設けて、保管する方法もあった。ヤグラは床板と味噌樽を組み合わせてつくった。味噌樽を四隅に並べ、そのうえに床板をわたしていき、座敷に高場をつくって急場をしのいだのである。

⁸ 水塚に関する広範囲の悉皆調査を行なった成果として、『水防建築「水塚」調査報告書』（板倉町教育委員会 2004）と『埼玉県東部低地の風土と人間生活』（小林文男 1987）がある。これらをみると、ほとんどの水塚が母屋の北西方向に建てられていることがわかる。

⁹ 土井堤は佐倉藩主土井大炊守に、伏見屋堤は商人の名に由来するといわれている。

¹⁰ 新利根川は、もともと利根川を付け替えることを目的として寛文2年（1662）に開削された河川である。しかしこの計画は、すぐに頓挫し、寛文9年（1669）には廢川となってしまう。なぜなら、新利根川の勾配が小さく、付け替えがうまくいかなかったからである。詳しくは、『新利根川騒動記』（宮本和也 1978）参照のこと。

¹¹ 小貝川付替計画反対運動もその代表例である。『小貝川河口の闘い』（芦原修二 1995）を参照のこと。

¹² 近世史料には、布川新田・羽中村入会地と記されている。

第六章：結語—洪水と向き合った人びとの災害対応

第六章：結語—洪水と向き合った人びとの災害対応

1. 本論の目的と研究視角

本論の目的は、災害常習地域のフィールドワークから、災害がくり返し押し寄せる環境条件にもかかわらず、何ゆえに人びとはそこに暮らしつづけることができたのか、その理由を明らかにすることであった。地域社会の災害対応の論理を明らかにすることによって、無理を強いる防災政策ではなく、より地域になじんだ災害対応のあり方を模索するためである。

本論では災害政策・災害研究の課題をつぎのように整理した。すなわち、防災政策の課題とは何よりも防災政策と地域生活とに大きな隔たりがあることであり、そして災害研究では、政策上の課題と対応するかのように、地域社会を根幹に据えた分析視角の欠如が課題となっている。なぜなら災害政策は、災害パターナリズムといわれるほど、“生活者のためを思って政策論を打ち出す”立場に終始している。このことが、災害政策への無関心・反対につながっていた。

このような課題に対応するためには、“生活者の生活の立場をふまえて政策論を打ち出す”生活環境史の方法がいままさに必要であるといえよう。したがって、本論では、地域社会の災害対応の知恵を対象とする災害文化を、生活環境史的分析によって明らかにしていった。

ではつぎに、各章の事例研究を通じて明らかにしてきた知見をまとめていく。

2. 事例研究から得られた知見の整理

第二章では、マイナスの面ばかりが目される大水が持つ、地域社会にとってのプラスの側面を、マイナー・サブシステム論の視角から明らかにしてきた。大水が利益となったのは、漁撈活動による恩恵を得ることができたからである。しかも大水のなかでの漁撈は、小さな労力で大量の魚を得ることができるものであった。大水は魚にとっても危険な状況であり魚も避難をするが、それは人間からすれば魚が寄りついてくる状況になる。増水時の漁撈技術は、平時の積極型の「働きかけの漁法」に対して、受動型の「受けとる漁法」といえる。漁撈技術としては極めて素朴な水準であったが、危険がともなうために誰しも行なえる漁法ではなかった。魚をとるためにも、また自分の身を守るためにも、増水時の川の変化を読み取ることが重要であった。言い換えれば、川を読む力が、「受けとる漁法」には不可欠であった。

「受けとる漁法」による「大水から利益を引き出す対処」は、「大水による水害への対処」と共通の要素を持っている。それはすなわち、どちらも平時とはまったく異なった川を読む力が大切な知識であったことである。つまり人びとは災害対応に必要な知恵を、被害を

受けることからだけでなく、「大水から利益を引き出す対処」によっても蓄積してきたのである。このことは自然とのかかわりを考える際に、重要な示唆をあたえてくれる。自然の恩恵と害悪という両義性が、そう簡単に利益と害悪とに分類できるものではなく、人びとは害悪のなかにさえ利益を見出してきたことである。つまり害悪をただ不利益だけにはしておかないように、人びとは自然とかかわってきたといえる。

現在、治水政策や防災政策の根幹をなしている発想は、リスクに対していかに共同していくかということにある。ところがリスクに対する関心を持ち続けていくことは、極めて難しい。にもかかわらず大水とつき合ってきた人びとが、大水に関心を持ち続けることができたのは、大水をただ危険と認識するだけではなく、恵みをもたらしてくれる存在としても認識していたからなのである。

第三章では、地域社会のあいだで、水害を融通し合う水利秩序をとりあげた。これを「水害の分配」と呼ぶと、とくにここでは、「水害の分配」を成り立たせるためには欠かすことのできない論理に注目した。すなわち、なぜ高場の地域が低地の地域に流れていくはずの水害を受け入れなければならなかったのか、その論理を明らかにした。

「水害の分配」は、段階的な分配の仕組みであった。段階的な分配というのは二重の意味がある。ひとつは時間軸における段階性である。洪水の被害が大きくなるにつれ分配の方法が変化していく。どのように変化するかというと、それが二つ目の空間軸における段階性である。まずは1つの村落内、つづいて村落相互、さらに排水路を共有する村落同士、そして最後に排水管理組織というように、より大きな領域へと拡大していく。誰のものでもない降雨や排水に対して、その時どきの条件に応じて、それを帰属させる領域を決めながら段階的な分配をはかっていったのである。

ではなぜ高場の地域が水害を受け入れなければならないかといえ、被害をより多く受ける村落を救い上げる存在論的平準化の論理が働いているからである。洪水がひどくなるにつれて、災害が自然的性格から社会的性格へと変化していく。人びとは自然災害による冠水を受け入れることができても、人為的に、かつ一方的に冠水させられることを受忍することはできなかった。そこで低地の人びとは条件不利による対抗的共同関係を形成し、自分たちの存在を高場地区に訴えかけてきた。高場地区が排水を自然に流した先には、自分たちの存在があることを認知させようとし続けてきたわけである。社会的な災害の発現に対して、「水害の分配」という社会的な仕掛けによる是正を訴えてきたといえる。高場の地域はこうした提起を認めざるをえなかった。なぜなら内水への対処において利害が異なりつつも、堤防が決壊して洪水となる外水には地域をあげて共同しなければならなかったからである。どこか一方だけに災害を負わせておけば、組織的共同を破綻させてしまうことになる。そこで低地の地区の存在を肯定するところから、落としどころを見出してきたのである。

これまで災害研究において、地域社会が「危険の最小化」への志向をもちながらリスク対策を行ってきたことが明らかになっている。それに対して、本章で示したのは、各々

の「危険の最小化」への志向が、他の村落、村落群にとってしばしば「危険の拡大」を意味することである。つまり洪水の規模が大きくなると、一方の回避戦略が他方を危険に追い込むようにならざるをえない。冠水による被害だけではなく、社会的に災害格差が強化され、さらにそれがつづけば村落相互の関係性に亀裂をもたらしてしまうからである。こうした災害の多重化を防ぐために、人びとは低地の不利な人びとからの提起を汲みとることによって災害格差を均衡化してきた。すなわち、存在論的平準化の論理にもとづく「水害の分配」は、関係性の破綻を回避する戦略であったということができよう。リスクを回避できない状況下のなかで、もっとも被害をこうむる人びとの存在の水準から落としどころを見出すことで、関係性の破綻を回避し、社会化された災害の発生を防いできたのである。

第四章では、洪水とかがわって祀られてきた水神について検討した。災害への技術的なアプローチをとる立場からすれば、水神祭祀は現実的な意味の極めて薄い存在であるといえる。水神を祭祀しようがしまいが、水害の有無とは何ら関係がないからである。けれども地域社会の人びとにとって水の神は、技術的対応が進んだからといって、そう簡単に捨て去ってしまえない存在である。言い換えるならば、地域社会の災害対応において、水神祭祀はいまなお重要な存在でありつづけている。そこで本章では人びとの災害対応をみていくなかで、水神祭祀がどのような役割を担ってきたのかを明らかにした。

惣社水神社の祭礼は、地域全体を守る堤防の合流点に水神を遷すことが中心となっている。ここに明確にあらわれているように、人びとは水の神を祀ることによって、洪水を除けようとしてきた。この水神は、地域社会に洪水の危機が訪れると堤防を見回り決壊を防ぎ、あるいはまた対岸の堤防を切り崩すという伝承をもっている。実際に洪水を防ぐことができるかどうかは別として、人びとは祭礼を通じて安心を得てきたのである。

布鎌地域で水神祭祀が大きな意味を持ち続けたより根本的な理由は、地域社会相互の間に潜在的な対立関係が存在し続けたからである。布鎌地域では、第三章で検討してきたように、地域社会相互のあいだで水害の痛み分けともいえる「水害の分配」を行なってきた。人びとは内水が起こるたびに、身近なコミュニティに凝集して水防にあたらざるをえなかった。そのため布鎌地域は外水に対しては共同性をもつものの、内水に対しては対立をはらまざるを得なかったのである。存在論的平準化の論理によって、零れ落ちていく者（＝低地の人びと）を救い上げ地域間の納得を作ってきたとはいえ、地域間にわだかまりを残さないのは不可能であった。こうした矛盾のなかで、人びとは水の神を担ぎ出すことによって、地域間の潜在的なわだかまりをなだめすかしながら、何度も何度も布鎌地域としての共同性を確認してきたのである。

災害に対処するために重要でありつづけたのは、コミュニティとしての結束であった。けれども日常的な付き合いの範囲を超える布鎌地域としての結束は、容易には担保されるものではなかった。共同性を発揮するため工夫として、水神さまは人びとの生活においてなくてはならない存在であったのである。災害と困り果てながらも付き合いっていくために

どうしても必要なものなのであった。

第五章では、地域社会が自ら取り組む災害対応をむらの領土保全という視点から把握した。人びとが無理せず行ないうる災害対策とはどのようなものかを検討するためである。

むらは領土保全によって災害対応を行なってきた。伝統的な「保全的管理」では、水路管理と堤防とする道の管理が中心となって、洪水が起きても対応できるような対処をすすめていた。その後さまざまな生活条件の変化に対応するかたちで、「投資的管理」による災害対応も行なわれている。新たな水路保全や堤防の保全がそれである。そしてこの両者には一貫する災害対応の論理があることが明らかになった。

それは洪水を受容することを前提に、より良い洪水の受け入れ方を模索していることである。「ミズが通る分には構わない」という表現からも理解できるように、洪水をなくしていくことよりも、どのように冠水するのがより望ましいのかがポイントとなってきた。「投資的管理」にあたるほ場整備事業の場合には、洪水を受け流すことのできる排水路の維持と更新が目指されていた。

このように領土保全によって災害対策を行なうということは、防災対策がリスクを排除していこうとする発想で行なわれるのに対して、洪水を受容しようとするからこそその地域形成であることを意味する。つまりむらは領土保全として災害対策を行なってきたが、それは防災対策のように“危険性の最小化”を狙ったものではなかった。危険性は当然のものとして受け入れながら、“埋め合わせ可能な災害化”をはかっていたのである。

こうした“埋め合わせ可能な災害化”をはかる地域社会の災害対応の論理は、“危険性の最小化”を狙う防災対策と違って、生活環境の劇的な変化を迫るものではない。このことが無理のない防災対策を考えるうえで重要であると考えられる。堤防をはるか高くしていくのではなく、身近に起きた洪水の経験を対応策へと結びつけているのである。

それゆえに“埋め合わせ可能な災害化”をはかる地域社会の災害対応は、平時と非常時という二項対立的な災害とのかかわりではなかった。すなわち災害への対応策は、非常時だけを考えてとられているのではなく、日常生活に役立つものが結果として災害時にも有効になるような発想の対策であることがわかる。普段の道が堤防となったり、生け垣が水勢を弱めたりするように、生活と災害対応が分離しないような対応策がとられてきた。防災を主にするのではなく、生活を主に起きながら、災害時にも有効になるような発想の対策なのである。

ではつぎにこれまでの事例研究を通じて、明らかになった地域社会の災害対応の論理をまとめていくことにしよう。

3. 地域社会の災害対応の論理

議論をまとめていくにあたって、日本における災害社会学の草分けである浦野正樹の問いかけから始めていきたい。浦野はクアランテリの一連の議論を参照しながら、災害研究

が深まりをみせるなかで問われ続けていた問いとして「災害とは何か」があることを指摘している（浦野正樹 2010a:154）。

これまでの研究では、この「災害とは何か」という問いに対して、災害研究の領域や対象把握をするため、災害を定式化・図式化してとらえるようになってきた。すなわち、客観的な災害の定義がなされてきたといえる。

地域社会の災害対応を記述してきた本稿では、そうした客観的定義ではなくて、被害を受けることになる／受けた人びとの生活の立場からみた場合、災害とはどのようなものであったかについてまとめていきたい。それをまとめておくことが、災害対応の論理を考えるうえで必要だからである。

人びとの災害対応を記述してくることによって、彼らに対応を迫られていた災害には大きく2種類のものがあることがわかった。ひとつめは自然が通常とは大きく異なった変化をみせる自然災害である。この場合、とくに自然と人との関係が問われることになっていた。そしてより重要なのは、ふたつ目に洪水がもたらす社会的災害である。このときには、災害が契機となって、人間相互の関係に亀裂が入ることが問題となっていた。

本論の目的は、災害常習地といわれる土地において、何ゆえに人びとはそこに暮らしつづけることができたのかを明らかにすることであった。その理由はこの2種類の災害に対応する災害文化を、人びとは形成していたからだということができる。そのポイントをまとめていこう。

まず自然からのインパクトに対する地域社会の対応としては、第二章・第五章で中心的に扱った。第二章では自然の変化をうまく生かすことで、むしろ大水という契機から恩恵を得ようとする漁撈活動を描いてきた。つまり自然からのインパクトをうまく活かそうとする知恵の存在を指摘した。また第五章では、自然からの衝撃を少しでも弱めようとする、むら運営がなされていること指摘した。そこには川が氾濫することをふまえて、“埋め合わせ可能な災害化”をはかるという、自然からのインパクトを弱める知恵の存在があった。この自然からのインパクトを弱める知恵は、洪水との折り合い方（第五章）や大水をやり過ごす知恵（第二章）というように、洪水とかかわる余地を作り出すことで被害を小さくする特徴をもっている。

すなわち、人びとの災害対応は、「人為を受けつけない自然」（大槻恵美 2010:94）である洪水の存在を否定しないかたちで行なわれていたことがわかる¹。第五章であつかった「ミズが通る分にはかまわない」という表現が、洪水の存在を消極的にはあれ肯定していることを典型的に表わしている。ここでいう「人為を受けつけない自然」とは、働きかけを放棄せざるをえない自然のことで、大槻恵美によれば、これと合わせて働きかけることのできる「人為を受けつける自然」（大槻恵美 2010:94）との2つの自然に、漁民は対処しているという。技術的なアプローチの場合には、「人為を受けつけない自然」としての洪水を否定的にみて、大規模開発を通じて、「人為を受けつける自然」に置き換えていこうと

する発想をとっている。それに対して、災害を受けることになる人びとが、「人為を受けつけない自然」としての洪水の存在を肯定していることを確認しておきたい。

つぎに災害が作り出していく相互対立については、第三章・第四章で論じてきた。第三章では地域社会の水利慣行が、関係性の破綻回避戦略となっていることを指摘した。災害の被害をもっとも受けることになる村落／村落群の存在を否定しない形で、水利秩序を形成することによって、関係性の破綻を防いできたのである。すなわち、関係性を維持していくための直接的な対応と位置づけることができる。そのように見た場合第四章の事例は、水神祭祀という間接的な関係性維持戦略を見てきたということができる。災害が生みだす格差の問題は、根本的な解決を望みようもないものであった。そこで信仰さえも利用しながら、人びとは秩序維持を行ってきたのである。その結果、水神祭祀は村落相互の対立が激化するたびに、地域全域を巡行する臨時の祭祀が営まれることになっていた。どちらも他者との関係が崩壊しないように試みる地域社会の生活実践であった。

一般に災害といえば、自然からのインパクトを指すことになる。災害文化研究においても自然からのインパクトをいかに弱めていくかに主要な関心をおいていた。もちろん本論でも、そのような側面を検討してきたが、むしろ人びとにとっては共同性の維持がより重要な意味をもっていたといえる。

というのも、災害には個人の力では対応しえないから、共同性の維持こそが災害対応にあって何よりも重要であった。しかし同時に災害下だからこそ利害の先鋭化がおき、共同性を突き崩しかねないものとなっていた。すなわち人びとにとって、災害下での共同の秩序の崩壊こそがもっとも避けるべき事態であり、したがってまた信仰や水利慣行といった共同を維持する様々な仕掛けが存在したわけである。

これまでの災害対策は人がいかに生き残ることができるかという生存の水準で立てられていた。それに対し本論で示してきたのは、利害対立が深刻化する災害という状況のなかでも、いかにして共同しながら災害に対応できるかという生活の水準での対応のあり方であったといえる。すなわち生存論ではなく、生活論によって災害に対応してきたのである。

さてここまで、人びとの災害対応の特徴を2点指摘した。すなわち、「人為を受けつけない自然」としての洪水の存在を肯定していること、そして、いかに生き残るではなく、災害下でもいかに共同しうるかという生活論をとっていることである。ではなぜ、人びとの災害対応はこのような特徴をそなえることになるのだろうか。

それは人びとの災害対応が災害経験からなされているからだ、ということができる。人びとがかかわってきたのは、“確率論的世界の災害”ではなく、“等身大の災害”であった。そこで感知された災害というものを対策へと結びつけている。それゆえに、どこまでミズに浸かったかという住み慣れた基準（第五章）や、洪水の危険性を把握する川を読む力（第二章）、そしてたびたび苦しんできた葛藤の解消（第三・四章）が重要であったのである。

たしかに過去の災害経験に頼るのは危うさがある。たとえば災害経験が根拠となって避難をやめてしまうなど、災害経験が逆機能することによってより大きな被害を出してしま

うことが指摘されている（たとえば、野田隆 1997:84；山本康正 1988:206）。

しかしながら、これまでの災害対策において、生活者（被災者）にとっての災害経験を活かすということがどれほどなされてきたのだろうか。むしろそのことが問われなくてはならない。ひとつだけ例を出そう。数代にわたって築き上げた水塚のうえで、ある古老がこう語った。「かつては水塚と堤防は同じだったから、堤防が切れても水塚に逃げれば何も問題なかった。ところが、いつの間にか堤防の方がはるか高くなってしまった。つぎはどこに逃げろというのだろうか」。このようにして、“確率論的世界の災害”への対策を進めていくことで、災害経験をうまく活かすことができなくなっているのである。防災の専門的処理機関による対応が住民の対応を弱めてしまう（田中重好 2007:338；宮村忠 1985）というよりも、そもそも災害対策において、人びとの災害経験を活かす方策がとられていないのである。

このように本論では、災害文化を生活環境史の方法によって記述していくことにより、「災害への防禦」という視点にとらわれることなく、それぞれの地域社会がいかにして災害とかかわってきたのか、その具体的なかかわり方を分析してきた。人びとの災害対策は、自然を管理し尽くすことによって災害をなくすのではなくて、“埋め合わせ可能な災害化”をはかりながら、負の自然である災害ともかかわる余地を作るものであった。それゆえに、災害を組み込みながら秩序を維持していく仕組みが重要であり、社会的な共同のあり方が問われていたのであった。

また本論は、近世の新田開発により成立した、川べりの厳しい環境条件のむらを多く扱ってきた。人びとの暮らしぶりはまさに、人間の生活が『恵』と『禍』という自然の2つの働きの狭間の緊張感の中」（鬼頭秀一 2010:4）にあることを、鮮明にしてくれている。こうした暮らしぶりを、洪水常習地という特殊地域の、いわば“遠くの世界の生活実践”とみることもできる。しかしながら、東日本大震災を通じて、「人間の生活世界が自然とのかかわりのなかにあること」（篠原雅武 2011:164）を確認し、誰しもが災害多発地帯に暮らしていることが明らかになったいま、むしろ人びとの生活実践の近さの方に惹きつけられるようになってきたのではないだろうか。そしてまた“確率論的世界の災害”からではなく、人びとが苦しんできた“経験的世界の災害”の方に、私たちはより多くを学びとることができるはずである。

注

¹ もっとも人びとははじめから災害を「人為を受けつけない自然」としてしまふのではなかった。たとえば、第三章で論じてきた被害が深刻化しつつあるなかで行なわれた「水害の分配」は、洪水そのものは「人為を受けつけない自然」であっても、働きかけを受けつける範囲内で関与し続けてきたことを示している。

補論：「水害の分配」はいかにして可能になったのか
—近世水利慣行史料の分析—

補論：「水害の分配」はいかにして可能になったのか —近世水利慣行史料の分析—

1. 災害対応としての「水害の分配」

本章の目的は、水害を分け合うという地域固有の水利慣行が、どのような経過をたどるなかで形成されてきたのかを明らかにすることである。第三章で行なった水利慣行の分析をより詳細に行なうことを目的としている。それはすぐ後に述べるように、水利慣行の形成において、近世の争論の蓄積が非常に重要な意味をもっているからである。

1. 1. 水利慣行を理解する視点

日本の村落社会を考えるうえで、水利は重要な課題でありつづけてきた。水利が村落の生活と生産とに強く結びついているからである。一般に水利といえば、利水をめぐる慣行を意味する事が少なくない。しかしながら水利研究においては、水利慣行が利水慣行のみならず、排水慣行とあわせて成り立つことを指摘してきた。すなわち、水利慣行を「利水慣行」と「排水慣行」からなるものと説明してきた特徴がある（たとえば秋津元輝 2007；小川直之 1990；柿崎京一 1964；新沢嘉芽統 1983；玉城哲 1983 など）。中村尚司（1988）によれば、このような日本社会の水利慣行は、乾季と雨季に分割されていない気候的特質と関連するという。乾季と雨季が明確であれば、利水・排水慣行のどちらかだけを発達させればよい。それに対して日本社会の水利は、「灌漑、排水、洪水防止がワンセットになっている」（中村尚司 1988:287）。すなわち、「日本の農業水利は、農地表面における水量を可能なかぎり安定させる」（中村尚司 1988:287-8）ことを、利水慣行・排水慣行を通じて目指してきたのである¹。

ここでの指摘から明らかなように、水利慣行、とりわけ本論でとりあげる排水慣行は、地域社会の災害対応と密接にかかわってきたことがわかる。排水問題は、洪水の排除や防止と深く結びついていた。たとえば、奈良盆地の排水慣行をとりあげた堀内義隆は、この地域の水利組織が排水施設を共有する集団を中心に組織されており、堤防や請堤とよばれる二重堤を管理してきたこと指摘する。排水組織はさらに排水路の管理を行なうとともに、排水ができない場合には、堤防を切崩し強制的に排水する切り通し慣行によって災害対応を行なってきたという（堀内義隆 1983:38-9）²。

そこで本論では、排水慣行を地域社会が培ってきた災害対応として位置づけ、分析の対象としていく。こんにち災害対策において、技術的災害対策の限界が見えつつある。そうしたなかで地域社会が培ってきた災害対応に注目が集まっている。ハードによる災害対策だけでなく、地域社会を含めたソフトな対策のあり方が問われるようになってきているからである（たとえば大熊孝 1988）。ここで扱う事例は、利根川下流域に存在する輪中地帯のひと

つ、布鎌地域³である。この地域は、利根川の川中に成立した 24 の新田村落群からなっており、排水慣行を発達させてきた。いまなお排水への対応が地域の課題となっている。

水利慣行は歴史的な過程のなかで形成され、伝承されてきたものである。そのため現在の水利慣行を理解するうえで、その形成過程を把握することなしには十分な理解を得ることはできない。水利慣行は江戸期に確立し、現代の水利慣行の基礎的地盤となったと評価を受けている（たとえば喜多村俊夫 1950:491）。本章において、民俗学的な視点から江戸期の史料分析を試みるのはこのためである。では、今日の水利慣行を理解するために、どういった視点で近世の水利慣行をとらえていけばよいのだろうか。

水利慣行はかたちを変えながら、今日においても、地域間の規範として存在している。このように水利慣行の枠組みが容易に改変されない理由を、飯島康夫は「地域間の利害対立と共同関係の均衡の中で成立している」（飯島康夫 1996:71）からであると指摘している。地域間の均衡点を「地域社会間の納得」と呼んでおくと、それを探るプロセスが、じつは近世の水利慣行に明確にあらわれている。玉城哲（1984b）は、近世における水利慣行の形成過程には、「支配の過程」と「自治の過程」の二側面があるといい、権力的な統制を前提としながらも、地域社会間において合意形成がなされてゆくことに注目している（玉城哲 1984b:231-2）。今日の水利慣行は、江戸期にはじまる地域社会相互の利害調整を経たものなのである。

ところで災害被害は、大きな格差を孕むものであり、とりわけ水害はその傾向が明確である（たとえば佐藤武夫 1958）。そのため、本論で扱っていく水害を分け合うという水利慣行は、それを行なうために、やはり相互の利害対立を調整していく必要があった。すなわち、地域社会の災害対応を知るうえで、地域社会の均衡点を探ることが重要である。しかもこのような経過を経るからこそ、地域社会間の秩序は、『実質的公平』や『具体的妥当性』（林研三 1999:223）を持つものとなってきた。つまり、近世の水利慣行の形成過程を見ていくなかで重要なのは、いかにして地域社会相互に、水害被害を納得してきたのかという点にある。

そこで水害を分け合うという水利慣行の形成過程を、地域社会間における納得という観点から分析していくことにしたい。

2. 利根川の島新田としての布鎌地域

2. 1. 明治末期の排水慣行の様子から

排水慣行はあまりなじみのないものと思われる。そのため地域の概況からではなく、あえて排水慣行の実例をみていくことからはじめていきたい。明治末期の調査による『印旛郡誌』には、布鎌地域内の水利慣行についての記述がある。

水利慣行の記述のひとつは、意外にも、交通路の箇所⁴に記されている。「道路は一筋の枢

要里道を除くの外は総て里道なり。其の内、塚樋組境界をなせる道路の外は、夏秋湛水には往々水底に没し、往来の杜絶することありて不便少なからず。然れども、昔時より水利上の契約ありて既定の高さ以上に盛土するを得ず」（千葉県印旛郡役所 1913:684）⁴。出水期には交通路が冠水して通行不能になる。にもかかわらず、布鎌地域では、それへのもっとも単純な対応策である盛り土による道路のかさ上げが、水利慣行によって禁じられていた。ただしすべての道路が冠水するのではなく、既定の道（塚樋組合の境界をなせる道路）は、冠水を免れていることがわかる。

農業の項目では、反対に、冠水することのない道の実例をあげている。「該地区に隣接せる南・布太・西・三和・押付の五大字は、請方に比し一段高地なるにも拘らず、一筋の堤塘を以て遮断せられ請方地区に落水するを得ず毎年水害を免れず」（千葉県印旛郡役所 1913:652）とある。このように布鎌地域内には、冠水することなくあたかも堤防（堤塘）のように使われる道もあれば、また水利慣行とかかわって水没したままの状況でなければならぬ道が存在していた。つまり布鎌地域内の道は、水利慣行を反映したものであることがわかる。この官吏の指摘は誤りではなく、ほぼ同時期の地元側の記述にも、類似の指摘をみることができる。

明治末期には、地域内の水害排除とかかわって複数の耕地整理組合が作られていくが、そのひとつ南耕地整理組合の申請書に排水慣行の記述がある。「排水トシテハ南塚ヲ通シテ直接利根川ニ排除セルモ、本川ノ水位耕地ヨリ高キ場合ニハ、逆水防禦トシテ樋管ヲ閉扉スルヲ以テ、閉扉中ニ於ケル地区内ノ降水量全部ハ湛水セリ、而シテ従来各字毎ニ各地区ノ湛水ノ溢流ヲ防禦スル目的ヲ以テ、各字境界ニ築造セル堤防（通称段々持）ニヨリ溢流水ヲ防禦セル」⁵とある。

ここにあるように、布鎌地域では降雨による水害に悩まされてきた。排水をめぐる矛盾した状況があったからである。かつて布鎌地域では塚樋と呼ばれる排水施設によって降雨を島外へ排水していた。ところが、周囲の河川水位が上昇すると、堤防の決壊を防ぐために塚樋を閉じなければならなかった。つまり利根川の水位が高ければ、降った雨はそのまま島内にとどめておくほかなく、その時間が長引けば深刻な水害となっていた。たとえば明治 25（1892）年の水害では、一カ月にわたって塚樋が閉じられていた。「五月下旬ハ大雨ニ而畑上壺尺六七寸位有之、苗代不残水腐ニ相成、七月一日残歩水門開樋ニ相成」⁶とある。畑から六十cm以上も冠水しているが、その間、塚樋は閉じられていた。冠水しながらも排水するすべを失っていたのである。

降雨による洪水を地元では、ウチミズ（内水）やフリダマリと呼んできた。決壊による水害であるソトミズ（外水）に対して、降雨の累積が原因の“内なる水、による水害だからである。内水による被害を受けた場合に、人びとはただ手をこまねくのではなく、道を堤防として利用し排水への対応をはかっていた。その道を地元では、ダンダンモチ（段々持）と呼んできたわけである。もちろん現在は排水機場の整備によって、かつてのように常時湛水するような状況はなくなっている。しかし一方で、このような道のうち一部は、

現在も機能しているものがあることもまた事実である。

以下では、降雨水害に対応するために形成されてきた特徴ある排水慣行の形成過程をみていくことになる。これまでの記述から明らかなように、排水慣行のうち中心的な課題となるのは、排水を防ぎ止める水防権（段々持堤）にかかわるものである。

2. 2. 布鎌地域の開発と排水問題の発生

本論の舞台となる布鎌地域は、千葉県印旛郡栄町の一地域である。平成 24（2012）年 7 月時点で、702 世帯・2041 人の人びとが暮らしている。明治 22（1889）年から昭和 30（1955）年までは布鎌村であり、ひとつの行政村であった。また利根川に浮かぶ島新田であり、そのうえ周辺には小貝川や印旛沼、手賀沼があり複雑な地理的状況におかれてきた。布鎌地域の歴史は、近世の新田開発に始まる。

布鎌地域の新田開発は、利根川下流の開発政策に位置づけることができる。利根川下流

表(補)―1：布鎌新田格村の概況

開発時期	新田村名	石高(石)			家数(軒)	現在の地区
		享保十七	享保十七	宝暦七		
1期	西新田	123.735	—	29	西	
	南新田	181.557	29	31	南	
	太郎右衛門新田	258.955	—	28	布太	
	上曾根新田	55.421	8	8	曾根	
2期	利右衛門新田	50.919	5	5		
	源五左衛門新田	59.115	7	8	三和	
	七右衛門新田	41.676	6	6		
1期	中谷新田	259.715	34	34	中谷	
	北新田	121.102	26	23		
	布鎌新田	横須賀新田	59.512	9	9	北
2期	押砂新田	25.304	5	8		
	四ヶ村新田	北四ヶ村新田 四ヶ村新田	116.024	16	11 6	
1期	下和田新田	79.163	—	33	和田	
	脇川新田	74.811	10	9		
	酒直新田	135.347	23	25	布鎌酒直	
2期	四ツ谷新田	61.255	8	10		
	押付新田	130.170	20	20		
	長門谷新田	87.922	—	9	押付	
	大森新田	42.711	5	5		
3期	又兵衛組	64.884		16		
	安右衛門組	161.074		11		
	請方新田	庄兵衛組	140.443	56	11	請方
	平右衛門組	108.704		10		
	小右衛門組	145.111		13		
計		2584.625	—	378		

の新田開発を論じた大谷貞夫によれば、利根川下流の新田開発は三期に分類することができるという。すなわち、①天正末・文禄期（1591～1595）・②寛文・延宝期（1661～1680）・③享保期（1716～1735）である（大谷貞夫 1972:16）。このうち布鎌地域の開発は、主として②寛文・延宝期に属する。この時期の開発は大規模、かつ計画的であった。幕府は、利根川を新利根川へと流路変更し、手賀沼・印旛沼を含めた利根川下流沼沢地の大規模開発を試みていた。布鎌地域の開発はこのような政策的な背景にして行なわれたものだった。

布鎌地域の新田開発は、一度に行なわれたのではなく、三つの時期にわかれていた（須田茂 1978:31）。第一期開発は明暦3（1657）年に始まったとされ、このとき島の四方の高場に西新田・南新田・北新田・下和田新田の四つの村が、隣村安食村の切添新田として成立した。もともと秣場であった寄洲をめぐる、近隣村落間で入会争論が起こったことが開発の契機であった。あとにつづく開発に比べて、小規模な開発であったといえる。

寛文6（1666）年に始まる第二期開発では、一度に15カ村が成立する。先述の利根川開発と直接的に結びついており、第二期開発の村むらには、新利根川開削による水没地の住民が多く入植した。そのため村落名には、母村の名が当てられた。たとえば上曾根新田は相馬郡上曾根村に、大森新田は河内郡大森村に由来している。古くは、ここまでの19カ村を総称して、「布鎌新田」あるいは「古新田」といった。

もっとも遅い第三期開発は、元禄元（1688）年に着手された。この開発は筑後松崎藩の家老であった島田是心により手がけられた。これにより請方新田が誕生する。請方新田は、元禄2（1689）年に、5カ村（5組）に地割される。この五カ村には、是心の死去ののち事業を引き継いだ庄兵衛のほか、周囲の古新田から4名が入植し、それぞれ自己名を村名として名主となった。これらの5カ村を合せて「請方新田」、あるいは「新新田」といった。このようにして布鎌地域内に24の新田村が成立する（表(補)―1）。

ここで重要なのは、開発時期の差がそのまま環境条件の差となっていることである。開発の手は条件の良い高場から、低地に向かって伸びていった。水害時には、開発時期の違いが被害を左右することとなったのである。そのため、最後に成立した請方新田が、もっとも不利な環境条件となり、大きな被害を受けることとなった。布鎌地域における水論の発生は、請方新田の成立と密接にかかわってくる。

3. 水論の発生と排水慣行の展開

3. 1. 布鎌地域における水論の発生

請方新田が存続していくためには、降雨による水害（内水）への対策が必要不可欠であった。降雨は、自然と、最低地である請方新田に集中することになったからである。そのため、布鎌地域の水論の最初期のものは、請方新田の水防にかかわるものであり、請方新田の開発後まもなく発生している。元禄12（1699）年の八間道に関する取り決めがそれで

ある 7。その内容を示そう。

【史料 1】⁸

取替申証文之事

一、今度古新田請方新田と之境はさみ土手之儀ニ付双方出入御座候所ニ、三ヶ寺御扱ニ而和睦仕相定候者、八間道堀之内方式間出シ請方々壱間出合以上三間土手敷ニ仕、式間堀之上土双方之悪水除土手用申筈相定申候、然上者重而御公儀様新土手成就仕込ふせ申節、右相定申通請方新田之人足ニ而授^(供)土手御築可被成候、向後修覆も其方ニ而可被成候、此土手之義者互ニしこみよけニ御座候間我俣ニ切落申間敷候、しこみ之節其方之悪水此方へ押込候ハ、此方ニ而かこい可申候、如此相定申上者請方境三間之所上草之儀者入合ニ可仕候、右段々仍而如件

元禄十二年卯ノ十二月

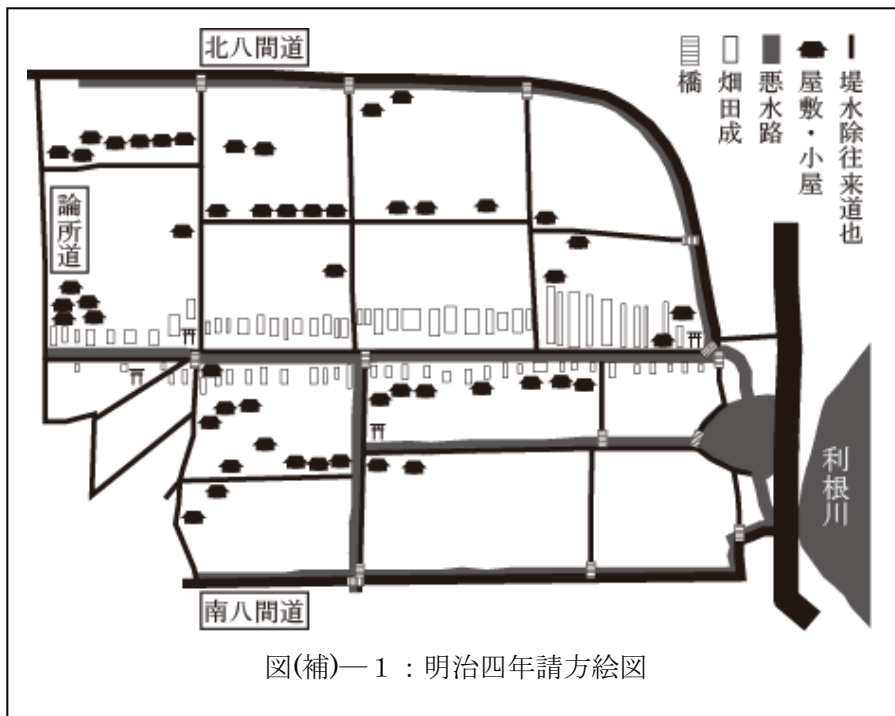
	酒直新田
浄照寺	武右衛門 ⑨
扱仁 雙林寺	下和田新田
常寶院	八郎兵衛 ⑨
	押付新田
	作左衛門 ⑨
請方新田	大森新田
又兵衛殿	吉左衛門 ⑨

(後欠)

まず取り決めに結んだ村落を確認しておきたい。本資料は多くの写しが現存しており、それによって失われている部分が復元できるとともに、この資料のもった重要性をうかがい知ることができる。関連史料を欠いており争論の経過はわからないものの、当事者となったのは、請方新田 5 カ村と、酒直・下和田・押付・大森・長門屋の 5 つの村である。これらは請方地区から見て南側の村むらである。また本資料とまったく同じ文言の議定が、請方新田 5 カ村と四ツ谷・押砂・北・中谷・六軒・甚左衛門・外⁹の 6 カ村の間でも結ばれている。こちらは、請方からすると北側に位置する村むらである。

取り決めの内容は、請方新田を取り囲む八間道といわれる生活道を堤防として利用することを定めたものである。図(補)―1 は明治 4 (1871) 年の請方新田を描いた絵図であるが、周囲を堤防で囲んでいることが理解されよう。同じ内容のものが二通作成されているのは、北側に位置する北八間道 (ウシロハチケン)、南側に位置する南八間道 (マエハチケン)、それぞれに対して、合意形成をはかったからである。請方新田は、高地の村むらから流入する排水を、村境の道において防ぎ止める権利を獲得する。

しかしながら請方新田の堤防利用は、周囲の隣接村落にとっては大きな問題となるはず



図(補)一：明治四年請方絵図

である。布鎌地域では請方新田の成立によって、地域内のすべての土地がいずれかの村落領域となったからである。請方新田が排水を遮ると、その排水はどこか別の村落が引き受けざるをえない。ではなぜ、隣接する村むらは、請方新田の堤防利用を認めたのであろうか。

【史料1】から見てくるのは、傍線部にあるように「双方向的分配」の仕組みである。これが不利益をこうむることになる隣接村落から納得を得

るために、必要な仕組みであったと考えられる。ここでは請方新田が村落を囲む堤防を築くことを決めている。南北の八間道である。八間道を水防場所として利用できるのは、低地の請方新田だけではなくたことに注意する必要がある。高場の布鎌新田の各村落にも水防利用が認められている。つまり八間道での水防活動は、共同利用が想定されていたのであった。この生活道を請方新田と隣接する高場の村落が、ともに水防利用を目的として堤防化をはかったのである。

高場の村落(布鎌新田)が、低地の村落(請方新田)からの排水を防ぐ活動をするとは、どういうことだろうか。ここでは低地の請方新田が水で満たされ、高場の布鎌新田に逆流する可能性を考えていたようである。すなわち、高場から低地に雨水が下る場合には請方新田が水防利用し、低地が冠水し高場へとあふれ出すときには布鎌新田各村落が水防利用を行なうものとし築堤を認めることとなっている。こうした仕組みを、ここでは「双方向的分配」と呼んでおきたい。相互の土手となるため、当然ながら、道を切り落として排水を押し流すことは禁止されることとなった。

八間道の利用は共同利用であったが、維持・管理への労力提供に大きな差があった。堤防化の普請は、塚樋の新設にともなって行なうとされ、労働力はすべて請方新田から提供するものと決められている。この土手に仕立てる普請に加えて、これから先の修理普請も請方新田が負担することとなっていた。水防活動のみならず、道堀に生じた草の利用も共同であったが、労力提供は請方新田によるものとされていた。

このように請方新田は、内水の「双方向的分配」を確認することで、北八間道・南八間道を内水除け堤として利用し、周囲を堤防で囲い込む「囲堤集落」(伊藤安男 2010:43)化をはかることが認められた。ただしこの時点では、八間道が内水除けの堤防とはなってい

ないことに注意する必要がある。あくまで権利を認め合ったに過ぎない。あるいはまた請方新田の西側に位置する論所道も、この時点では、すぐ後に述べるように築堤はなされていなかった。

では実際に築堤がなされると、どのような問題が生じることとなったのだろうか。以降の布鎌地域の水論の中心となる論所道を取りあげて、いかなる慣行が形成されていくのか検討していこう。

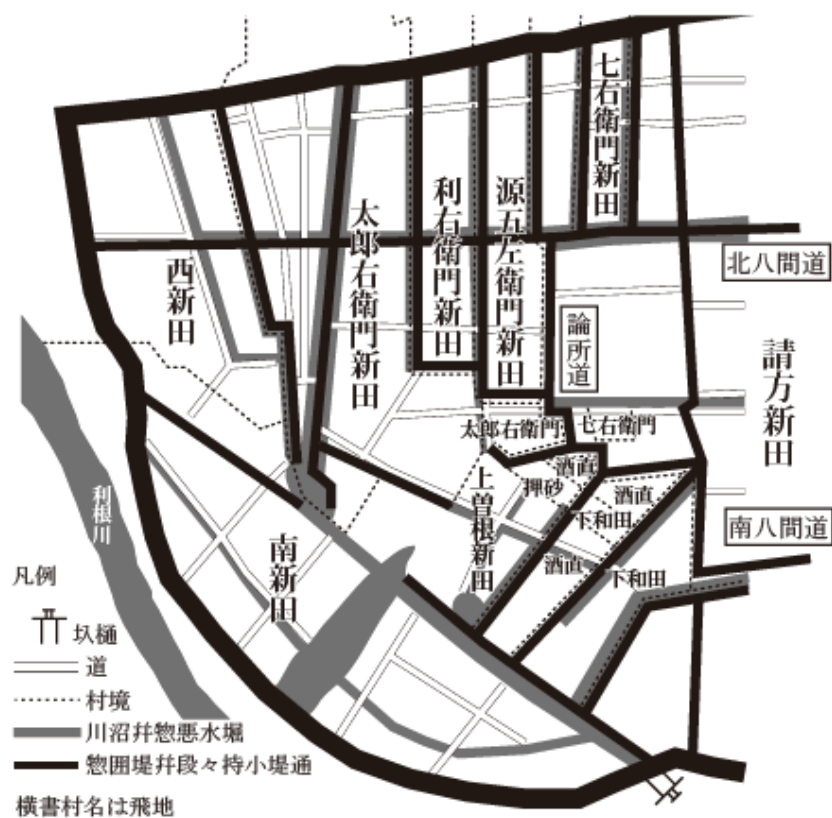
3. 2. 度重なる争論と先例の形成：宝暦期の争論

表(補)―2は布鎌地域の水論をまとめたものであるが、争論全体のなかで論所道をめぐる争いが大きな比重をしめていることがわかる。前述のように、請方新田の周囲を囲む道は、相互に内水除けの堤防とする協定を結び築堤がなされていく。のちの論所道に該当する箇所は、享保9(1729)年に築堤がはかられていったようである¹⁰。やがて大きな不利益を受けることになる布川新田(太郎右衛門新田)側が、積極的に築堤を承認していることをみると、何らかの取り決めがあった可能性も否定できない。

ともあれ実際に水除けの土手が整備されると、問題が噴出することとなった。大雨が降り洪水が発生するたびに、高場の村落にとっては、請方新田を守るための堤が迷惑な存在であると実感されていくからである。すなわち、論所道において水防利用できる実利があ

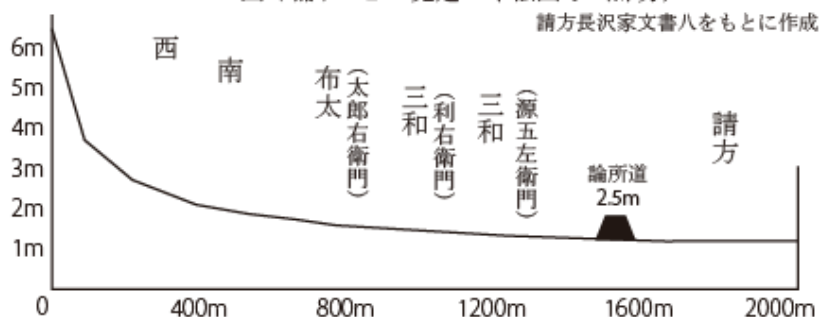
表(補)―2：内水をめぐる争論

年月	出来事	争論・協定箇所
元禄12(1699)年12月	八間道を相互にしこみ除け(内水除け)の堤防として利用することを確認	北八間道・南八間道
享保9(1724)年8月	請方新田の内水除け堤防普請にともない一所に御囲いを願ひ出	
享保9(1724)年9月	下和田新田・請方新田境三間道を堤防利用することを確認	三間道
享保14(1729)年5月	請方新田内において上請方・下請方の間で水論	請方新田内
享保14(1729)年8月	布川・利右衛門・源五左衛門三ヵ村が南・請方の段々持を切り払う	南新田・請方新田境
寛延3(1750)年5月	太郎右衛門新田による段々持堤の切り払い	論所道
宝暦10(1760)年4月	段々持堤の修理方法をめぐる争論	論所道
宝暦12(1762)年閏4月	請方新田内の道修理に関する取り決め	
宝暦12(1762)年12月	6月の大雨に際して、上郷側が段々持を切り払う	論所道
宝暦13(1763)年11月	水防での上郷の立会いを求めなかったため争論となり先例確認	論所道
寛政6(1794)年7月	九尺樋の移設に際して、請方新田内の水防箇所の確認	
寛政7(1795)年10月	段々持の修理普請を確認	請方新田内段々持堤
享和元(1801)年6月	段々持の修理方法をめぐる争論により先例確認	論所道
享和3(1803)年9月	段々持の修理をめぐり上郷側が堤を切り払ったため先例確認	論所道
文化元(1804)年9月	段々持の形状確認	論所道
文化2(1805)年4月～	段々持の修理をめぐり上郷側が堤を切り払う	論所道
文化2(1805)年6月	段々持の水防方法を確認	
文化3(1806)年4月	請方新田が南八間道へ逆留塚樋の伏せ込みをはかろうとし争論	南八間道
文政6(1823)年7月	大水に際し、七尺樋組合へ六尺樋の使用をみとめる	
天保4(1833)年11月	南新田・上曽根新田悪水路の堀筋をめぐる地境争論	南新田・上曽根新田境
天保5(1834)年4月	段々持堤道幅杭の更新	論所道
万延2(1861)年2月～	西新田が新堤を構築したことに対する争論	南新田地内作場道
文久元(1861)年3月		
慶応3(1867)年2月～	南八間道の修理普請をめぐり争論となり、これに北八間道に関連する村落も加わる	
明治元(1868)年10月	南北の八間道の修理・維持管理をめぐる争論	北八間道・南八間道
明治30(1897)年5月	明治29年の洪水により破壊された南八間道の修理をめぐる裁判	南八間道



図(補)—2 寛延二年絵図写(部分)

請方長沢家文書八をもとに作成



図(補)—3 図(補)—2に該当する範囲の現在の土地の高低差

請方地区は利根川河川改修工事に際して、盛土工事を行なっている。それ以前はより明確に論所道を境とした高低差があったそうである。

るのは、請方新田に限られていた。高場村落による土手の切り落としは、享保 14(1729)年・寛延 3 (1750) 年・宝暦 12 (1762) 年・享和 3 (1803) 年・文化 2 (1805) 年と続発している。いずれの事例も論所道の切り崩しであり、高場村落は排水を防ぎとめる道を切り崩すことで、水害被害の軽減を試みたのである。

論所道をめぐっては、裁許を受けた宝暦期の二つの争論を通じて基本的な慣行が定まり、その後文化期の争論により実情に合わせたかたちで新たに慣行が再構築されていく。そこでまず、裁許を受け先例として大きな意味をもつこととなった宝暦期の二つの争論をとりあげる。その二つとは、宝暦 10 (1760) 年の論所道の修理方法をめぐる争論と、宝暦 12 (1762) 年の堤の切払いをめぐって起きた争論である。

以下では論所道を中心とした考察を行なっていくため、関係する村落を簡単にふれて

おこう。論所道の争論の直接的当事者となるのは、この道に隣接する請方新田と、太郎右衛門・利右衛門・源五左衛門の 3 カ村であった。争論にあつて係争組織を形成することがあり、その場合、高場に位置する太郎右衛門・利右衛門・源五左衛門の 3 カ村を「上郷」といい、低地に位置する請方新田は「下郷」と呼ばれていた。「上郷」「下郷」には、争論ごとに加わる村むらがあるが、以上の村落がその基礎をなしている。上郷の 3 カ村の先には、布鎌地域でもっとも土地の高い西・南新田が隣接している。これらを図示してみよう。図(補)—2は、この時点までの権利関係が明らかになるもの¹¹⁾で、図(補)—3は現在の高低差を示したものである。

宝暦 10 年争論は、論所道に隣接した飛地をもつ村むらの提起から始まっている。こんにち地元でロンショミチ（論所道）と呼ばれる道筋は、この時点では、「北側八間道際方南側八間道際まで古田村々請方新田境通」と表現されている。すなわち、南北の八間道を結び、「布鎌新田」と「請方新田」の境界をなしている道筋である。前掲図(補)―2から明らかのように、この箇所には飛地をもつ村むらが存在していた。酒直新田、下和田新田などである。

宝暦 10 年争論は、係争の端緒は不明であるが、修理方法をめぐる争いであった。酒直新田を直接の当事者とする布鎌新田の諸村と、対立する請方新田では戻すべき論所道の原形が極端に違っていた。低地に位置する請方新田は、堀筋と合わせて「八間道堀」と主張し、高場に位置する布鎌新田各村落は道幅のみで「九尺道」と反論している。堤防となる道の形態は水防と大きくかかわる。そのため、堅強な土手を構築したい請方新田と、最小限の規模にとどめたい高場の村落との思惑の違いがよく表れている。この争論の結果は、請方新田側の水防権を認めるものであった。裁許の内容を見てみよう。修理について争われたため、まず論所道の維持・管理規定が定まっていく。

【史料 2】¹²

為取替証文之事

(中略)

北側八間道際方南側八間道際まで古田村々請方新田境通、(中略) 以来段々持水除修覆之儀、前後敷之揚土を以請方人足ニ而相圍可申候、其外道上草共ニ古開村々請方新田入会ニて仕候、尤右道修覆之節者受方新田方古田村々江申談、立合之上地所相応之土を以修覆可仕候、其上水持不足ニ候ハ、請方新田方地所差出何分相圍可申候

(下略)

論所道の修理は請方新田が行ない、水防効果が不十分である場合には、請方新田が地所を提供し補修する。やはり請方新田の一方的な労力提供を定めている。このように、その内容は、基本的に元禄期の八間道をめぐる取り決めと類似している。新たな点は高場村落の立合いを加えていることである。道の修理にあたっては請方新田が労力提供し、高場村落が立合いのもとで修理を行なうことと定めている。つまり高場村落の承認を求める内容である。

つづく宝暦 12 年争論は、6 月の大雨のさなか「上郷村々」が堤を切り崩したため、請方新田はじめ低地の村落が困窮したことを発端とする¹³。ここでの「上郷」は、堤切りを行なった太郎右衛門新田・南新田・源五左衛門新田である。上郷が堤を切り落とす強硬手段に及んだのは、請方新田が「新規ニ土俵を以堤築立」てたからである。これまで内水除けの堤がなかった場所で、請方新田が水防を始めたことに対し、切り崩す措置をとったのである。

宝暦 10 年の裁許が維持・管理規定であったのに対し、12 年の裁許は水防方法の規定である。裁許においては、勝手に水防箇所を拡張した請

表(補)－ 3：取り決めの内容と変化

	宝暦期の裁許		元禄期の取り決め
	宝暦十年裁許	宝暦十二年裁許	
係争箇所	論所道		南北八間道
排水対応	分配の論理	一方的分配	双方向的分配
	水防方法	双方立会	
維持管理	労力提供	請方新田より	請方新田より
	用地提供	請方新田より	
	作業規定	双方立会	
上草の利用	入会(共同利用)	入会(共同利用)	

方新田と、それを切り払った上郷の両者を罰する内容となっている。まず宝暦 10 年裁許の尊重を確認したうえで、水防活動は、定められた場所(段々持堤)のみで行なうことを再確認している。そのうえ、内水があふれ出した場合には、「双方立会之上」で水防を行なうことが取り決められた。

宝暦期の二つの争論を通じて、低地の水防を認めるかたちで論所道をめぐる排水慣行の内容が決められた。具体的には、段々持堤をめぐる維持・管理方法、水防方法の規定である。労力提供は請方新田から、修理普請、水防活動にあたっては利害関係者の立会いのもとに行なうこととなった。つまり、「一方的分配」とならざるを得なかったなかで、高場の村落は請方新田に二つの条件をつけた。ひとつは労働力の提供の再確認であり、もうひとつは権利行使にあたって双方が立ち会うことである。つまり無制限の権利行使を許さないことであった(表(補)－3)。

こうして排水慣行の体系化が進むものの、争論は切れ目なく継続していかざるをえなかった。請方新田をはじめ低地村落だけが実利を得る「一方的分配」では、高場の村落にとって受忍できるものではなかったようである。

4. 災害の再分配と秩序の再構築

4. 1. 先例を基軸とした排水慣行の再構築：文化期の争論

文化 2 年争論による取り決めは、これまでの慣行の枠組みを維持しつつも新たな内容を含むものである。「段階的分配」へと仕組みが変化していくからである。

文化 2 年争論に至るまでには、享和元(1801)年に堤の修理方法をめぐって、また享和 3(1803)年には堤の切払いめぐって争論が起きている¹⁴。またこれらを受け、文化元(1804)年には布鎌地域を代表して 4 組の年番名主衆が立ち会い、係争箇所の「上置寸尺改」を行なった。文化 2 年争論は、この緊張状態のなか起こった。請方新田側が単独で堤の修理を始める。前年の「上置寸尺改」で確認した場所であり、上郷側の立会いを求めなかった。これに対して、太郎右衛門新田・源五左衛門新田側は「無沙汰」であると批難し、2 村の若者たちが、その箇所を切り崩してしまったのであった。この争論の結果内済し、交わされ

たのが、【史料3】の証文である。

【史料3】¹⁵

為取替申済口証文之事

(前略)

一、(中略) 今般布鎌新田村役人一統評義之上右堤筋水囲之儀者、先前仕来之通り地高地窪之村方共、銘々耕地限り有来り候道筋を悪水除ニいたし、以来越水ニ応し何様ニ茂相囲ひ他村者勿論居村候共、地窪の方へ堅悪水吐落申間舗、尤右防方之儀者村々勝手ニ随ひ、土俵或者杭木其外何様之諸色相用候共異論無之筈取極候上者、請方新田地境右論所之儀も先前御裁許ニ不抱、前書之趣を以左之通和融いたし候事

一、(中略) 今般村役人一統相談之上先前仕来り之通り、銘々耕地堤限り水囲いたし候筈相成候上者、西南式ヶ村と之地境太郎右衛門新田水囲堤者勿論、利右衛門新田源五左衛門新田之儀茂、銘々耕地限り越水ニ応し十分ニ水囲ひいたし、以後西南式ヶ村悪水上郷三ヶ村江不落込様ニ相成候上者、請方新田と之地境論所字八間道より北八間道迄三百間余之場所茂、前書之趣ヲ以此上出水之節何様水囲ひいたし候共、訴訟方三ヶ村右ニ付聊申分願筋無之候事

但シ右論所段々持堤之儀、是迄者上郷村々立合之上修覆水囲ひ共いたし来り候得共、今般前書取極内済いたし候上者、以来上郷方不及立合下郷村限りニ而修覆水囲共議定之通り取斗候筈

(中略)

一、前書西新田南新田と之地境下郷請方新田地境迄、上郷三ヶ村分水除堤前後左右共都合拾七道有之、已来内水湛候節者銘々越水ニ応し右堤筋何様ニ茂水囲可被候得共、追々地窪ニ相成当時之有形ニ而者内水湛へ候節悪水溜成兼候間、右堤筋之儀者今般及出入候請方境段々持堤高寸尺相改、右堤ヲ目当ニ兼而修覆致置候積り、左候得者此上内水湛越水致し候共、其外之防方行届キ可申候得共、当時姿ニ而者何分無^(東照カ) 覚 候間、論所段々持堤を見合不残不陸無之様前広修覆いたし候積り候処、利右衛門新田源五左衛門新田ハ小村ニ而右修覆行届キ兼候間、今般之修覆限請方新田其外下郷拾ヶ村申合人足差出シ助合候筈ニ候事

但シ右式ヶ村儀此已後内水湛堤越水致し地元のみニ而防届キ兼候節者、式拾四ヶ村より早速人足差出シ助合可申事

(下略)

この結果交わされた済口証文の内容は多岐にわたるが、八点に整理できる¹⁶。すなわち、①水防慣行が乱れているので仕来りを再確認し、悪水を排水しないようにすること。②水防活動は、土俵や杭などいかなる方法も認めること。③上郷3カ村も「十分ニ水囲ひ」をすること。④論所道での修理や水防を、今後は「下郷村限り」で行ない上郷の立合いを求

めないこと。⑤新たに「長百拾七間余之場所」も段々持堤に加えること。⑥上郷 3 カ村の段々持は、論所道を基準にして補強すること。⑦⑥の修理に限り、小村である源五左衛門新田・利右衛門新田を下郷村々が協力すること。⑧右 2 村の水防が不十分な場合は、布鎌 24 カ村が協力して水防を手伝うことである。

つまり、ここでの取り決めに一言で表現すれば、さらなる低地村落の水防権の強化である。段々持堤慣行の尊重を前提としつつ (①)、より明確に、低地の村むらの権利拡大を認める内容となっている。水防箇所である段々持堤が、新たに 100 間以上も認められていることから明らかである (⑤)。さらに、水防活動における道具の自由 (②)、宝暦期の裁許の内容をくつがえして、水防活動・修理にあたって高場村落の立合いを不要とすることにあらわれている (④)。

低地の請方新田の水防権が問題になっているにもかかわらず、何ゆえ、さらに請方新田側に有利な内容となったのだろうか。それは上郷三カ村 (太郎右衛門新田・利右衛門新田・源五左衛門新田) の、西新田・南新田に対する権利拡大によって可能になった。まず上郷 3 カ村の道筋を論所道にならってかさ上げし、段々持堤の強化をはかる (⑥、⑦)。そのうえで、3 カ村の水防活動を相互承認するとともに (③)、それが実質的な意味を持つように、24 カ村が水防活動の協力をすることを定めているのである (⑧)。村落の開発史に即して言えば、第二期開発村落の権利拡大によって、「布鎌第一之高場」である第一期開発の村落の優位性を突き崩す仕組みを作り上げたといえよう。

4. 2. 論所道をめぐる排水慣行の到達点

つまりここでの取り決めが画期的であったのは、対立軸をずらすことに成功していることである。これまで論所道の争論における対立軸は、「上郷村々」対「下郷村々」であった。それを新たに「西新田・南新田」対「上郷村々」「下郷村々」となる論理を作り上げているのである。【史料 3】と同時に作成された頼み証文【史料 4】は、そのことを如実に表している。これまで争いを繰り返してきた上郷のうち太郎右衛門新田と下郷の村落とが、西新田・南新田に対して共同して水防にあたる方向に舵を切っているからである。

【史料 4】¹⁷

入置申一札之事

一、上郷利右衛門新田・太郎右衛門新田・源五左衛門新田方下郷請方新田江相懸候段々持堤之儀是迄数度及出入候ニ付、今般場所為御見分と中山孝三郎様秋山友蔵様御越被成、双方御吟味中扱人立入別紙済口証文為取替置候通、村々順々ニ水囲ひ致候筈ニ議定仕候、右ニ付私共村方水持堤南新田・西新田右式ヶ村境之儀一躰地高之村方と申、殊ニ持堤長キ場所ニ御座候得者、内水湛越水之節水防人足等行届兼候ハ、下郷村々方人足助合可申筈之内済熟談仕候、依之右頼之一札入置申所如件

文化二丑年

六月 下総国印旛郡布鎌新田上郷

太郎右衛門新田

名主 太郎右衛門 ㊦

下郷村々役人衆中 同組頭兼 半兵衛 ㊦

右惣代請方新田

庄兵衛組 名主 庄兵衛殿

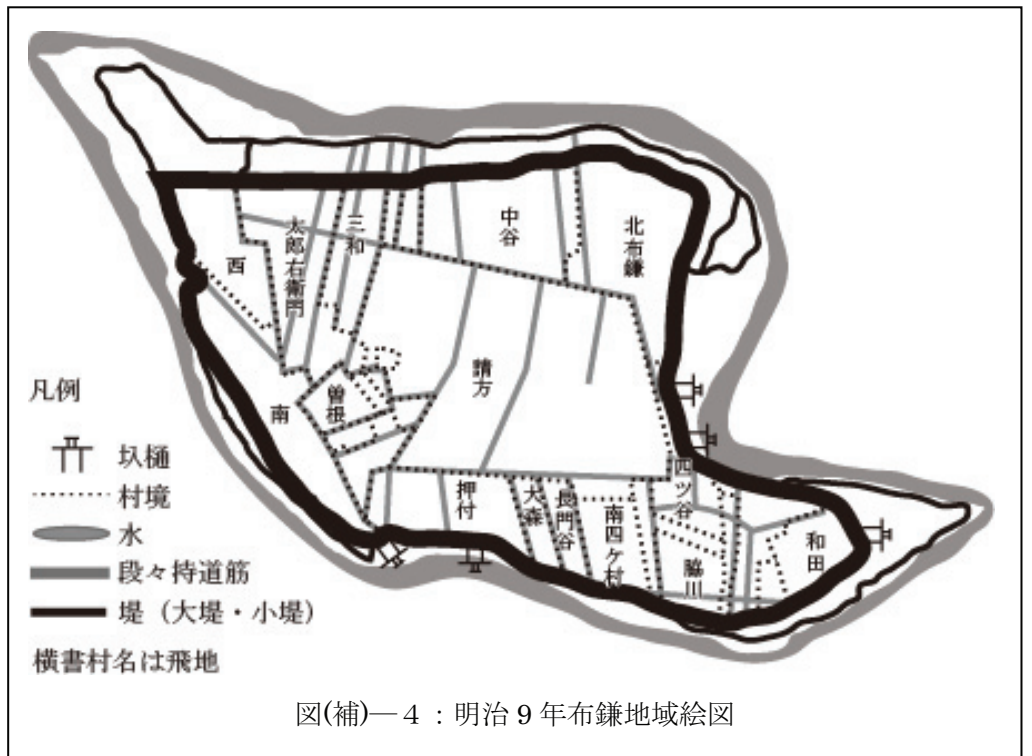
佐治右衛門組 名主 佐治右衛門殿

言うところはこうである。私共（太郎右衛門新田）の水持堤（段々持堤）は、地高の村である西新田・南新田と隣接し、長距離に及んでいる。内水が流れ出し、水防が行き届かない場合には、下郷村々から人足を出し、助け合うことを願っている。つまり、これまで水論に関して、「論外之村方」であった西新田・南新田を排水慣行のなかに組み込み、「段階的分配」をはかった。西新田・南新田に対する太郎右衛門新田の水防活動、さらに太郎右衛門新田に対する源五左衛門新田・利右衛門新田の水防活動の双方を、下郷側が協力することを目指したのである。

ここに至ってはじめて、村ごとの水防権の関係性が規定されることとなった。これまでのように各村の排水を防ぎ止める権利を承認するだけでなく、「村々順々」とあるように、村ごとの水防が秩序だっで行なわれるように決められていった。すなわち、村むらの行なう水防が順序立って体系づけられ、それへの協力が確認されることで実質化されたという

ことができる。これが相互に納得できる「水害の分配」であった。したがって段々持堤慣行は、とくに村境にあたるものを中心に秩序形成がなされていた（図(補)－4）。

これ以降、直接的に論所道にかかわる争論をみてとることができなくなっていく。この「段階的分配」の仕組みが、到達点であった



と考えられよう。実際に論所道での慣行が、「段階的分配」の仕組みに定まると、これまで「論外之村方」であった西新田・南新田の間に水論が発生するようになった。西新田・南新田での水論の発生は、排水慣行が地域社会の間で新たに組み直されたために、これまで何ら取り決めのなかった第一期開発の高場村落同士の秩序形成を促すこととなったことを示唆している。

以上、布鎌地域の排水慣行を、段々持堤とよばれる排水に対する水防慣行を中心に論じてきた。段々持堤慣行は、第一義には内水に対する地域社会の対応方法であったが、最後に、それがもった利根川の決壊（外水）への意味に触れておきたい。明治43（1910）年のこと。布鎌地域は和田地区（旧下和田新田）で決壊し、一面泥水のもとに沈んでしまった。このときのエピソードである。布鎌でもっとも低地にある請方地区の女性たちは、和田地区での決壊の報に接すると、避難するのではなく田へ出ていったそうである。図(補)－4にみるように、洪水は村境でせき止められながら流下してゆくため、すぐには到達することはない。請方地区が水底に没するまでに約半日かかったという。すなわち、段々持堤は、外水に対しても流下速度を弱める機能を有してきた。その間の時間を使って、少しでも稲を刈っておくことが、この地域の人びとにとって必要な知恵であった。洪水後の暮らしぶりを少しでも良くするためにすべき対処なのであった。

5. 結論：納得可能な分かち合いの仕組みへ

本論では、水害を分け合うという布鎌地域の水利慣行の展開を見てきた。布鎌地域では新田開発のあと間もなく、「水害の分配」の仕組みが形成されはじめ、争論を繰り返す中で、それがより精緻化されてきたことがわかった。その内容をまとめておきたい。

排水慣行は、もっとも低地に成立した請方新田の存続とかかわって形成されてきた。内水の被害が著しい請方新田は、それを防ぎ止める堤を構築しようとした。しかしながら、この築堤は隣接する村落にとって、不利益以外の何ものでもなかった。そのため高場からの内水の流入を防ぐ低地村落の水防と、低地から内水があふれ出すのを防ぐ高場村落の水防と、両者をみとめる「双方向的分配」をはかった。ところが実際に築堤がなされると、実利があったのは低地の請方新田に限られていた。「一方的分配」にならざるを得なかったのである。高場村落による論所道の切り落としが頻発したため、裁許をうけ宝暦期には慣行の体系化が進む。請方新田の労力提供の再認と、道の維持管理・水防活動での高場村落の立会いが明記された。

転換点となったのは、文化2年争論であった。ここでは、「段階的分配」の仕組みが形成された。これまで論所道をめぐっては、「上郷村々」と「下郷村々」の争いであった。争点は論所道に限定されていた。このときはじめて論所道には隣接していない第一期開発の西新田・南新田を含めた秩序形成がなされた。こうした過程を経るなかで、村境を中心として村ごとに水害を段階的に分け合う仕組みが形成されていったのであった。

以上のように、本論では歴史資料の分析から、水利慣行の形成過程をみてきた。竹内利美は、水利慣行が「記録に残る明確な慣行」と、明文化する必要もなく自然と伝承されてきた「目立たぬ生活慣行」の二つから成り立つことを指摘している（竹内利美 1990:355）。本論では、「記録に残る明確な慣行」をとりあげたわけであるが、そこで文字化され、可視化されてきたのは、排水を防ぎ止める水防慣行であった。他方、水防のあり方と密接にかかわっていたはずの排水路をめぐる慣行については、ほとんど確認することができなかった。たとえば昭和初期の記録に、内水に際して「各部落の大塚側には水量杭を樹て、各部落共に平均化する様に役員方は種々苦勞をされて居った」（小島政次 1973:2）と記録されている。このような排水路を利用した分水慣行は、「目立たぬ生活慣行」として経験的に伝承されていくこととなった。見方を変えれば、文字化された水利慣行は、分水では対処できずに、水防という強硬手段に打って出なければならないほどの災害への対処方法であった。そうしたものをこそ記録し、書き継いでいく必要があったのである。

1 ただし排水慣行それ自体の分析は、水利研究において必ずしも中心的な位置を占めてこなかった。この点については、前掲秋津論文（秋津元輝 2007:59）参照のこと。

2 このほか近年の請堤研究として、川合一郎（2007）がある。

3 以下、「布鎌地域」といった場合には、布鎌全域を指すこととする。

4 なお傍線部分は、筆者によるものであり、以降も同様である。

5 南土地改良区蔵『耕地整理組合設立認可申請書』。

6 請方長沢家文書四〇「下総国印旛郡布鎌新田御用番帳」なお以下の史料番号は、常総地方史研究会の史料目録によった。

7 請方長沢家文書四一「元禄享和宝曆慶応堤議定取替文書扣」、および請方芳沢家文書三九五「諸証文写」。

8 請方長沢家文書五一「取替申証文之事」。

9 このうち六軒・甚左衛門・外の各新田は、のちに名称が引き継がれておらず、正確な位置関係がわからない。しかしながら、資料の性格からして四ツ谷・押砂・北・中谷など請方からみて北側にあたる諸村であると判断される。

10 請方長沢家文書五四「入置申一札之事」。のちに争論を引き起こす、布川新田（のちの太郎右衛門新田）が、積極的に請方新田側の築堤を承認している。

11 本絵図の作成理由を直接的に示す資料は現存していないが、同時期の塚樋設置にかかわるものと推測される。「此度新塚樋水吐御支配様江奉願上候ニ付、当新田村々段々持御吟味被遊候、私共願之通新塚樋被仰付候」とある。請方芳沢家文書五「雜記（戊年夫錢ニ付御役所様古証文等写シ済口証文等写シ）」。

12 「段々持一件ニ付済口証文」『栄町史資料集（一）』、212頁

13 前掲注「段々持一件ニ付済口証文」『栄町史資料集（一）』、211-212頁

14 おそらく争論が継続する背景には、寛政六（一七九四）年の塚樋移転も影響を与えていたものと考えられる。排水施設や組織に関しては、本論では対象化しきれていない。今後の課題としたい。

15 「段々持一件済口証文写」『栄町史資料集（一）』、204-208頁

16 請方長沢家文書二三八「上段々持一件四組取極済口証文」。

17 請方長沢家文書七六「入置申一札之事」。

引用文献一覧

- 秋津元輝、2007、「水をめぐる排除と協同」池上甲一編『むらの資源を研究する—フィールドからの発想』農山漁村文化協会
- 秋元律郎、1988、「都市コミュニティと防災」安倍北夫ら編『(応用心理学講座 3) 自然災害の行動科学』福村出版
- 秋元律郎ほか編、1982、『災害の社会科学研究—文献目録』早稲田大学文学部社会学・秋元研究室
- 蘆田伊人校訂、1996、『(大日本地誌大系 18) 新編武蔵風土記稿』雄山閣
- 芦原修二、1995、『小貝川河口の闘い』崙書房
- 安倍北夫、1986、『パニックの人間科学』ブレーン出版
- 阿由葉司、1987、「利根川下流域の水塚について」『歴史地理学紀要』(29)
- 安藤万寿男、1988、『輪中—その形成と推移』大明堂
- 飯島康夫、1996、「水利秩序の形成と展開—高崎市—貫堀五具堰に関する史料を中心に」『群馬県立歴史博物館紀要』(17)
- 、1997、「山と水」福田アジオ・赤田光男編『(講座日本の民俗学三) 社会の民俗』雄山閣
- 五十嵐之雄、1991、「津波災害文化の有効性」『東北学院大学論集人間・言語・情報』(99)
- 池田謙一・宮田加久子、1982、「アメリカにおける社会科学的災害研究の動向」東京大学新聞研究所編『災害と人間行動』東京大学出版会
- 石川公彌子、2009、『<弱さ>と<抵抗>の近代国学—戦時下の柳田国男、保田與重郎折口信夫』講談社
- 石崎正和、1994、「低平地の開発とポンプによる用排水」大熊孝編『叢書近代日本の技術と社会 4・川を制した近代技術』平凡社
- 石野春夫、1976、「手取川の大蛇—昭和 9 年水害余話」『はくさん』4(2)
- 板倉町教育委員会、2004、『水防建築「水塚」調査報告書』
- 伊藤安男、2010、『洪水と人間—その相剋の歴史』古今書院
- 今村文彦、2011、『防災教育の展開』東信堂
- 岩崎信彦、2002、「市民社会とリスク認識—阪神大震災の意味するもの」『社会学評論』52(4)
- 、2008、『「災害文化」と『災害教育』を考える』岩崎信彦ほか編『災害と共に生きる文化と教育—〈大震災〉からの伝言』昭和堂
- 岩本由輝、1982、『柳田国男—民俗学への模索』柏書房
- 、1985、『論争する柳田国男—農政学から民俗学への視座』御茶の水書房
- 、1989、「民俗学の限界」鳥越皓之編『民俗学を学ぶ人のために』世界思想社
- 印南敏秀、2002、『水の生活誌』八坂書房
- 植田今日子、2012、「なぜ被災者が津波常習地へと帰るのか—気仙沼市高桑町の高桑町の海難史のな

- かの津波」『環境社会学研究』(18)
- 浦野正樹、2005、「都市社会のリスクとその変容」浦野正樹ほか編『(社会学のアクチュアリティ 8) 都市社会とリスク』東信堂
- 、2010a、「アメリカ災害社会学の展開とハリケーン・カトリーナ」『社会学年誌』(51)
- 、2010b、「災害研究のアクチュアリティ—災害の脆弱性／復元＝回復力パラダイムを軸として」『環境社会学研究』(16)
- 大熊孝、1981、『利根川治水の変遷と水害』東京大学出版会
- 、1988、『洪水と治水の河川史—水害の制圧から受容へ』平凡社
- 、2004、『技術にも自治がある—治水技術の伝統と近代』農山漁村文化協会
- 大谷貞夫、1972、「寛文延宝期における下利根川流域の開発と治水」『成田市史研究』(1)
- 大槻恵美、2010、『風土に生きる・場所に生きる—地域の変容と再編成に関する地理学的研究』ナカニシヤ出版
- 小川直之、1990、「水利慣行と社会統合—神奈川県平塚市金目川筋を事例として」『歴史と民俗』(5)
- 小倉学、1979、「漂着神—能登半島を中心にして」五来重ら編『(講座日本の民俗宗教 3) 神観念と民俗』弘文堂
- 小野武夫、1941、『(現代日本文明史 9) 農村史』東洋経済新報社
- 柿崎京一、1964、「水利秩序と村落」『社会科学論集』(11)
- 嘉田由紀子、1986、「環境史と日常生活論—地域社会学から環境問題への新接近」『社会学評論』37(3)
- 、1991、「環境管理主体としての村落組織とその変容」『年報・村落社会研究』(27)
- 、2001、『水辺ぐらしの環境学—琵琶湖と世界の湖から』昭和堂
- 香月洋一郎、2000 (1983)、『景観のなかの暮らし』未来社
- 、2007、「日常生活のなかの災害認識」『歴史災害と都市』立命館大学・神奈川大学 21 世紀 COE プログラムジョイントワークショップ報告書
- 加藤尚武、2011、『災害論—安全性工学への疑問』世界思想社
- 鹿野政直、1999、『近代日本思想案内』岩波書店
- 川合一郎、2007、「奈良盆地における水防集団の形成と展開」『生活文化史』(52)
- 川島秀一、2003、『(ものと人間の文化史 109) 漁撈伝承』法政大学出版局
- 、2011、「流された漁村に立つ」『季刊東北学』(28)
- 川名登、1993、『河川水運の文化史—江戸文化と利根川文化圏』雄山閣出版
- 川本彰、1983、『むらの領域と農業』家の光協会
- 、1990、『農村社会論』明文書房
- 菊地利夫、1958、『新田開発』古今書院

- 岸本誠司、2003、「輪中地帯集落における水界利用とその意味について—大垣市浅草地区を事例として」『民俗文化』(15)
- 喜多村俊夫、1950、『日本灌漑水利慣行の史的研究—総論編』岩波書店
- 鬼頭秀一、2010、「特集のことば—『災害』・環境社会学の新しい視角」『環境社会学研究』(16)
- 木村周平、2005、「災害の人類学的研究に向けて」『文化人類学』70(3)
- 蔵治光一郎、2010、「20 世紀の河川思想を振り返る」宇沢弘文・大熊孝編『社会的共通資本としての川』東京大学出版会
- 倉田和四生、1999、『防災福祉コミュニティー—地域福祉と自主防災の統合』ミネルヴァ書房
- 栗原東洋、1973、『印旛沼開発史第1部下巻』印旛沼開発史刊行会
- 、1980、『印旛沼開発史第3部』印旛沼開発史刊行会
- 高坂健次・石田淳、2005、「災害とヴァルネラビリティ」関西学院大学 COE 災害復興制度研究会編『災害復興：阪神・淡路大震災からの10年』関西学院大学出版会
- 香坂玲、2012、「レジリアンスとは—生態学から社会経済分野へ」香坂玲編『地域のレジリアンス—大災害の記憶に学ぶ』清水弘文堂書房
- 小島政次、1973、『南外四大字耕地整理組合並南外四大字土地改良区沿革』
- 小松和彦、2000、「『たましい』という名の記憶装置」小松和彦編『記憶する民俗社会』人文書院
- 小林茂、2007、『内水面漁撈の民具学』言叢社
- 小林秀雄、2004(1977)、「本居宣長」『(小林秀雄全作品27)本居宣長(上)』新潮社
- 小林文男、1987、『昭和61年度埼玉県教育委員会長期研修教員(社会科)研修報告』埼玉県東部低地の風土と人間生活』
- 栄町役場、1972、『栄町史資料集(一)』
- 坂本育男、2013、「川とのつきあい—技術と思い—」『九頭竜川探求の旅—ひと・歴史のくつながり>を求めて—報告書』福井県立大学九頭竜川プロジェクト
- 桜井徳太郎、1985、『結集の原点—共同体の崩壊と再生』弘文堂
- 櫻井龍彦、2002、「民俗における技術と環境問題」櫻井龍彦編『東アジアの民俗と環境』金壽堂出版
- 桜田勝徳、1970、『(自然と人間II)海の宗教』淡交社
- 佐治靖、2004、「離島・農村社会の在地リスク回避と開発」松井健編『(島の生活世界と開発三)シマの自然と伝統のゆくえ』東京大学出版会
- 佐藤武夫、1958、『水害論』三一書房
- 佐野静代、2008、『中近世の村落と水辺の環境史—景観・生業・資源管理』吉川弘文館
- ジェームス・スコット、1999、『モーラル・エコノミー—東南アジアの農民叛乱と生存維持』高橋彰訳 勁草書房
- 篠原徹、1990、『自然と民俗—心意のなかの動植物』日本エディタースクール出版

- 、2004a、「環境史は可能か—生活世界の視点から」『歴史評論』(650)
- 、2004b、「エコ・コモンズと在地リスク回避」大塚柳太郎・篠原徹・松井健編『(島の生活世界と開発四) 生活世界からみる新たな人間・環境系』東京大学出版会
- 篠原雅武、2011、「エコロジー論へ—崩壊状況からの思考」『現代思想』39(7)
- 清水展、2009、「災害に立ち向かう地域／研究—生存基盤持続型の発展に向けた再想像—創造のための素描」『Kyoto Working Papers on Area Studies』(79)
- 新沢嘉芽統、1983、「農業水利規制の基本的性格について」新井信男編『(昭和後期農業問題論集⑨) 水利制度論』農山漁村文化協会
- 菅豊、2001、「自然をめぐる労働論からの民俗学批評」『国立歴史民俗博物館研究報告』(87)
- 、2005、「在地社会における資源をめぐる安全管理—過去から未来へ向けて」松永澄夫編『環境—安全という価値は…』東信堂
- 、2008、『川は誰のものか—人と環境の民俗学』吉川弘文館
- 須田茂、1971、「下総国布鎌新田の門訴一件史料」『常総研究』(2)
- 、1978、「近世前期下利根川流域における新田開発」『市原地方史研究』(9)
- 住谷一彦、1953、「村落共同体と用水強制—村落共同体研究についての覚書」『社会学評論』3(3)
- 関谷直也、2007、「災害文化と防災教育」大矢根淳ほか編、『(災害と社会 1) 災害社会学入門』弘文堂
- レベッカ・ソルニット、2010、『災害ユートピア—なぜそのとき特別な共同体が立ち上るか』高月園子訳 亜紀書房
- 竹内啓、2004、「社会技術の観点から見た risk 論の一問題」『社会技術研究論文集』(2)
- 竹内利美、1990(1948)、「灌漑の民俗」『(竹内利美著作集一) 村落社会と協同慣行』名著出版
- 田代源之助、1996(1971)、「利根川河川改修工事と変遷」『栄町の歴史』(2)
- 館林市教育委員会文化振興課編集、1991、『(田山花袋記念館研究叢書第 1 巻) 田山花袋宛柳田国男書簡集』館林市
- 田中重好、2007、『共同性の地域社会学—祭り・雪処理・交通・災害』ハーベスト社
- 田野登、2007、『水都大阪の民俗誌』和泉書院
- 玉城哲、1983、『水社会の構造』論創社
- 、1984a、『川の変遷と村—利根川の歴史』論創社
- 、1984b、「水田稲作と『むら社会』」坪井洋文編『(日本民俗文化大系⑧) 村と村人』小学館
- 田原音和、1983、『歴史のなかの社会学—デュルケームとデュルケミアン』木鐸社
- 千葉県印旛郡役所、1913、『千葉県印旛郡誌』千葉県印旛郡役所
- 千葉徳爾、1978、『民俗学のこころ』弘文堂
- 、1988(1980)、「日本人の自然観」『(千葉徳爾著作選集 2) 民俗学と風土論』東京

堂出版

——、1991、『柳田国男を読む』東京堂出版

鶴見和子、1977、『漂白と定住と—柳田国男の社会変動論』筑摩書房

出口晶子、1994、「琵琶湖水運と陸の環境変動」鳥越皓之編『試みとしての環境民俗学』雄山閣出版

東畑精一、1961、「農政学者としての柳田国男」『文学』29(1)

利根川歴史研究会編、2008、『普請目論見書—天・地・人』学報社

鳥越皓之、1984「方法としての環境史」鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史』御茶の水書房

——、1989、「経験と生活環境主義」鳥越皓之編『環境問題の社会理論』御茶の水書房

——、2002、『柳田民俗学のフィロソフィ』東京大学出版会

永澤正好、2006、『四万十川Ⅱ川行き〈田辺竹治翁聞書〉』法政大学出版局

永田恵十郎、1971、『日本農業の水利構造』岩波書店

中村尚司、1988、『スリランカ水利研究序説』論創社

長瀬町教育委員会編、1995、『長瀬町史、近代・現代資料編』

——、1997、『長瀬町史、長瀬の自然』

——、1999、『長瀬町史、民俗編1』

似田貝香門、2008、「防災の思想」吉原直樹編『(防災を考える1) 防災の社会学』東信堂

根岸門蔵、1977(1908)、『利根川治水考』崙書房

野田隆、1997、『災害と社会システム』恒星社厚生閣

野本寛一、1987、『生態民俗学序説』白水社

——、2010、『地霊の復権』岩波書店

浜谷正人、1976、「現代農村の地域秩序とその変容—笹堰水利地域を事例にして」『史林』59(2)

林研三、1999、「『生ける法』論の展開」『札幌法学』10(1・2)

林春男、1988、「災害文化の形成」安倍北夫ほか編『(応用心理学講座2) 自然災害の行動科学』福村出版

林春男・田中重好、1989、「災害文化序説」『社会科学討究』(101)

原口弥生、2010、「レジリエンス概念の射程—災害研究における環境社会学的アプローチ」『環境社会学研究』(16)

平川南、2012、「人と自然のかかわりの歴史」平川南編『(環境の日本史1) 日本史と環境—人と自然』吉川弘文館

広瀬弘忠、2004、『人はなぜ逃げおくれるのか—災害の心理学』集英社

藤井隆至、1995、『柳田国男経世済民の学—経済・倫理・教育』名古屋大学出版会

藤原保信、1991、『自然観の構造と環境倫理学』御茶の水書房

福岡捷二、2005a、「大熊孝氏の『脱ダム』治水論を批判する」『世界』(738)

- 、2005b、「治水の計画とは、河川の管理とは—治水は合理的に論ずるべき」『世界』(746)
- 福田アジオ、1981、「水利をめぐる村落の連合と対抗—野洲川下流神ノ井を中心に」『近江村落社会の研究』(6)
- 、1998、「民俗学の目的」福田アジオら編『(講座日本の民俗学 1) 民俗学の方法』雄山閣出版
- 、2007、『柳田国男の民俗学』吉川弘文館
- 、2009、『日本の民俗学—「野」の学問の二〇〇年』吉川弘文館
- 古川彰、1986、「水利用と日常生活の論理—科学知と生活知の構造」『中京大学社会学部紀要』1(1)
- 、2004、『村の生活環境史』世界思想社
- U・ベック、1998、『危険社会—新しい近代への道』東廉、伊藤美登里訳、法政大学出版会
- 北條浩、2008、『日本近代化の構造的特質』御茶の水書房
- スザンナ・M・ホフマン、アンソニー・オリヴァー＝スミス、2006、『災害の人類学—カタストロフィと文化』明石書店
- 堀内義隆、1983、『奈良盆地の灌漑水利と農村構造』奈良文化女子短期大学附属奈良文化研究所
- 松井健、1998、『文化学の脱=構築—琉球弧からの視座』榕樹書林
- 、2007、「序—自然の資源化」松井健編『(自然人類学 06) 自然の資源化』弘文堂
- 松崎憲三、2012、「二つのモノの狭間で—柳田民俗学がめざしたもの」『現代思想』40(12)
- 松田佳代、2005、「関東平野の漂着神伝承」『(葛飾区の民俗IV) 洪水の記憶』葛飾区郷土と天文の博物館
- 松田素二、1989、「必然から便宜へ—生活環境主義の認識論」鳥越皓之編『環境問題の社会学理論—生活環境主義の立場から』御茶の水書房
- 宮田登、1993、「地域史と環境伝承」『牛久市史研究』(3)
- 宮村忠、1985、『水害—治水と水防の知恵』中央公論社
- 宮本和也、1978、『新利根川騒動記』崙書房
- 宮本常一、1967、「農民不安の根源」『宮本常一著作集 2 日本の中と地方』未来社
- 、1975、「人と自然」『宮本常一著作集 18 旅と観光』未来社
- 室井研二、2006、「災害の都市社会学と環境社会学」『西日本社会学会年報』(4)
- 、2007、「災害の都市社会学—学史的整理と課題」『香川大学教育学部研究報告』(128)
- 、2011、『都市化と災害—とある集中豪雨災害の社会的モノグラフ』大学教育出版
- 森嘉兵衛、1987(1933)、『(森嘉兵衛著作集 1) 岩手県津波史』法政大学出版
- 森栗茂一、2011、「東日本大震災と阪神大震災の与えた課題」『季刊東北学』(28)

- 安室知、2005、『水田漁撈の研究—稲作と漁撈の複合生業論』慶友社
- 柳田国男、1968（1941）、「豆の葉と太陽」『定本柳田国男集第二卷』筑摩書房
- 、1970（1941）、「ささやかなる昔」『定本柳田国男集第二十三卷』筑摩書房
- 、1970（1950）、「寄り物の問題」『定本柳田国男集第三十一卷』筑摩書房
- 、1997（1959）、「故郷七十年」『柳田國男全集 21』筑摩書房
- 、1998（1931）、「明治大正史世相篇」『柳田國男全集 5』筑摩書房
- 、2001(1927)「農民史研究の一部」『柳田国男全集 27』筑摩書房
- 山崎有恒、1995、「明治期の利根川治水をめぐる千葉県政治状況」『立命館文學』(542)
- 山田知子、1996、『相撲の民俗史』東京書籍
- 山室敦嗣、2012、「問われ続ける存在になる原子力立地点住民—立地点住民の自省性と生活保全の関係を捉える試論」『環境社会学研究』(18)
- 山本康正、1981、「災害と組織」広瀬弘忠編『災害への社会科学的アプローチ』新曜社
- 、1988、「防災とコミュニティ」安倍北夫・岡部慶三・三隅二不二編『(応用心理学講座三) 自然災害の行動科学』福村出版
- 矢守克也・吉川肇子・網代剛、2005、『防災ゲームで学ぶリスク・コミュニケーション』ナカニシヤ出版

初出一覧

第三章：「災害格差を均衡化する仕組みとしての水利慣行—利根川下流域・布鎌地域における水害受容の論理」『日本民俗学』（掲載決定）

第四章：2013「川のなかの定住者たちの災害対応—利根川・布鎌地域の水神祭祀」鳥越皓之編『（環境の日本史5 近現代・民俗）自然利用と破壊』吉川弘文館
および「川との折り合いのなかで生まれた文化的景観」『利根川文化研究』（37）（印刷中）
の内容を加筆し修正を行なった。

第五章：2012「むらの領土管理にみる災害文化活用の論理—利根川下流域の新田村落を対象として」『村落社会研究ジャーナル』19(1)

補論：「『水害の分配』はいかにして可能になったのか—利根川下流村落社会における水利慣行の形成過程—」『千葉史学』（掲載決定）

いずれの章も初出論文をもとにしながらも、本論収録にあたって改稿を加えている。